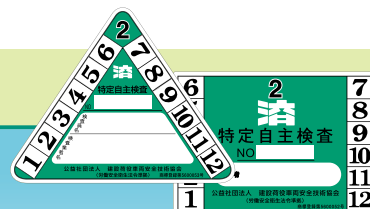


建設荷役車両



VOL.42 No.250

第**250**号
2020-11

令和2年11月1日発行（隔月1回1日発行）



公益
社団法人

建設荷役車両安全技術協会
SAFETY ASSOCIATION OF CONSTRUCTION AND LOADING VEHICLES

URL <http://www.sacl.or.jp>



とくじけん

建設車両用タイヤに待望の新シリーズ登場！！



クッション性に優れた
穴あきノーパンクタイヤ

製品サイズ

- ・16.00-25
- ・17.5-25
- ・20.5-25
- ・23.5-25 他各種

大型ホイールローダー対応!!
各機種用ホイールも製作します
ホイールとセットで更にお買い得!

スノー用パターン
大型ニューマチックタイヤ

製品サイズ

- ・16.9-24 12PR TL
- ・17.5-25 12PR TL (今冬販売開始)
- ・20.5-25 16PR TL (今冬販売開始)

大好評スノーパターンに
待望の大型サイズ登場!!
ピン打ち場所もしっかり確保



産業車両用 建設機械用タイヤのことなら

MRC 丸中ゴム工業株式会社

TEL:052-889-5556

FAX:052-889-5558

本社:愛知県名古屋市瑞穂区二野町4-11

URL : <http://www.marunaka-rubber.co.jp>



『建設荷役車両』 250号 (2020-11月号) アンケートのお願い

(公社)建設荷役車両安全技術協会
広報委員会 行(ご回答期限:令和2年12月21日)

送信先 FAX : 03-3221-3665
E-mail : koho@sacl.or.jp

※ この用紙は必要な場合はコピーしてお使いください

ご記入頂いたアンケートは、上記宛先まで、FAXもしくはE-mailでご送信下さい。

なお、本アンケートはWEB上からもご回答いただけます。建荷協HPの会員ページより、「機関誌アンケート」にアクセスしてください(詳細は本用紙裏面を参照)。

※回答期限までにご回答を頂いた方の中から抽選でQuoカード1000円分を5名様に贈呈いたします。(結果発表は発送をもって代えさせていただきます)

◆ 下記の記事について、あてはまるものを一つお選びいただき□に✓をご記入ください。

記事番号	記事(掲載頁)	読んだ(あてはまるものを一つ選んでください)					読んでいない
		満足(興味をもった)	やや満足	どちらでもない	やや不満	不満(興味をもてず)	
1	広報 令和2年度 特定自主検査 強調月間ポスター(1頁)	☐	☐	☐	☐	☐	☐
2	広報 令和2年度 特定自主検査 強調月間実施中!(8頁)	☐	☐	☐	☐	☐	☐
3	広報 車両系荷役運搬機械の労働災害による死亡災害の推移と令和元年における発生状況(31頁)	☐	☐	☐	☐	☐	☐
4	広報 車両系建設機械及び高所作業車の労働災害による死亡災害の推移と令和元年における発生状況(36頁)	☐	☐	☐	☐	☐	☐
5	広報 特自検Q&A 第4回(42頁)	☐	☐	☐	☐	☐	☐
6	イラスト災害事例(47頁)	☐	☐	☐	☐	☐	☐
7	安全技術講座「我が社のセールスポイント」(53頁)	☐	☐	☐	☐	☐	☐
8	製品紹介(58頁)	☐	☐	☐	☐	☐	☐

◆ 満足した(または不満の)記事は、どういう点が良かった(良くなかった)ですか。

記事番号	良かった(良くなかった)点

◆ 本誌全般の感想や取り上げてほしい話題、講座のテーマなどありましたらご記入ください。
また「特自検Q&A」コーナー(本号42頁掲載)では、特自検に関する質問を募集しています。
質問は、こちらにご記入ください(欄が足りない場合は自由に用紙を追加してください)。

● 名 前(フリガナ):	● 年齢(任意)	● 性別(任意)
	歳	男・女
● 勤務先名称:	● 役職:	
● 勤務先所在地: 〒 -		
都 道 府 県	TEL:	
● 職種(○で囲んでください): 1 代表・役員 2 営業・サービス 3 設計・技術開発等 4 現業・製造等 5 総務・経理等 6 その他		

ご協力ありがとうございました

(ご記入の個人情報は抽選品発送及び個人が特定できない形の集計・調査に使用させていただきます)

■「機関誌アンケート」へのアクセス方法

建荷協ホームページ (http://www.sacl.or.jp)

- ➡会員ページ (ユーザー名 saclhp / パスワード saclhp 入力)
 - ➡機関誌アンケート (「250号 (2020-11月号) アンケートへ移動」クリック)
- 以下アンケートにお答えください、入力時間は数分です。

会員ページ

The screenshot shows the homepage of the Safety Association of Construction and Living Vehicles (SAACL). The top navigation bar includes links for 'お問い合わせ' (Inquiry), 'サイトマップ' (Site Map), '利用規程' (Terms of Use), and '会員' (Member), which is highlighted with a dashed box and an arrow from the '会員ページ' label above. Below the navigation bar are icons for '特自検' (Special Vehicle Inspection), '研修・教育' (Training/Education), '頒布品' (Distributed Items), '災害事例' (Disaster Cases), '協会案内' (Association Information), and '支部' (Branches). The main content area features a large banner for '特自検' (Special Vehicle Inspection) with the text '建設荷役車両に関わるすべての企業のために' (For all companies involved in construction loading/unloading vehicles). Below the banner is a section titled '新着情報' (New Information) with two columns of updates. The left column is titled '建荷協からのお知らせ' (Information from SAACL) and the right column is titled '行政・関係団体等からのお知らせ' (Information from Government and Related Organizations).

建荷協からのお知らせ		一覧
2020年7月16日	ホームページをリニューアルしました	
2020年7月16日	【会員の皆様へ】機関誌「建設荷役車両」のアンケートがウェブからも可能となりました	
2020年7月16日	【技術情報】基準値表、コンクリートポンプUT、月次記録表の場所が変わりました	

行政・関係団体等からのお知らせ		一覧
2020年7月20日	【厚労省】令和2年7月豪雨による災害に対する特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律の適用について	
2020年7月20日	【厚労省】令和2年（第71回）全国労働衛生週間に関する協力依頼について	

建荷協ホームページ トップページ

より良い誌面作りのため、アンケートにご協力ください。

なお、FAX（もしくはE-mail）とWEB上から重複してアンケートを回答された場合は、WEB上からの回答を採用させていただきます。

令和 2 年度 特定自主検査 強調月間ポスター



とくしけんくん



検査を済ませた機械には、
それを証する
検査済標章を貼付
しなければなりません。

浜辺
美波

確
か
め
る
機
械
の
安
全
特
自
検

特自検

— 特定自主検査 —

特定自主検査
強調月間

令和2年
11/1~30

毎年11月は、特定自主検査強調月間です。

この期間に、各事業者様は「検査の実施体制及び検査対象
機械の管理体制」の再確認・再整備をお願いいたします。

主催 公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会
本部・各都道府県支部

後援 厚生労働省 経済産業省

協賛 中央労働災害防止協会
建設業労働災害防止協会
陸上貨物運送事業労働災害防止協会
港湾貨物運送事業労働災害防止協会

林業・木材製造業労働災害防止協会
一般社団法人 日本建設機械工業会
一般社団法人 日本産業車両協会



公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会
SAFETY ASSOCIATION OF CONSTRUCTION AND LOADING VEHICLES

【浜辺美波さんプロフィール】

■ 生年月日：2000年 8月29日 （20歳）/出生地：石川県 /身長：156cm

■ 趣味：読書。宮部みゆきのミステリー小説や東野圭吾の作品、ハリー・ポッターシリーズ、少年漫画・少女漫画（『暁のヨナ』など）をよく読んでいる

■ 所属：東宝芸能

- 2011年 第7回『東宝シンデレラオーディション』にてニュージェネレーション賞を受賞。
- 2011年 映画『アリと恋文』主演で女優デビュー。
- 2016年 小林立の人気麻雀漫画『咲-Saki-』の実写ドラマ化作品で主人公・宮永咲を演じた。連続テレビドラマ初主演。
- 2017年 住野よるのベストセラー小説『君の膵臓をたべたい』の実写映画にてヒロイン・山内桜良を演じた。同作にて第42回報知映画賞新人賞他多数の賞を受賞。
- 2019年 『映画 賭ケグルイ』に始まり、『アルキメデスの大戦』、『HELLO WORLD』、『屍人荘の殺人』など4本の映画公開に加え、多数のCMに出演し話題に。
- 2020年 2月にテレビ朝日ドラマ「アリバイ崩し承ります」にて主演を務め、8月に放送された日本テレビドラマ『私たちはどうかしている』でも主演を務めた。また「思い、思われ、ふり、ふられ」、「映像研には手を出すな」、「約束のネバーランド」など3本の映画が公開された。
- 2021年 『映画 賭ケグルイ Part 2（仮題）』が公開の予定



◆ 巻頭カラーグラビア

令和2年度 特定自主検査 強調月間ポスター

◆ 令和2年度 特定自主検査 強調月間実施中！

◆ 特定自主検査 業務点検表の解説

◆ 車両系荷役運搬機械 / 車両系建設機械及び高所作業車の
労働災害による死亡災害の推移と令和元年における発生状況



建設荷役車両

2020-11 VOL.42 No.250

INDEX

■ 巻頭カラーグラビア

令和2年度 特定自主検査 強調月間ポスター	1
-----------------------------	---

■ 巻頭言

コロナ禍で思うこと	藤本 明宏 7
-----------------	---------

■ 広報

令和2年度 特定自主検査 強調月間実施中!	8
-----------------------------	---

特定自主検査 業務点検表〔検査業者用〕の解説	11
------------------------------	----

特定自主検査 業務点検表〔事業内用〕の解説	23
-----------------------------	----

車両系荷役運搬機械の労働災害による

死亡災害の推移と令和元年における発生状況	31
----------------------------	----

事故の型別にみた車両系荷役運搬機械による死亡災害事例	33
----------------------------------	----

車両系建設機械及び高所作業車の労働災害による

死亡災害の推移と令和元年における発生状況	36
----------------------------	----

事故の型別にみた車両系建設機械及び高所作業車による死亡災害事例	38
---------------------------------------	----

特自検Q&A 第4回	42
------------------	----

■ イラスト災害事例	47
------------------	----

■ 随想

新型コロナウイルス禍が変えたもの	今野 聡	51
------------------------	------	----

■ 安全・技術講座

我が社のセールスポイント		53
宮城県支部 コマツカスタマーサポート株式会社 東北カンパニー		

■ 製品紹介

最新テクノロジーを搭載した次世代アーティキュレートトラック／＜オフロード 法2014年基準適合＞ホイールローダー「WR12-8」		58
---	--	----

■ お知らせ

建荷協の動き	60
令和2年度特定自主検査資格取得研修・教育の予定表	62
令和2年度各種研修の受講料	70
建荷協発行図書等のご案内	71
特定自主検査者資格取得者名簿（令和2年8月1日～令和2年9月30日）	75
支部一覧	78
編集後記	79
「建設荷役車両」年間総目次	80

- ・機関誌アンケートはWEB上からもご回答いただけます。建荷協HPの会員ページより、「機関誌アンケート」にアクセスしてください（詳細はアンケート用紙裏面を参照してください）。

※「グラフで見る特自検」は休載します

建荷協からのお知らせ

■ 建荷協が実施する『巡回指導』制度のご紹介！

11月1日より、特定自主検査強調月間が始まります。皆様の事業所でも、強調月間の行事のひとつとして受診はいかがでしょうか。

特定自主検査を行う、事業所のみなさま、検査業者のみなさまへ

特定自主検査のことでお悩みのことは けんきにきょう ありませんか？建荷協がアドバイスします。

巡回指導のご案内

みなさまが行う特定自主検査（以下「特自検」と言う）は労働者が安全に建設荷役車両を使用するための大切な制度です。

この特自検を行ううえで

「記録表の記入を先輩から聞いただけで良く判らない。合っている？」
「担当の引継ぎが上手くできていない、このままでは不安だ・・・」
「この仕事を始めて間もない。ちゃんと出来ているのだろうか??」
「行政監査が心配・・・」等々、

お悩み、お困りのことはありませんか？

お気軽に建荷協にご相談ください！！

建荷協では巡回指導の制度があり、巡回指導員が御社にお伺いし、無償で特自検業務について点検を実施し、改善すべきポイントや特自検に関する最新情報等をアドバイスさせていただきます。

巡回指導員とは・・・特自検の普及・検査技術の向上を図るため、建荷協が任命した特自検業務に精通した方です。全国で500名を超える指導員が活躍しています。（巡回指導員は守秘義務を遵守します。）



検査業務の担当が変わった
近日中に行政監査を受ける予定
検査業者の業務を始めて間もない

こういった方に特におすすめをします。

巡回指導のお申込みは

最寄りの  公益社団法人 **建設荷役車両安全技術協会（建荷協）** けんきにきょう
SAFETY ASSOCIATION OF CONSTRUCTION AND LOADING VEHICLES (SAACL)  へお願いします。

<http://www.sacl.or.jp/>

（最寄りの建荷協支部の連絡先は、本機関誌の「支部一覧」をご覧ください）

巻頭言



コロナ禍で思うこと

公益社団法人建設荷役車両安全技術協会

理事 藤本 明宏

住友建機販売株式会社 取締役 カスタマーサポート部長

一瞬で広がったコロナウイルスは、全世界の生活様式を一変させてしまいました。ロックダウン、緊急事態宣言、エクモ、ソーシャルディスタンス、日頃聞きなれない言葉はある日突然、日常会話の中心となります。

「壮大な社会実験が行われています」テレワーク、パソコン会議、時差出勤等々、テレビで話すコメンテーターは、遅々として変わらなかったサラリーマンの無駄を、コロナウイルスが改善している、と言いたいのです。

年中必需品となったマスク、ガラガラの通勤電車やオフィス、自宅には朝から晩まで家族の顔があります。

生活に適したそれぞれの空間がコロナウイルス蔓延前にはありました。疲れをいやす自宅、生活の糧を稼ぐ仕事場、学びの杜である学校、しかし“巣ごもり”という言葉とともに自宅に閉じ込められました。

テレビから流れる対前年比減収減益の決算発表は、取り巻く環境の厳しさを伝えながらも“経費削減”が減益幅を押し留めたのだと言います。会議、出張、そして仕事帰りの飲み会までも無駄と決めつけられたように感じてしまうのです。

人は人と接し会話することで自身の存在

を認めます。人に認めてもらうために動き、認めてもらうことによる喜びを感じます。

コロナウイルスによって作り出された“巣ごもり空間”を強制的に経験した我々はいつの時代にもまして“人と人が接すること”の大切さを知ることができたのです。

緊急事態宣言が解除された渋谷のスクランブル交差点に現れた人はそれらのことを物語っています。人はバーチャル空間では生きていけない、と思うのです。

想像を絶する環境に身を置いたときでも、人は置かれた環境を客観的に受け止め、置かれた環境の中で生きることを受け入れるのだと聞きます。先の戦争経験者が語る様々な体験談を聞くと、人の環境適応に納得することができるのです。そして逆に身を置いた人は自然と強くなっているのでしょう。

コロナウイルス禍に身を置いた我々はいかに強くなることができたのか、答えは未来にしかありません。しかしコロナウイルスによって強いられた壮大な社会実験は、我々を取り巻く生活様式を大きく変えていくことだけは確かです。

しかし人は暖かみを求め、人と人の会話を求めることに変わりはない、と思うのです。

広報

令和2年度 特定自主検査 強調月間(11/1～11/30)実施中！

建設荷役車両安全技術協会 本部

11月1日から30日までの1ヶ月間「建設荷役車両特定自主検査強調月間」と銘打って、フォークリフト・不整地運搬車・車両系建設機械・高所作業車の特定自主検査の普及・促進を図るキャンペーンを全国一斉に行っています。

本年度も、各都道府県労働局・労働基

準監督署の協力のもと、登録検査業者及び事業者における検査の実施体制及び検査対象機械の管理体制の整備を促進し、特自検が適正に実施されるよう、その周知・徹底に努めることとしました。

実施にあたり、ご不明なことがあれば、最寄りの当協会支部にご相談ください。

■ スローガン

確かめる 機械の安全 特自検

登録検査業者及び事業内検査を行う事業者の皆さん！

- 特定自主検査が、法令及び「特定自主検査業務マニュアル」に従い適正に実施されているかを、「特定自主検査 業務点検表〔検査業者用又は事業内用〕の解説」(11～30ページ参照)を使用して、自社の特自検業務の実施体制・検査者・検査機器・標章・台帳・記録表等の管理について業務点検を実施してください。
- 登録検査業者は、特自検の実施が定着するよう顧客に対しPRをしてください。

建設荷役車両を使用する事業者・元方事業者
及びリース・レンタル業者の皆さん！

- 特自検が計画的に実施されているか確認してください。
- 特自検未実施機械がないか、標章の貼付を確認してください。
- 特自検記録表の検査結果とその補修措置を確認してください。

主唱 公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会 本部・各都道府県支部
後援 厚生労働省 経済産業省

協賛 中央労働災害防止協会
建設業労働災害防止協会
陸上貨物運送事業労働災害防止協会
港湾貨物運送事業労働災害防止協会

林業・木材製造業労働災害防止協会
一般社団法人 日本建設機械工業会
一般社団法人 日本産業車両協会

令和2年度 特自検強調月間リーフレット



とくしけんくん



検査を済ませた機械には、
それを証する
検査済標章を貼付
しなければなりません。

確
か
め
る
機
械
の
安
全
特
自
検

浜
辺
美
波

— 特定自主検査 —

特自検

特定自主検査強調月間

令和2年11月1日 ▶ 30日

主催 公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会

本部・各都道府県支部

後援 厚生労働省 経済産業省

協賛

中央労働災害防止協会
建設業労働災害防止協会
陸上貨物運送事業労働災害防止協会
港湾貨物運送事業労働災害防止協会

林業・木材製造業労働災害防止協会
一般社団法人 日本建設機械工業会
一般社団法人 日本産業車両協会



公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会
SAFETY ASSOCIATION OF CONSTRUCTION AND LOADING VEHICLES

令和2年度 建設荷役車両特定自主検査 強調月間実施要綱

スローガン

「確かめる 機械の安全 特自検」

令和2年11月1日 ▶ 11月30日

趣 旨

建設荷役車両の特定自主検査（特自検）の実施台数は、令和元年度には全国で約193万台と推定され、特自検が定着しつつあるとはいえ、未だ相当数の未実施機械があるものと思われます。

また、フォークリフト、車両系建設機械等建設荷役車両に係る死亡災害は依然として発生しており、憂慮される状況です。当協会においては、令和2年度においても、建設荷役車両を取扱う人の安全を確保し、労働災害の防止を目指して特自検の一層の普及促進を図るため、11月を特自検強調月間として各種の運動を強力に展開することとしました。

本年度は、各都道府県労働局・労働基準監督署の協力のもと、登録検査業者及び事業者における検査の実施体制及び検査対象機械の管理体制の整備を促進し、特自検が適正に実施されるよう、その周知・徹底に努めることとしました。

対象事業者

- (1) 建設荷役車両の検査・整備を行う登録検査業者
- (2) 建設荷役車両の事業内検査を行う事業者
- (3) 建設荷役車両を使用する事業者・元方事業者
- (4) 建設荷役車両のリース・レンタル事業者

主唱者の実施事項

- (1) 新聞、機関誌等による強調月間の趣旨と特自検の重要性のPR
- (2) ポスター、リーフレット等広報資料の作成と配布
- (3) 巡回指導による現地指導
- (4) 研修会・実務研修等の開催
- (5) 「特自検業務点検表及びその解説（検査業者用又は事業内用）」を用いた特自検業務点検の実施勧奨

事業者が行う実施事項

- (1) 登録検査業者及び事業内検査を行う事業者のそれぞれの立場での実施事項
 - 特自検業務が、法令及び「特自検業務マニュアル」に従い適正に実施されているかを、「特自検業務点検表及びその解説（検査業者用又は事業内用）」を使用して、自社の特自検業務の実施体制・検査者・検査機器・標章・台帳・記録表等の管理について、業務点検を実施する。
 - 登録検査業者は、特自検の実施が定着するよう顧客に対しPRを行う。
- (2) 建設荷役車両を使用する事業者・元方事業者及びリース・レンタル事業者のそれぞれの立場での実施事項
 - 特自検が計画的に実施されているか確認する。
 - 特自検未実施機械がないか、標章の貼付を確認する。
 - 特自検記録表の検査結果とその補修措置を確認する。

B P - Y C - 0 3 - C



特定自主検査 業務点検表〔検査業者用〕の解説

公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会

この「『特定自主検査 業務点検表〔検査業者用〕』の解説」は「特定自主検査 業務点検表〔検査業者用〕」の点検項目について、項目ごとに「解説」と「点検のポイント」したものです。

..... 業務点検表を示します。

..... 業務点検表に対する「解説」、「点検のポイント」を示します。

本書を十分に理解し、「特定自主検査 業務点検表〔検査業者用〕」による適切な業務点検を定期的に、実施下さる様、お願いいたします。検査事務所責任者は「点検のポイント」を定期的に確認するよう心掛けてください。

1. 表題部（検査業者名等）

特定自主検査 業務点検表〔検査業者用〕

検査業者名	①	点検年月日	⑤	年	月	日
登録番号	②	第	号	区分	③	本社・検査事務所
検査事務所名	④	点検責任者 職氏名	⑥	点検者 職氏名	⑦	

① 検査業者名	厚生労働大臣又は都道府県労働局に登録した業者名を記入する。
② 登録番号	厚生労働大臣又は都道府県労働局から交付された検査業者登録証の番号を記入する。
③ 区分	検査事務所が複数の場合、点検を行う事務所について何れかに○をする。
④ 検査事務所名	検査事務所が点検を行なう場合、検査事務所の名称を記入する。
⑤ 点検年月日	点検を実施した年月日を記入する。
⑥ 点検責任者職氏名	当該事務所の責任者の役職と氏名を記入する。
⑦ 点検者職氏名	業務点検を実施した者の役職と氏名を記入する。

2. 点検項目部（区分、項目等）

区分	No.	項 目	判定	備考
①	②	③	④	⑤

① 区分	点検内容の区分を示す。
② No.	点検項目の番号を示す。
③ 項目	業務点検を実施する際、どのような点検を行うかを表示している。 文頭に「*」のある項目は法令・通達に定められた項目をしめします。
④ 判定	判定欄には良の場合は「○」、否の場合は「×」、該当しない項目は「-」をそれぞれ記入し、 検査員の人数欄および検査機器の台数欄には数値をそれぞれ記入する。
⑤ 備考	点検内容、判定等の特記事項があれば記入する。

I 組織・管理

区分	No.	項 目	判定	備考
組織・管理	体制	1 本社において特定自主検査業務を統括する責任者を選任している		
		2 検査事務所毎の検査員は指名され、配置状況が管理されている		
		3 検査事務所に対する内部監査を年1回以上定期的に実施し、結果を保存している		
		4 本社の内部監査を年1回以上定期的に実施し、結果を保存している		
		5 検査事務所における検査実施状況を把握している		
	報告	6 各検査事務所において特定自主検査業務を統括する責任者を選任している		
		7 * 特定自主検査実施状況報告書を労働局長（大臣登録検査業者にあっては厚生労働大臣）に提出している（4月1日～翌3月31日の状況について、4月30日迄に報告している。）		
		教育記録表を作成し、社内及び建荷協の研修・教育等を検査員毎に管理している		
	教育	8 社内・その他	判定	建荷協
		研修・教育		
		* 検査業者検査員資格取得研修		
		* 能力向上教育		
		実務研修		
		安全教育		
		特定自主検査セミナー		

No.	解 説	点検のポイント	備考
1	複数の検査事務所がある場合それらを統括する本社統括責任者を選任する必要があります。また、検査業務に関する人員体制が判る様、組織図、人員配置図等を作成し本社統括責任者名を明示しておきます。検査事務所が1つの場合は自らが統括責任者となるか、準ずる者を統括責任者に選任します。 また、統括責任者が不在の場合でも業務が滞らないように、代行者も選任しておきます。	・組織図、人員配置図等の統括責任者の名前が最新の者になっていますか。 ・統括責任者が不在の場合でも業務が滞らないように、代行者を定めていますか。	
2	検査事務所ごとに検査員を指名し、検査員名簿（検査員名と検査資格のある機械の種類等を明示したもの）を作成して管理します。また、検査員は所属する検査事務所以外の検査事務所の検査員として兼任はできません。	・検査員名簿に既に他の検査事務所に転出したり、退職した人の名前はありますか。 ・過去の異動経過（3年分）も保存してありますか。	
3	本社統括責任者はそれぞれの検査事務所の内部監査を定期的に実施し、その結果（監査結果および正項目がある場合は是正指示の結果の両方）を保存しておきます。また、検査事務所に対し、検査事務所でも毎年定期的に業務点検を実施するよう指示をします。	・検査事務所に対する内部監査は定期的計画的に実施していますか。 ・検査事務所に対し、毎年定期的に業務点検を行なうように指示していますか。	
4	特自検に係る本社管理の帳簿等（検査済標準章、標準受払簿、廃棄済標準章、検査員名簿等）の内部監査を本社統括責任者又はその指名する者が定期的（毎年、隔年等）実施し、その結果を保存しておきます。	・本社に対する内部監査は定期的計画的に実施していますか。 ・検査業務を行っていない本社においても内部監査を実施していますか。	
5	本社統括責任者は各検査事務所より前年4月1日から本年3月31日までに実施した特定自主検査対象機械ごとの台数について定期的に報告を受け、実施状況を把握しておきます。	・本社は各検査事務所からの報告に間違いのないか定期的に（半期、4半期に1度等）確認していますか。	
6	本社統括責任者は各検査事務所の統括責任者を選任し、組織図等を作成して特定自主検査業務体制を明確にしておきます。	・組織図、人員配置図等の検査事務所統括責任者が最新の者になっていますか。	
7	本社統括責任者は特定自主検査実施状況報告書を各都道府県労働局長、または厚生労働大臣に報告する必要があります。 *法 第100条、登録省令 第19条の21	・本社にて特定自主検査実施状況報告書を作成し、労働局長または厚生労働大臣に提出されていますか。また、「控え」を保存していますか。	
8	検査員の養成、検査技術向上のため、社内及び建荷協の研修・教育に積極的に参加する必要があります。検査員ごとの教育記録表を作成し、計画的に（能力向上教育についてはおおむね5年）参加できるように管理します。 社内・その他： 建荷協の研修以外で実施している教育（社内研修（新機種勉強会）、技能講習等）を記入し、その実施状況を判定します。 建荷協： 建荷協で開催される研修・教育について実施状況を判定します。	・検査員ごとの教育記録表を作成していますか。 ・検査員の急な欠員に対応出来るよう、計画的に検査員を養成していますか。	

II 掲示

区分	No.	項 目	判定	備考
掲示	9	最新の検査業者登録証写しを依頼者に見やすい場所に掲示している		
	10	* 検査業者の氏名若しくは名称又は住所、代表者の氏名、特定自主検査を行うことができる機械等に変更はない		
	11	検査料金を依頼者に見やすい場所に掲示している		
	12	検査業者であることを示す銘板等を見やすい場所に掲示している		
	13	検査員を一覧表等にして掲示し明確にしている		

No.	解 説	点検のポイント	備考
9	登録証（写し）は依頼者から見える場所に、読めるように掲示します。	・事務所の奥や応接室等、特自主検査の依頼者から見えない場所に掲示していませんか。	
10	掲示されている登録証は最新のものでなければなりません。変更がある場合は「検査業者登録事項変更等申請書」を提出しなければなりません。 また、検査事務所が複数の場合は、事務所毎の検査ができる機械についても掲示します。事務所毎の検査機械を変更する場合は業務規定変更届（組織図、事務所毎の検査機械等の変更）を提出します。 *登録省令 第19条の17	・検査業者名、検査できる機械等に変更はありませんか。 ・検査事務所が複数の場合、事務所毎の検査できる機械に変更はありませんか。 ・受理された登録事項変更等申請書の写しは検査事務所毎に時系列にファイルされていますか。	
11	検査料金表は依頼者から見える場所に、読めるように掲示します。	・金額が読める大きさの料金表になっていませんか。	
12	依頼者に登録検査業者であることが判るように銘板、看板等に登録番号を記載し事務所の入口に掲示します。（検査業者銘板は建荷協会員が建荷協で購入することができます。）	社名変更等、現在と異なる古い銘板、看板等が掲示していませんか。	
13	検査員一覧は依頼者から見える場所に、読めるように掲示します。一覧には資格取得状況等も判るようになっていいることが望ましい。	・検査員一覧は検査員名と検査資格のある機械の種類が判る最新のものになっていますか。	

Ⅲ 検査員

区分	No.	項 目	判定	備考
検査員	14	検査員名簿を備えている		
	*	機械等の種類ごとに有資格者が2人以上いる	登録の有無 人数 判定	
		フォークリフト	有・無	
		不整地運搬車	有・無	
	15	車両系建設機械（整地・運搬・積み込み用、掘削用及び解体用）	有・無	
		車両系建設機械（基礎工事用）	有・無	
		車両系建設機械（締固め用）	有・無	
		車両系建設機械（コンクリート打設用）	有・無	
		高所作業車	有・無	
	16	検査員の過去3年間の異動、退職等の経過を記録している		
	17	過去3年間の検査員の資格証の写しをファイルしている		
	18	検査資格者を明確にするために検査員標識（ワッペン、腕章等）を装着している		

No.	解 説	点検のポイント	備考
14	検査事務所毎に最新の検査員名簿（検査員名と検査資格のある機械の種類を明示したもの）を作成して管理する必要があります。また、改訂履歴が判るように改訂年月日を記載しておきます。 検査員は所属する検査事務所以外の検査事務所の検査員として兼任はできません。	・複数の検査事務所がある場合に、異動者を含めた過去3年間の検査員名簿がありますか。 ・名簿は改訂した年月日順に時系列にファイルしてありますか。	
15	有資格者は登録している検査対象機械の種類ごとに2人以上必要です。欠員で有資格者が一人以下の場合は、該当する機械の種類の特定制検査業務は行うことができません。すみやかに欠員を補充し業務を再開するか、その機械の登録の取消しをしなければなりません。 *登録省令 第19条の15	・検査対象機械で欠員のあるものはありませんか。（欠員中の検査業務の実施は厳禁）	
	登録 当該検査事務所内で特定自主検査業務を行うことができる機械として業務規程に定めてある場合、有を「○」で囲み、当該検査事務所内で特定自主検査業務を行うことができる機械として業務規程に定めていない場合、無を「○」で囲む。		
	人数 当該検査事務所内で登録有の機種についてその機種の資格を保有する人数を記入。登録無の場合は「－」を記入します。		
	判定 当該検査事務所内で特定自主検査を行うことができるかできないか。		
16	検査員名簿等、検査員の所属及び異動又は退職の経歴が分かるものを特定自主検査記録表（および特定自主検査台帳）の保存期間3年と同じく保管しておきます。	・検査員名簿の他、資格証の写しも保管してありますか。	
17	資格証の写しは本社だけでなく、各検査事務所にも過去3年間の検査員（移動、退職を含む）を備えておきます。	過去の推移が判るように時系列にファイルしてありますか。	
18	無資格者による検査を防止するために検査員は有資格者であることを他の社員と区別できる標識を装着します。	・標識を確認できますか。 ・標識は検査員のみが装着するルールになっていますか。（服に縫付、ヘルメットに貼付等）	

Ⅳ 業務規程

区分	No.	項 目	判定	備考
業務規程	19	業務規程を検査事務所に備え、関係者に周知している		
	20 *	業務規程に定めた下記事項に基づき業務を行い、業務規程と実際の業務に相違がない		
	21	・各検査事務所（統括責任者、所在地・電話番号・郵便番号）		
	22 *	・特定自主検査を行うことができる機械等の種類		
	23 *	・検査料の額及び収納方法に関する事項		
	24 *	・特定自主検査記録表（検査結果証明書）の発行に関する事項		
	25 *	・特定自主検査の業務に関する帳簿の保存に関する事項		
	26 *	・休日、営業時間、検査場所		
	27 *	・出張検査の要領		
	28	・検査済標章の発行及び管理		
	29	・記録表（検査結果証明書）、検査済標章の再発行		
	30 *	業務規程の変更を行った際、業務規程変更報告を労働局長（大臣登録検査業者にあつては厚生労働大臣）に報告している		

No.	解 説	点検のポイント	備考
19	最新の業務規程の備付とともに、改訂の履歴が分かる書類（過去の業務規程等）を保管しておきます。	・最新の業務規程が備え付けられていますか。 また、変更された過去の業務規程を保管してありますか。 ・関係者に業務規程の保管場所・内容が周知されていますか。	
20 ～ 29	業務規程と実際の業務に相違があつてはなりません。相違がある場合はすみやかに業務規程通りの業務を行う様、是正するか実際の業務に合致するように業務規程を変更しなければなりません。 * 登録省令 第19条の15第3号	・検査事務所統括責任者、代行責任者は業務規程の内容を周知していますか。 ・業務規程通りの業務を行っていますか。 ・業務規程を変更せずに、実際の業務内容を変更していませんか。	
30	業務規程を変更した場合はすみやかに業務規程変更報告書を提出しなければなりません。 * 登録省令 第19条の19	・受理された業務規程変更報告書の写しは各検査事務所毎に時系列にファイルしてありますか。	

Ⅴ 検査機器

区分	No.	項 目						判定	備考
検査機器	31	検査機器台帳を備えている							
	32	* 検査機器は1台以上保有し、検査員の人数に対して適正である							
	33	検査機器は整備され、いつでも使用できる状態にある							
			台数	判定	整備状況		台数	判定	整備状況
		①圧力計 (コンプレッションゲージ)	ディーゼル用			⑤油圧計			
			ガソリン用			⑥電圧計			
		②回転計				⑦電流計			
		③シックネスゲージ				⑧探傷器(又はカラーチェック等)			
		④ノズルテスター				⑨磨耗ゲージ			

No.	解 説	点検のポイント	備考
31	検査機器台帳を備え、検査機器の数量、保守状態を確認し、その結果と不具合機器の較正、更新状況等の記録を保存しておきます。	・検査機器台帳等を備え定期的に数量、状態等を点検していますか。 ・台帳に記載されている機器（メーカー名・型式・機番及び数量等）と現在保有の検査機器との相違はありませんか。 ・検査機器は性能、数量等を満足していますか。 ・法定検査機器のほか検査に必要な検査機器が記載されていますか。	
32	検査機器は最低1組以上、特定自主検査実施台数、出張検査等に応じた数量を保有していなければなりません。 * 登録省令 第19条の15第2号	・検査機器の保有が2組なのに3名の検査員が各々異なる場所で終日特定自主検査業務に就いていませんか。	
33	検査機器は常に整備され、いつでも使用できる状態でなければ、特定自主検査は実施できません。	・定期的な機器の検査、補修の結果を検査機器台帳に記載してありますか。 ・検査の結果不具合のある機器は修理、較正または更新をしていますか。	
	台数 : それぞれの検査機器の保有数を記入します。		
	判定 : 業務規程に定められた性能に適合している機器の数量を記入、不適合の数量を()内に記入します。		
	整備状況 : 正常に使用できる検査機器の数量を記入、不良の機器の数量を()内に記入します。		

VI 検査済標章

区分	No.	項 目	判定	備考
検査済標章	34	標章管理者を定め、直接、受払・引当等の実務を行っている		
	35	標章受払い簿を備えている		
	36	標章の貼付位置は適切である		
	37	標章受払簿の残数と現物が一致している		
	38	標章はロッカー等施錠設備のある箇所に保存している		
	39	年末残数の廃棄処理を適切に行っている		

No.	解 説	点検のポイント	備考
34	標章の紛失、払出し間違い等を防止するため、検査事務所統括責任者自ら若しくは検査事務所統括責任者が定めた標章管理者に限定して標章の管理、受払い業務等を行います。	・受払・引当等の業務は検査事務所統括責任者自ら若しくは標章管理者を定め実施していますか。 ・標章管理者は標章の受払の都度または定期に台帳に記載していますか。	
35	標章の受払の状況、残数及び廃棄数等を明確にするため、標章受払簿を備え、受払状況を記入、管理します。	・決まった様式の標章受払簿を使用していますか。	
36	標章を事業者に引き渡す際、機械の運転席付近で車両の管理者、運転者、検査員等が見やすく、仕様変更、修理等を行っても容易に取り外せない部分、また、汚れ、損傷等が発生しにくい場所に貼付する様、要請します。	・標章は、特定自主検査を行った年月を明らかにするように見やすい場所に貼付する様、事業者に要請していますか。	
37	標章受払簿に記載されている標章の残数（標章番号）と現物の残数（標章番号）は常に一致していなければなりません。	・受払簿に記入しないで標章を持ち出し、検査終了後に払出しの記入をしていませんか。 ・統括責任者が定期的に受払簿と実際の標章の残数を確認していますか。	
38	標章は施錠可能なロッカー、金庫、キャビネット等の収納設備に収納します。また、収納設備は標章受払時以外は施錠しておきます。	・収納設備の鍵は統括責任者若しくは標章管理者が保管していますか。 ・収納設備は標章受払時以外は施錠されていますか。	
39	年末の余剰標章は、標章番号・廃棄年月日・廃棄枚数・廃棄方法・廃棄者氏名を受払簿に記入の上、標章番号を含む部位を切断、台紙等に貼付し保管する等、適切に廃棄処理を行います。（関連43, 52）	・廃棄した標章の番号、枚数は受払簿の残数と一致していますか。 ・廃棄した標章の番号を含む部位を台紙等に貼付し保管していますか。	

Ⅶ 帳簿等(1)

区分	No.	項 目	判定	備考
帳 簿 等	40	標章の受払は適正に記載されている		
	41	受入数、払出数、残数に差異がない		
	42	標章は受払都度、又は、月（週）毎等一定の期間単位で管理され、払出数が適切である		
	43	廃棄処理が適正に行われ、廃棄理由が明確になっている		
	44	* 3年間保存している		

No.	解 説	点検のポイント	備考
40	標章受払簿には標章（特定自主検査検査済標章）の標章番号、受入数、払出数、残数、廃棄数、受払先（建荷協、本社、検査事務所等）等の状況を正確に記入しなければなりません。また、標章の受払は受払の都度、記入します。	・標章を纏めて購入している場合、受払簿の最終番号と現物の最初の番号が連続していますか。 ・受払簿の受入、払出し、廃棄数が残り枚数と一致していますか。 ・受入れた全ての標章の枚数と標章番号を記入していますか。 ・払出した標章の枚数と標章番号を記入していますか。 ・受払い後の標章の残数を記入していますか。 ・標章を廃棄した場合、廃棄数と廃棄理由を記入していますか。 ・標章の受入先（建荷協支部、本社、検査事務所等）が備考欄に記入してありますか。 ・事務所間でまとまった数の標章の移動の受払を行なう場合は理由を記載していますか。 ・受払の記載は都度または定期に実施していることを確認していますか。	
41	検査事務所統括責任者は標章受払簿に記載の項目について、間違いがないか、定期的に確認をします。	・標章受払簿の記載事項について、定期的に確認していますか。	
42	標章の受払の都度、又は週、月単位等、定期的に受払の状況を記載し管理しなければなりません。また、その結果を統括責任者が確認・押印します。	・統括責任者の確認は定期的に行われていますか。	
43	標章の廃棄には、汚れ、損傷、切取間違い等による廃棄（関連52）と年末の余剰標章の廃棄（関連39）があります。これらの廃棄処理を行った場合は受払簿に標章番号、廃棄年月日、廃棄理由、廃棄枚数、廃棄方法、廃棄者氏名等を記載しておきます。	・標章の廃棄をした場合、廃棄した標章番号、枚数、廃棄理由等を受払簿に記入していますか。	
44	標章受払簿は3年間保存する必要があります。 * 登録省令 第19条の20	・受払簿と標章番号を含む部位を切断したものは保存してありますか。	

区分	No.	項 目	判定	備考
帳 簿 等	45	証明書発行番号、標章番号等、系統的に記載されている		
	46	記載事項に漏れがない		
	47	標章払出後、長期間未記載（仕掛け）のものがない		
	48	検査記録表、標章を再発行した場合、再発行年月日を適用欄に記載されている		
	49	再発行の場合、再発行受領書を受領している		
	50	検査料金は業務規程どおりである		
	51	一人一日あたりの検査台数は適正である		
	52	汚損、切取ミス等、使用不可能になった標章は、理由を記載し残余片を保管している		
	53	紛失した標章は、紛失理由を記載してある		
	54	* 3年間保存している		

No.	解 説	点検のポイント	備考
45	特定自主検査台帳は証明書発行番号若しくは標章番号等、何れかの番号順で系統的に管理します。	・番号順になっていない場合は理由が明確になっていますか。	
46	特定自主検査台帳の記載項目は登録省令の第19条の20により定められています。したがって該当する項目についてはすべて記入（空欄なし）します。	・定期的に空欄なしを確認していますか。	
47	標章の払出しは特定自主検査実施後に行うのが管理上望ましい。特定自主検査実施前に払出した場合は、できる限り速やかに検査を実施し特定自主検査台帳に記入します。	・標章払出し後、特定自主検査台帳に長期間未記入（長期仕掛け）のものはありませんか。 （例 10日間以上未記載の場合は当初引当した注文を取消し、次の依頼者に引当てて仕掛けを防止する、または戻入します。）	
48	特定自主検査記録表及び標章の再発行について検査台帳の摘要欄に再発行年月日、再発行申込No.を記入します。	・業務規程で定めた再発行申込書で受付、再発行をしていますか。	
49	特定自主検査記録表及び標章を再発行した場合、各々の受領書を受領します。	・業務規程で定められた再発行の料金を請求し、収納していますか。	
50	検査料金は業務規程に定めている金額を請求し、収納しなければなりません。 検査料金と部品代等を一括して請求する場合、その請求書には検査業務規程で定めた検査料金および部品代それぞれを明細で表示する必要があります。また、値引きする場合、検査料金部分の値引きはできません。	・検査料金は業務規程に定めた金額を過不足無く請求していますか。 ・検査料金を明示し、部品代等と区別して請求していますか。（検査料金と部品代を合算し検査料金一式として請求するのは不適當です） ・検査料金と他の費用の合計金額から値引きをしていませんか。	
51	検査対象機械の種類、性能、検査方法等から判断し、1日当たりの検査台数は適正でなければなりません。	・日報での検査所要時間が機械の種類、性能等に比して短時間の場合はありませんか。 ・出張検査の場合、検査場所への移動時間は適正ですか。	
52	標章発行前に汚損、実施月の切り抜き誤り等により使用不可能となった場合や発行後機械に貼付された標章が汚損し標章の再発行申込があった場合は、台帳、受払簿の適用欄にその状況を記入しておきます。 標章の残片がある場合は、残片を台紙等に貼付し、保管しておきます。（関連39, 43）	・使用不能となり廃棄した標章の摘要欄に廃棄理由を記入してありますか。 ・廃棄した標章の番号を含む部位を台紙に貼付し保管していますか。	
53	標章発行前に検査業者内で紛失した場合、顛末書を作成し保存します。標章発行後、依頼主が標章を機械に貼付する前に紛失し再発行申込があった場合はその申込書を保管しておきます。 これらの状況は台帳、受払簿の摘要欄に記入しておきます。	・紛失した標章の標章番号の摘要欄に紛失理由を記入してありますか。 ・検査業者内で紛失した検査標章の場合は顛末書を作成し保管してありますか。	
54	特定自主検査台帳は3年間保存する必要があります。 *登録省令第19条の20		

Ⅷ 帳簿等(2)

区分	No.	項 目	判定	備考
帳簿等	55	特定自主検査記録(証明書)の控は月別、証明書発行番号順等、系統的にファイルされている		
	56	記載事項に漏れはない		
	57 *	特定自主検査を受けた者の氏名・名称及び住所		
	58 *	メーカー名、機械の種類、型式、性能及び製造年月日又は製造番号		
	59 *	特定自主検査実施年月日		
	60 *	特定自主検査を実施した者の氏名(有資格者である)が自署している		
	61	検査事務所責任者名が自署している		
	62 *	検査箇所、検査内容等に記載漏れ・誤記はない		
	63	該当しない箇所は「該当なし(ー)」が記されている		
	64	適切な検査機器を使用し、検査方法欄にチェックを記している		
	65 *	補修等が必要と認められる場合、検査依頼者への連絡等措置の状況を記載している		
	66	未補修事項がある場合は事業者が補修してから標章を貼付するように要請している		
	67	検査記録表、標章を再発行した場合の再発行申込書を一緒にファイルしている		
	68	定期自主検査指針および検査・整備基準値表を備付、これに基づき検査を実施している		
日報	69 *	3年間保存している		
	70	作業日報と特定自主検査記録表で検査員および検査日が一致している		
	71	3年間保存している		

記録表の記入方法について

協会発行「特定自主検査記録表の記入要領」を参照のこと。(記入要領を解説する「抜粋版」は協会HPより無料でダウンロードいただけます。)

No.	解 説	点検のポイント	備考
55	特定自主検査記録表(証明書)は建荷協製の記録表について、ノンカーボン式は2枚目(副)を、ノンカーボン式以外のものについては(カーボンで転写した写し)を副として系統的に保管します。	・記録表は証明書発行番号または標章番号等の番号順に綴っていますか。	
56	特定自主検査記録表(証明書)は特定自主検査を実施したことを証明する重要な書類です。記載事項に記入漏れ、記入ミス等がなくてはなりません。標題部、検査事項部、事業者への要請等及び補修等の措置内容について、検査を実施した結果を検査依頼者に分かり易く記入します。	・記入漏れ、記入ミスはありませんか。 ・丁寧に判り易く記入されていますか。	
57	検査対象機械の使用者の氏名又は名称、及び住所を正確に記入します。	・検査対象機械の使用者の氏名又は名称、及び住所を判り易く正確に記入してありますか。	
58	メーカー名、型式、製造・車体番号、性能を銘板等で確認して正確に記入します。	・項目はすべて記入してありますか。 ・製造・車体番号を訂正していませんか。	
59	検査年月日とは特定自主検査が完了した日(検査が複数日に亘った場合は、検査が完了した日)を示します。検査年月日を訂正をしてはいけません。	・標章の払出日・特定自主検査記録表(証明書)の作成日になっていませんか。 ・検査後、全ての補修整備が完了した日になっていませんか。	
60	検査者氏名とは検査を実施した検査員(有資格者)の氏名のことで、検査員が自筆で署名をします。検査者氏名欄を訂正してはいけません。 検査員(有資格者)2名で検査を実施した場合はいずれかを代表者とするか2名の自筆署名を併記します。業務規程で署名と捺印が取り決めされている場合は署名、捺印をします。このとき複数印鑑を所有する場合、捺印する印鑑は一つに決めて使用します。	・検査実施者の不在日になっていませんか。 ・修正液、修正テープで修正していませんか。 ・検査員名が印刷・ゴム印になっていませんか。	「特定自主検査記録表の記入要領」(TC-ZC-02)を参照
61	責任者名とは代表者又は業務規程において指定された者(本社統括責任者、検査事務所統括責任者等)の氏名のことで、責任者は特定自主検査記録表(証明書)の記載内容に誤りのないことを確認後、証明書発行番号を記入し、自筆署名をします。名前の訂正をしてはいけません。 業務規程で署名と捺印が取り決めされている場合は署名、捺印をします。このとき複数印鑑を所有する場合、捺印する印鑑は一つに決めて使用します。	・責任者氏名が印刷・ゴム印になっていませんか。 ・統括責任者の不在の日が発行日になっていませんか。	
62	当該機械の検査箇所及び検査内容について、確実に検査を実施し正確に記入します。また、記録表に記載のない検査箇所及び検査内容の項目は、追記し検査をします。	・検査箇所及び検査内容の、検査すべきすべて項目について検査し、確認チェック「レ」を付していますか。 ・記録表に記載のない検査箇所及び検査内容の項目は、追記し検査をしていますか。	

No.	解 説	点検のポイント	備考
63	検査する当該機械に記録表に記載されている検査箇所が存在しない場合は、検査結果欄および補修内容欄に「－」を記入し記載漏れがないことを明示します。	・存在しない検査箇所に「－」の記入忘れはありませんか。 ・存在しない検査箇所及び検査項目に検査実施済みの確認チェック「レ」を付していませんか。	「特定自主検査記録表の記入要領」(TC-ZC-02)を参照
64	検査は適切な検査方法、適切な検査機器を使用して実施します。またその結果を基準値と照合し良否を判定します。 検査方法欄は検査を行った方法、使用した検査機器に確認チェック「レ」を付します。検査方法欄にない方法、検査機器を使用した場合は追記して確認チェック「レ」を付します。	・検査機器で測定した数値は当該機械の基準値と比較し正しく判定していますか。 ・検査内容、検査方法・検査機器に正しく確認チェック「レ」を付していませんか。また、検査方法欄にない方法、検査機器を使用して検査を実施した場合、検査方法、検査機器名を追記してありますか。	
65	「検査業者が特自検を行つときに事業者へ勧告した事項等」を記載することが定められており、次の内容が含まれます。 1) 検査の結果、不良と判断されたが補修しなかった事項。 2) 検査の結果、良と判定されたが、稼働時間の経過に伴い異常の発生が予見される事項。 *登録省令第19条の20第6号、通達S53.2.10基発第79号 また、不具合箇所がない場合でも、定期点検整備の重要性を説明し、継続実施の励行を促します。 「補修等の措置内容欄」には検査の結果、異常が認められ補修を行った内容（不具合箇所と内容、補修を行った年月日、補修の内容）を記載します。	・事業者への要請等欄は不具合のある箇所の番号と、具体的な不具合内容、補修等の要請を事業者へ「何を何時までにどうすれば良いか」判り易く記入してありますか。 ・補修を必要とする場合、事業者にすみやかに通知し、その旨を記録表に記入してありますか。	
66	標章は事業者（依頼者）が貼付します。標章の貼付は事業者の義務です。検査の結果、補修を必要とする箇所が存在し、検査の依頼者に対しその必要性を説明したが、依頼者が直ちに補修等の措置を取らない場合については、標章は貼付せず、補修完了後、標章を貼付するよう要請します。またこの要請は手渡し等直接行うことが望ましい。	・検査員自らが標章を貼付していませんか。 ・未補修部分がある場合は補修実施を確認後に標章を貼るように依頼者に要請していますか。	
67	検査記録表、標章を再発行した場合は再発行申請書を保管しておく必要があり、記録表（副又は控）と一緒に綴っておきます。 標章を再発行する際、記録表を標章番号順に綴っている場合は、新旧の標章番号の両方に再発行申請書を綴ります。	・再発行申請書は記録表（副又は控）と一緒に綴っていますか。 ・定期自主検査指針は特定自主検査を行うことができる機械について最新のものを備えていますか。また、検査員がいつでも閲覧できますか。	
68	検査業者は誤りのない正しい検査結果を依頼者に提示しなければなりません。このため、検査業者は検査対象機械についての検査項目、検査方法、判定基準等を定めた「定期自主検査指針」及び検査対象機械の測定値等の良否を判定する基準値を掲載した「検査・整備基準値表」を準備し、検査員が判定基準に従って適正な判断ができるようにしておきます。	・検査・整備基準値表は特定自主検査を実施した全ての機械、年式、型式について備えていますか。また、検査員がいつでも使用できるようになっていますか。 ・出張検査では検査・整備基準値表（または検査を実施する機械の頁のコピー）を携行していますか。	
69	特定自主検査記録表は3年間保存する必要があります。 *登録省令第19条の20	・記録表は3年間確実に保存されていますか。	
70	検査日報等を備え、検査員の業務の管理をします。また、日報はその他の台帳等と整合性がとれていなければなりません。	・特定自主検査記録表に記載の検査員の日報に当該機械の特定自主検査の実施が記入してありますか。 ・検査実施日は同一ですか。 ・検査員の休日に検査が行われていませんか。 ・会社の休日が検査実施日の場合、検査員の休日出勤届けは提出されていますか。（検査員が休日出勤となっていますか） ・業務規程に定められた休日対応の料金を請求していますか。 ・機械に見合った検査時間となっていますか。	
71	検査日報は3年間保存する。		

3. 関係法令

【労働安全衛生法】

(報告等)

第100条 厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、事業者、労働者、機械等貸与者、建築物貸与者又はコンサルタントに対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

2 厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、製造時等検査代行機関等に対し、必要な事項を報告させることができる。

3 労働基準監督官は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業者又は労働者に対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

(書類の保存等)

第103条 事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、この法律又はこれに基づく命令の規定に基づいて作成した書類(次項及び第3項の帳簿を除く。)を、保存しなければならない。

2 登録製造時等検査機関は、厚生労働省令で定めるところにより、製造時等検査、性能検査、個別検定、型式検定、特定自主検査、免許試験、技能講習又は教習に関する事項で、厚生労働省令で定めるものを記載した帳簿を備え、これを保存しなければならない。

3 (省 略)

(罰 則)

第118条 (省略)、第54条の6第2項、(省略)の規程による業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした製造時等検査代行機関等の役員又は職員は、1年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第119条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

一 第20条、第33条第1項若しくは第2項、第42条の規程に違反した者(関係条項以外は省略)

二、三及び四 (省略)

第120条 次の各号のいずれかに該当する者は50万円以下の罰金に処する。

一 第33条第3項、第45条第1項若しくは第2項、第103条第1項の規定に違反した者(関係条項以外は省略)

二、三、四、五及び六 (省略)

第121条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした登録製造時等検査代行機関等の役員又は職員は、50万円以下の罰金に処する。

一、二及び三 (省略)

四 第100条第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたとき。

五 第103条第2項の規定による帳簿の備付け若しくは保存をせず、又は同項の帳簿に虚偽の記載をしたとき。

(両罰規定)

第122条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第116条、第117条、第119条又は第120条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

【労働安全衛生規則】

(定期自主検査の記録)

第151条の23 事業者は、前2条の自主検査(フォークリフト関係の定期自主検査)を行なったときは、次の事項を記録し、これを3年間保存しなければならない。

一 検査年月日

二 検査方法

三 検査箇所

四 検査の結果

五 検査を実施した者の氏名

六 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容

第151条の55 (不整地運搬車関係)、**第169条** (車両系建設機械関係)、**第194条の25** (高所作業車関係)

【登録省令】

（検査業者の登録事項）

第19条の13 法第54条の3第1項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 登録年月日及び登録番号
- 二 法人にあっては、その代表者の氏名
- 三 検査業者になろうとする者が特定自主検査を行うことができる機械等の種類

（登録の基準）

第19条の15 法第54条の3第4項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 法第54条の4の厚生労働省令で定める資格を有する者の数が申請に係る特定自主検査の業務を適正に行なうために必要な数以上であること。
- 二 検査機器の数が申請に係る特定自主検査の業務を適正に行うために必要な数以上であること。
- 三 次の事項を記載した特定自主検査の業務に関する規程を定めていること。
 - イ 特定自主検査を行うことができる機械等の種類
 - ロ 検査料の額及びその収納の方法に関する事項
 - ハ 特定自主検査の検査の結果についての証明書の発行に関する事項
 - ニ 特定自主検査の業務に関する帳簿の保存に関する事項
 - ホ その他特定自主検査の業務に関し必要な事項
- 四 特定自主検査の業務を行うために必要な事務所を有すること。

（登録事項の変更）

第19条の17 検査業者は、氏名若しくは名称又は住所について変更が生じたとき（法第54条の5第1項の承継により変更が生じたときを除く。）は、遅滞なく、検査業者登録事項変更等申請書（様式7号の4）に登録証及び書換えの理由を証する書面を添えて、所轄都道府県労働局長等に提出し、登録証の書換えを受けなければならない。

2 検査業者は、第19条の13第二号に掲げる事項について変更が生じたときは、遅滞なく、検査業者登録事項変更等申請書（様式7号の4）に変更事項を証する書面を添えて、所轄都道府県労働局長等に提出しなければならない。

3 検査業者は、第19条の13第三号に掲げる事項について変更しようとするとき（法第54条の5第1項の承継により変更が生じたときを除く。）は、検査業者登録事項変更等申請書に登録証及び書換えの理由を証する書面を添えて、所轄都道府県労働局長等に提出し、登録証の書換えを受けなければならない。

（業務規程の変更の報告）

第19条の19 検査業者は、第19条の15第三号の特定自主検査の業務に関する規程を変更したときは、遅滞なく、所轄都道府県労働局長等に報告しなければならない。

（帳簿）

第19条の20 検査業者は、特定自主検査を行った機械等について、次の事項を記載した帳簿を備え、これを記載の日から3年間保存しなければならない。

- 一 特定自主検査を受けた者の氏名又は名称及び住所
- 二 特定自主検査を行った機械等の種類、型式、性能及び製造年月日又は製造番号
- 三 特定自主検査を行った年月日
- 四 特定自主検査を実施した者の氏名
- 五 特定自主検査の結果
- 六 その他特定自主検査に関し必要な事項

（定期報告）

第19条の21 検査業者は、4月1日から翌年の3月31日までの間に行った特定自主検査の状況について、その年の4月30日までに、特定自主検査実施状況報告書（様式第7号の6）を所轄都道府県労働局長等に提出しなければならない。

4. その他

帳簿類の保存期間について

帳簿の保存については、【登録省令】第19条の20に保存する項目、および期間（3年間）が定められ、また、これに違反した場合の罰則は【法】第121条に定められています。

これらの定められた項目以外の帳簿類についても、関連する帳簿類については、最低でも上記帳簿と同様、保存期間3年以上（原則は記載した日から3年間であるが、当該年度を除いた過去3年度分）保存しておくことが望ましい。また、その中で経理処理に関わる、帳票、帳簿類については、各社の会計規程に沿った保存期間とする必要があります。

5. 協会発行図書等のご案内

建荷協では特定自主検査に関する図書や、無資格者による検査を防止するための標識（シール、腕章、ワッペン等）を頒布しています。ご購入は建荷協都道府県各支部へお申し付け下さい。

図書名（図書符号）	説 明
特定自主検査業務マニュアル BP-ZC-08	特定自主検査業務が的確に行われるよう、必要とされる項目ごとに判りやすく説明したものです。
特定自主検査登録検査業者必携 BC-ZC-01	これから検査業者の登録申請をするにあたって申請に必要な事項や、登録事項の変更手続き等を解説したものです。
特定自主検査に関するQ&A BC-YC-01	特定自主検査の適正な実施を行なうため実務から得た質疑をQ&Aとしてまとめたものです。
安全と特定自主検査のおはなし PC-ZC-02	「なぜ特定自主検査が必要なのか？」をご理解いただけるよう、イラスト入りでわかりやすく解説したパンフレットです。
定期（特定）自主検査関係法令・通達集 BC-ZC-03	特定自主検査制度に係る法令、通達（労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則、告示等）について、まとめたものです。
定期自主検査指針 SG-LC-017フォークリフト SG-GR-01不整地運搬車 SG-KC-01車両系建機 SG-HL-01高所作業車	労働安全衛生法 第45条第3項の規定に基づき公表された自主検査指針を関係事業者等への便宜を図るために発行しているものです。
特定自主検査記録表	特定自主検査の結果を記録するための表を定期自主検査指針に則り、機械ごとにまとめたものです。
特定自主検査記録表の記入例 TC-ZC-02	特定自主検査記録表を正しく記入するために、記入の仕方の解説と記入例を示したものです。
特定自主検査台帳〔検査業者用〕 BC-ZC-07	検査台帳は標章の受払と検査業者に備え付けが義務づけられている帳簿の記載事項の主な事項と、業務規程に定めた検査料の収納にかかわる事項と一緒に記入できるようにしたものです。
検査整備基準値表 SS-LC-037フォークリフト SS-CP-01コンクリートポンプ車 SS-GE-03油圧ショベル SS-RC-01締固め用機械 SS-GE-04トラクタ・ショベル SS-HL-01高所作業車 SS-GE-05ブルドーザー SS-DM-01解体用機械	特定自主検査結果の良否を判定するための「基準値」を機械の種類、メーカー、機種ごとにまとめたものです。

保有する資格をヘルメットに貼付

特自検検査者

腕章

特自検検査者

ワッペン
(アイロンで圧着)

検査業者検査員シール

本解説の最新版は協会ホームページよりダウンロードすることが出来ます。

©2019 公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会 URL: <http://www.sacl.or.jp>

平成31年4月改訂

B P - Y C - 0 5 - B



特定自主検査 業務点検表 [事業内用] の解説

公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会

この『特定自主検査 業務点検表 [事業内用]』の解説は「特定自主検査 業務点検表[事業内用]」の点検項目について、項目ごとに「解説」と「点検のポイント」を解説したものです。

. . . . 業務点検表を示します。

. . . . 業務点検表に対する「解説」、「点検のポイント」を示します。

本書を十分理解し、「特定自主検査 業務点検表[事業内用]」による適切な業務点検を定期的に実施下さる様、お願いいたします。事業所の責任者は「点検のポイント」を定期的に確認するよう心掛けてください。

1. 表題部（事業所名等）

特定自主検査業務点検表 [事業内用]

検査実施事業所名	①	点検責任者 職氏名	③
点検年月日	② 年 月 日	点検者 職氏名	④

① 検査実施事業所名	事業所名または事業場名を記入する。
② 点検年月日	点検を実施した年月日を記入する。
③ 点検責任者職氏名	事業所または事業場の責任者または機械管理責任者の役職と氏名を記入する。
④ 点検者職氏名	業務点検を実施した者の役職と氏名を記入する。

2. 点検項目部（区分、項目等）

区分	No.	項 目	判定	備考
----	-----	-----	----	----

① 区分	点検内容の区分を示す。
② No.	点検項目の番号を示す。
③ 項目	業務点検を実施する際、どのような点検を行うかを表示している。 文頭に「*」のある項目は法令・通達に定められた項目をしめします。
④ 判定	判定欄には良の場合は「○」、否の場合は「×」、該当しない項目は「－」をそれぞれ記入し、 検査者の人数欄および検査機器の台数欄には数値をそれぞれ記入する。
⑤ 備考	点検内容、判定等の特記事項があれば記入する。

I 組織・管理

区分	No.	項 目	判定	備考
組織・管理	1	特定自主検査業務全般を統括する責任者として、機械管理責任者を選任している		
	2	必要に応じて機械管理責任者を補助する、検査実施責任者を選任している		
	3	標章の払出や「標章受払簿」「標章貼付簿」等の管理をする標章管理者を選任している		
	4	教育記録表を作成し、社内及び建荷協の研修・教育等を検査者毎に管理している		
		教育内容	判定	研修・教育
				* 検査者資格取得研修
				* 能力向上教育
				実務研修
				安全教育
				特定自主検査セミナー
	5	検査対象機械一覧表を整備してある。（検査対象機械一覧表とは検査対象機械が、ひと目で判るよう、機械の名称、型式・車体番号、特定自主検査の実施等を記入したもの）		
機械の管理	6	年間安全衛生計画の中で機械ごとに検査実施時期等を定めている		
	7	検査の実施状況をチェックし、遅滞なく検査を実施している		
	8	* 検査対象機械は、1年に1回（不整地運搬車は2年に1回）、定期的に、漏れなく検査を行っている		

No.	解 説	点検のポイント	備考
1	特定自主検査業務に関する管理体制を確立するため、業務を統括する責任者として機械管理責任者を選任します（事業場が複数の場合は事業場ごとに選任）。また、そのことが判る様、組織図、人員配置図を作成し機械管理責任者名を明示しておきます。	・組織図、人員配置図の機械管理責任者の名前が最新の者になっていますか。	
2	事業規模が大きい場合は、必要に応じて補助者として検査実施責任者を選任します。	・事業場毎に機械管理責任者を選任し必要に応じて補助者選任していますか。	
3	機械管理責任者が必要に応じて標章管理者を定め、標章の紛失、払出し間違い等を防止するため、標章の管理、受払い業務等を実施させます。	・標章管理者を選任し、標章の受払等の業務を本人に実施させていますか。 ・複数事業所がある場合は、事業所ごとに標章管理者を選任していますか。	
4	検査者の養成、検査技術向上のため、社内及び建荷協の研修・教育に積極的に参加する必要があります。検査者ごとの教育記録表を作成し、計画的に（能力向上教育についてはおおむね5年ごと）参加できるように管理します。 社内・その他： 建荷協の研修以外で管理している教育（社内研修、技能講習等）を記入し、その実施状況を判定します。 建 荷 協： 建荷協で開催される研修・教育について実施状況を判定します。	・検査者ごとの教育記録表を作成していますか。 ・検査者の急な欠員に対応出来るよう、計画的に検査者を養成していますか。	
5	保有している特定自主検査対象機械について一覧表を作成し、検査時期等を明確にします。	・一覧表は、機械の種類、号機、稼働部署、特自検実施時期等が判るものになっていますか。	
6	保有している特定自主検査対象機械について稼働部署、検査者の配置状況を勘案して、検査実施計画を立案します。	・一覧表は、検査が完了したものが判る様になっていますか。 ・一覧表で実施状況を定期的に確認していますか。	
7	保有している特定自主検査対象機械について一覧表を作成し、検査の実施状況を把握します。		
8	特定自主検査対象機械は、1年以内ごとに1回（不整地運搬車は2年に1回）、定期的に、漏れなく検査を行わなければなりません。 * 安衛則 第151条の24、56、第169条の2、第194条の26	・機械管理責任者は特定自主検査期限切れの未実施機械がないことを定期的に確認していますか。	

Ⅱ 検査者

区分	No.	項 目	判定	備考
検査者	9	検査者名簿を備えている。(検査者名簿とは誰がどの資格を保有しているのか、機械等の種類ごとに何名の検査者がいるのかを把握するためにまとめたもの)		
	10	* 機械等の種類ごとに検査者を配置してある	人数	判定
	11	フォークリフト		
	12	不整地運搬車		
	13	車両系建設機械（整地・運搬・積込み用、掘削用及び解体用）		
	14	車両系建設機械（基礎工用）		
	15	車両系建設機械（締固め用）		
	16	車両系建設機械（コンクリート打設用）		
	17	高所作業車		
	18	検査者の過去3年間の異動、退職等の経過を記録している		
	19	過去3年間の検査者の資格証の写しをファイルしている		
	20	検査資格者を明確にするために検査者標識（ワッペン、腕章等）を装着している		

No.	解 説	点検のポイント	備考
9	事業場内に「誰が、どのような資格を保有しているか」「機械の種類ごとに何名の検査者がいるか」を把握しておくことが必要です。そのため「特定自主検査検査者名簿」を作成し管理します。	- 検査者名簿を備え、検査できる機械を把握していますか。 - 複数事業場がある場合は、検査できる機械を事業場毎に把握していますか。	
10	有資格者は検査対象機械の種類ごとに最低1人必要です。欠員で有資格者が一人もない場合は、該当する機械の種類の特定制検査業務は行うことができません。欠員を補充するか、その機械については検査業者に特定自主検査を依頼しなければなりません。	複数事業所がある場合は、検査対象機械や台数に応じた検査資格者の人員配置にしていますか。	
17	人数： 当該事務所内で保有している機種についてその機種の資格を保有する人数を記入。保有していない場合は「－」を記入します。		
	判定： 当該事務所内で特定自主検査を行うことができるかできないかを判定します。		
18	特定自主検査記録の保存期間が3年となっていることから、過去3年間の検査者の在籍状況を把握しておく必要があります。最新の特定自主検査検査者名簿と過去3年間分の検査者名簿を保存しておきます。	検査者名簿を3年間保存していますか。	
19	特定自主検査記録の保存期間が3年となっていることから、記録表に記載されているすべての検査者の資格証の写しを保管しておきます。	資格者の修了証の写しを3年間保存していますか。	
20	無資格者による検査を防止するために、検査者は有資格者であることを他の社員と区別できる標識を装着します。	- 標識を用意し検査者に装着を指示していますか。 - 検査者が標識を装着していることを確認していますか。	

Ⅲ 検査機器

区分	No.	項 目						判定	備考
検査機器	21	検査機器台帳を備えている							
	22	検査機器は1台以上保有し、検査者の人数に対して適正である						/	
	23	検査機器は整備され、いつでも使用できる状態にある							
			台数	判定	整備状況		台数	判定	整備状況
	①圧力計 (コンプレッションゲージ)	ディーゼル用				⑤油圧計			
		ガソリン用				⑥電圧計			
	②回転計					⑦電流計			
	③シックネスゲージ					⑧探傷器(又はカラーチェック等)			
	④ノズルテスター					⑨磨耗ゲージ			

No.	解 説	点検のポイント	備考
21	検査機器台帳を備え、検査機器の数量、保守状態を確認し、その結果と不具合機器の較正、更新状況等の記録を保存しておきます。	・検査機器台帳等を備え定期的に数量、状態等を点検していますか。 ・台帳に記載されている機器(メーカー名・型式・機番及び数量等)と現在保有の検査機器と相違はありませんか。	
22	検査機器は最低1組以上、特定自主検査実施台数に応じた数量を保有することが望ましい。 保有が困難な場合は特自検の際、検査機器を借りて実施できる体制を確保しておく必要があります。	・検査機器は性能、数量等を満足していますか。 ・検査機器の保有が2組なのに3名の検査者が各々異なる場所で終日特定自主検査業務に就いていませんか。	
23	検査機器は常に整備され、いつでも使用できる状態でなければ、特定自主検査は実施できません。	・定期的な機器の検査、補修の結果を検査機器台帳に記載してありますか。 ・検査の結果不具合のある機器は修理、較正または更新をしていますか。また結果を検査機器台帳に記載してありますか。	
	台数 : それぞれの検査機器の保有数を記入します。 判定 : 保有する検査対象機械の検査を行う性能に適合している機器の数量を記入、不適合の数量を()内に記入します。 整備状況 : 正常に使用できる検査機器の数量を記入、不良の機器の数量を()内に記入します。		

検査機器について 事業内検査では特定自主検査を実施するために使用する検査機器の備え付けは義務づけられていません。しかし、検査をする以上は、必要最小限の検査機器は、検査時には、すぐに使用できる状態であることが必要です。検査機器を保有していない場合でも、必要に応じていつでも使用できる体制(検査機器を随時借用・使用できる体制)を整え、借用した際は検査機器を使用した証として借用証を保存しておきます。

Ⅳ 検査済標章

区分	No.	項 目	判定	備考
検査済標章	24	標章管理者を定め、直接、受払・引当等の実務を行っている		
	25	標章受払簿を備えている		
	26	標章の貼付位置は適切である		
	27	標章受払簿の残数と現物が一致している		
	28	標章はロッカー等施錠設備のある箇所に保管している		
	29	年末残数の廃棄処理を適切に行っている		

No.	解 説	点検のポイント	備考
24	標章の紛失、払出し間違い等を防止するため、標章管理者以外の者が取扱えないよう、標章管理者自身が標章の管理、受払等の業務を直接行います。	・機械管理責任者は標章管理者本人が標章の受払等の業務を実施しているか定期的に確認していますか。	
25	標章受払簿を備え、標章の受入数、払出数、廃棄数、残数等を管理します。受入、払出の都度記入するようにします。	・標章の受入先(建荷協支部、本社、事務所等)が備考欄に記入してありますか。	
26	標章は機械の運転席付近で、車両の管理者、運転者、検査者等が見やすく、仕様変更、修理等を行っても容易に取り外せない部分、また、汚れ、損傷が発生しにくい場所に貼付します。	・標章は特定自主検査を行なった年月を明らかにするように見やすい場所に貼付していますか。 ・受払簿の払出しの最終標章番号と残りの標章の最初の番号とが連番となっていますか。	
27	標章受払簿に記載の残数と実際の標章の残数が一致していることが必要です。また標章の番号についても同様に一致していることが必要です。	・機械管理責任者が定期的に受払簿と実際の標章の残数を確認していますか。	
28	標章は施錠可能なロッカー、金庫、キャビネット等の収納設備に収納し、また、収納設備は標章受払時以外は施錠しておきます。	・収納設備の鍵は機械管理責任者若しくは標章管理者が保管していますか。 ・収納設備は標章受払時以外は施錠されていますか。	

29	年末の余剰標章は、標章番号・廃棄年月日・廃棄枚数・廃棄方法・廃棄者氏名を受払簿に記入の上、標章番号を含む部位を切断、台紙等に貼付し保管する等、適切に廃棄処理を行います。（関連33, 39）	・廃棄した標章の番号、枚数は受払簿の残数と一致していますか。 ・廃棄した標章の番号を含む部位を台紙等に貼付し保管していますか。
----	--	--

V 帳簿等(1)

区分	No.	項 目	判定	備考
帳簿等	30	標章の受払は適正に記載されている		
	31	受入数、払出数、残数に差異がない		
	32	都度または月ごと（週ごと）等一定の期間単位で管理され、払出数が適切である		
	33	廃棄処理が適正に行われ、廃棄理由が明確になっている		
	34	3年間保存している		
	35	標章番号順等系統的に記載されている		
	36	記載事項に漏れがない		
	37	再発行の場合、適用欄に旧標章番号を記載している。		
	38	標章番号に欠番はない		
	39	汚損、切取ミス等、使用不可能になった標章は、理由を記載し残余片を保管している		
	40	紛失した標章は、紛失理由を記載してある		
	41	一人一日あたりの検査台数は適正である		
	42	3年間保存している		

No.	解 説	点検のポイント	備考
30	標章受払簿には標章の標章番号、受入数、払出数、残数、廃棄数、受払先等の状況を正確に記入しなければなりません。	・受入れた全ての標章の枚数と標章番号を記入していますか。 ・払出した標章の枚数と標章番号を記入していますか。 ・受払後の標章の残数を記入していますか。 ・標章を廃棄した場合、廃棄数と廃棄理由を記入していますか。	
31	機械管理責任者は標章受払簿に記載の項目について、間違いがないか、定期的に確認をします。	・標章受払簿の記載事項について、定期的に確認していますか。	
32	標章の受払の都度、又は週、月単位等、定期的に受払の状況を記載し管理しなければなりません。また、その結果を機械管理責任者が確認・押印します。	・機械管理者の確認（押印等）は定期的に行なわれていますか。	
33	標章の廃棄には、汚れ、損傷、切取間違い等による廃棄（関連39）と年末の余剰標章の廃棄（関連29）があります。これらの廃棄処理を行った場合は受払簿に標章番号、廃棄年月日、廃棄理由、廃棄枚数、廃棄方法、廃棄者氏名等を記載しておきます。	・標章の廃棄をした場合、廃棄した標章番号、枚数、廃棄理由等を受払簿に記入していますか。	
34	標章受払簿は3年間保存することが望ましい。	・受払簿と標章番号を含む部位を切断したものは保存してありますか。	
35	標章貼付簿は記録表の発行番号若しくは標章番号等、何れかの番号順で系統的に管理します。	・番号順になっていない場合は理由が明確になっていますか。	
36	標章貼付簿では標章番号、当該検査標章を貼付した機械名、型式、車体番号、検査年月日、検査者名、補修確認月日等を記入します。	・該当する項目が無い場合は（一）で未記入でないことを明示していますか。	
37	標章を再発行する場合は適用欄に旧標章番号を記載します。	・再発行した標章の適用欄に旧標章番号が記載してありますか。	
38	払出した標章は全て標章貼付簿に記載し欠番のないように管理します。	・払出し後、長期間の仕掛けとなる場合は、一旦戻入します。	
39	標章発行前に汚損、実施月の切り抜き誤り等により使用不可能となった場合や発行後機械に貼付された標章が汚損し再発行する場合は、台帳、受払簿の適用欄にその状況を記入しておきます。 標章の残片がある場合は、残片を台紙等に貼付し、保管しておきます。（関連29, 33）	・使用不能となり廃棄した標章の摘要欄に廃棄理由を記入してありますか。 ・廃棄した標章の番号を含む部位を台紙に貼付し保管していますか。	
40	標章を紛失した場合は標章受払簿の廃棄欄、標章貼付簿の摘要欄にその理由を明記するとともに、当事者に顛末書を作成させ保管しておきます。	・紛失した標章の標章番号の摘要欄に紛失理由を記入してありますか。 ・紛失した標章について顛末書を作成し保管してありますか。	
41	検査対象機械の種類、大きさ、検査方法等から判断し、1日当たりの検査台数は適正でなければなりません。	・検査所要時間が機械の種類、性能等に比して短時間の場合はありませんか。	
42	標章貼付簿は3年間保存することが望ましい。		

VI 帳簿等(2)

区分	No.	項 目	判定	備考
帳簿等 (証明書)	43	特定自主検査記録表は、標章番号別、記録表発行番号順、検査年月日順等、系統的に全てファイルされている		
	44	* 記載事項に漏れはない		
	45	メーカー名、機械の種類、型式、性能及び製造年月日又は製造番号		
	46	* 特定自主検査実施年月日		
	47	* 特定自主検査を実施した者の氏名（有資格者である）が自署している		
	48	機械責任者名が自署している		
	49	* 検査箇所、検査内容等に記載漏れ・誤記はない		

No.	解 説	点検のポイント	備考
43	特定自主検査記録表は標章番号順、記録表発行番号順、検査年月日順等、系統的にファイルしておけば検査標章の紛失防止、記録表の発行漏れ防止に役立ちます。また特定自主検査記録表は3年間保存します。	・特定自主検査記録表は発行番号または標章番号等の番号順に綴っていますか。	
44	特定自主検査記録表は特定自主検査を実施したことを証明する重要な書類です。記載事項に記入漏れ、記入ミス等があるのはなりません。標題部、検査事項部、補修等の措置内容について、検査を実施した結果を分かり易く記入します。	・記入漏れ、記入ミスはありませんか。 ・丁寧に判り易く記入されていますか。	
45	メーカー名、型式、製造・車体番号、性能を銘板等で確認して正確に記入します。	・項目はすべて記入してありますか。 ・製造・車体番号を訂正していませんか。	
46	検査年月日とは特定自主検査が完了した日（検査が複数日に亘った場合は、検査が完了した日）を示します。検査年月日を訂正をしてはいけません。	・検査実施者の不在日になっていませんか。 ・修正液、修正テープで修正していませんか。	
47	検査者氏名とは検査を実施した検査者（有資格者）の氏名のことです。検査者が自筆で署名をします。検査者氏名欄を訂正してはいけません。 検査者（有資格者）2名で検査を実施した場合はいずれかを代表者とするか2名の自筆署名を併記します。社内規程で自署と捺印が取り決めされている場合は署名、捺印をします。	・検査者名が印刷・ゴム印になっていませんか。	
48	責任者名とは事業者名又は機械管理責任者のことです。責任者が記入内容を確認後、署名します。 社内規定で自署と捺印が取り決めされている場合は署名、捺印をします。	・責任者氏名が印刷・ゴム印になっていませんか。 ・責任者の不在の日が発行日になっていませんか。	
49	当該機械の検査箇所及び検査内容について、確実に検査を実施し正確に記入します。また、特定自主検査記録表に記載のない検査箇所及び検査内容の項目は、追記し検査をします。 * 安衛則 第151条の23、55、第169条、第194条の25	・検査箇所及び検査内容の、検査すべきすべての項目について検査し、確認チェック「レ」を付していますか。 ・記録表に記載のない検査箇所及び検査内容の項目は、追記し検査をしていますか。	

記録表の記入方法について

詳細は協会発行「特定自主検査記録表の記入要領」を参照のこと。（記入要領の解説部分を抜粋した「特定自主検査記録表の記入要領（抜粋版）」は協会HPより無料でダウンロードいただけます。）

帳簿類の保存期間について

特定自主検査の結果（特定自主検査記録表）については安全衛生規則第151条の23、55、第169条、第194条の25にて3年間と定められています。

また、台帳類については特に定められていませんが、検査業検査の場合に定められている（【登録省令】第19条の20）3年間（原則は記載した日から3年間であるが、当該年度を除いた過去3年度分）相当、保存しておくことが望ましい。

帳簿等	特 自 検 査 記 録 表 (証 明 書)	50	該当しない箇所は「該当なし(ー)」が記されている		
		51	適切な検査機器を使用し、検査方法欄にチェックを記している		
		52	* 検査の結果、異常が認められた箇所は、直ちに補修その他必要な措置を取り、正常な状態に修復している		
		53	未補修事項がある場合は補修を確認してから標章を貼付することとしている		
		54	検査記録表、標章を再発行した場合の再発行申込書を一緒にファイルしている		
		55	定期自主検査指針および検査・整備基準値表を備付、これに基づき検査を実施している		
		56	* 3年間保存している		
		注意 この検査業検査の欄は特定自主検査を検査業者に依頼している場合に記入して下さい			
検査業検査	検査業検査	57	検査業者が作成した特定自主検査記録表(検査結果証明書)を所定の年数(3年間)保存している		
		58	検査業者による検査の結果、異常が認められた箇所は、補修その他必要な措置を講じ、正常な状態に修復した上で標章を貼付している		

No.	解 説	点検のポイント	備考
50	検査する当該機械に特定自主検査記録表に記載されている検査箇所が存在しない場合は、検査結果欄および補修内容欄に「ー」を記入し、記載漏れがないことを明示します。	・存在しない検査箇所に「ー」の記入忘れはありませんか。 ・存在しない検査箇所及び検査項目に検査実施済みの確認チェック「レ」を付していませんか。	
51	検査は適切な検査方法、適切な検査機器を使用して実施します。またその結果を基準値表と照合し良否を判定します。 検査方法欄は検査を行った方法、使用した検査機器に確認チェック「レ」を付します。検査方法欄にない方法、検査機器を使用した場合は追記して確認チェック「レ」を付します。	・検査機器で測定した数値は当該機械の基準値表と照合し正しく判定していますか。 ・検査内容、検査方法・検査機器に正しく確認チェック「レ」を付していますか。また、検査方法欄にない方法、検査機器を使用して検査を実施した場合、検査方法、検査機器名を追記してありますか。	
52	・検査の結果、不良と判断されたが補修しなかった事項は、「事業者への要請等」の欄に、不具合の状況と修理要請を記述します。なお、この場合事業者はすみやかに補修等の措置を行わなければなりません。 - また、検査の結果、良と判断されたが、稼働時間の経過に伴い異常の発生が予見される事項についても「事業者への要請等欄」にその旨を記入しておく必要があります。 ・機械管理者は補修等の処置に関して補修計画を立て速やかに補修を行います。	・事業者への要請等欄は不具合のある箇所の番号と、具体的な不具合内容、補修等の要請を事業者に「何を何時までにどうすれば良いか」判り易く記入してありますか。 ・検査の結果、不良と判断されたが補修しなかった事項は、すみやかに補修措置を講じていますか。 ・機械管理者は補修計画を立て、補修の完了を確認していますか。	
53	検査の結果、補修を必要とする箇所が存在したが、直ちに補修等の措置を取れない場合については、標章は貼付せず、補修完了後貼付します。	・未補修部分がある場合は補修実施を確認後に標章を貼るようにしていますか。	
54	紛失、汚損等により特定自主検査記録表、標章を検査業者へ再発行を依頼した場合は再発行申請書を保管しておきます。	・再発行申請書は特定自主検査記録表と一緒に綴っていますか。	
55	検査対象機械についての検査項目、検査方法、判定基準等を定めた「定期自主検査指針」及び検査対象機械の測定値等の良否を判定する基準値を掲載した「検査・整備基準値表」を準備し、検査者が判定基準に従って適正な判断ができるようにしておきます。	・定期自主検査指針は特定自主検査を行うことができる機械について最新のものを備えていますか。また、検査者がいつでも閲覧できますか。 ・検査・整備基準値表は特定自主検査を実施した全ての機械、年式、型式について備えていますか。また、検査者がいつでも使用できるようになっていますか。	
56	特定自主検査記録表は3年間保存する必要があります。事業内検査・検査業検査どちらで検査を実施した場合でも記録表は系統的にファイルし保存しておきます。	・記録表は3年間確実に保存されていますか。	
57			
58	検査業者による検査の結果、不良と判断されたが補修しなかった事項は、「事業者への要請等」の欄に、不具合の状況と修理要請が記述されます。修理要請があった場合は事業者はすみやかに補修等の措置を行わなければなりません。直ちに補修等の措置を取れない場合については、標章は貼付せず、補修完了後貼付します。	・検査業者による検査の結果、事業者への要請等欄を確認していますか。 ・補修を必要とする場合はすみやかに補修措置を講じた上で標章を貼付していますか。(関連52, 53)	

3. 協会発行図書等のご案内

建荷協では特定自主検査に関する図書や、無資格者による検査を防止するための標識（シール、腕章、ワッペン等）を頒布しています。ご購入は建荷協都道府県各支部へお申し付け下さい。

図書名（図書符号）	説 明
特定自主検査業務マニュアル BP-ZC-08	特定自主検査業務が的確に行われるよう、必要とされる項目ごとに判りやすく説明したものです。
特定自主検査に関するQ&A BC-YC-01	特定自主検査の適正な実施を行なうため実務から得た質疑をQ&Aとしてまとめたものです。
安全と特定自主検査のおはなし PC-ZC-02	「なぜ特定自主検査が必要なのか？」をご理解いただけるよう、イラスト入りでわかりやすく解説したパンフレットです。
定期（特定）自主検査関係法令・通達集 BC-ZC-03	特定自主検査制度に係る法令、通達（労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則、告示等）について、まとめたものです。
定期自主検査指針 SG-LC-01フォークリフト SG-GR-01不整地運搬車 SG-KC-01車両系建機 SG-HL-01高所作業車	労働安全衛生法 第45条第3項の規定に基づき公表された自主検査指針に係る事業者等への便宜を図るために発行しているものです。
特定自主検査記録表	特定自主検査の結果を記録するための表を定期自主検査指針に則り、機械ごとに纏めたものです。
特定自主検査記録表の記入例 TC-ZC-02	特定自主検査記録表を正しく記入するために、記入の仕方の解説と記入例を示したものです。
特定自主検査台帳【事業内用】 BC-ZC-04	検査台帳は特定自主検査済標準の受払を明確に記録しておくための標準受払簿と特定自主検査の実施した状況を記録するための標準貼付簿からなります。
検査整備基準値表 SS-LC-037フォークリフト SS-CP-01コンクリートポンプ車 SS-GE-03油圧ショベル SS-RC-01締固め用機械 SS-GE-04トラクタ・ショベル SS-HL-01高所作業車 SS-GE-05ブルドーザー SS-DM-01解体用機械	特定自主検査結果の良否を判定するための「基準値」を機械の種類、メーカ、機種ごとに纏めたものです。



事業内検査者シール

本解説の最新版は協会ホームページよりダウンロードすることが出来ます。

© 2019 公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会 URL: <http://www.sacl.or.jp>

平成31年4月改訂

1)

車両系荷役運搬機械の労働災害による 死亡災害の推移と令和元年における発生状況

建設荷役車両安全技術協会 本部

平成17年からの車両系荷役運搬機械の労働災害による死亡者数の推移がグラフ1の折れ線グラフ、また機械の種類別の内訳が棒グラフである。

令和元年の死亡者数は24名であり、平成17年の45名と比べると、21名の減（47%減）であった。これはフォークリフト発生件数の減によるものであり、ここ数年1～3件の発生であった不整地運搬車は、5件の発生となり、平成21年（7件）以来の高い数値となった。

令和元年に発生した車両系荷役運搬機械の労働災害による死亡者数は、前年の27名に比べ3名減（11%減）となった。

機械の種類別・業種別の死亡者数は表1・グラフ2のとおりである。

機械の種類別では、フォークリフトに起因するものが19名（前年比7名減）で、不整地運搬車は5名と前年に比べ4名増となった。

業種別でみると、製造業が7名と多く、全体の29%を占めている。次いでその他5名、農林業/畜産・水産業4名となっている。

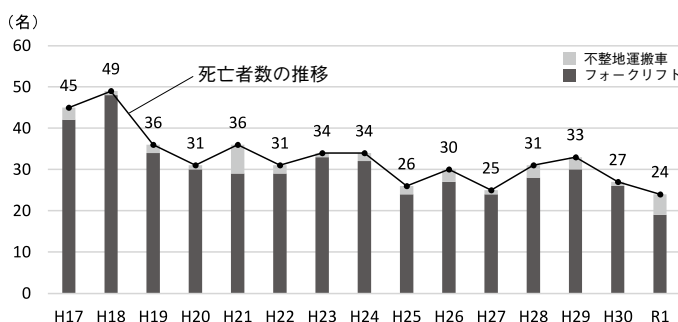
次に、車両系荷役運搬機械の種類別・事故の型に分類したものが表2・グラフ3である。

最も多いのは「墜落・転落」によるもので9名、次いで「転倒」5名、「はさまれ・巻き込まれ」4名と続き、この3項目は今年も上位を占めた。

災害の発生概要をみると、フォークリフトのうち「オーダーピッキングトラック」（運転席とともにフォークが上下に昇降する）で2件の高所からの墜落が発生しており、安全帯の完全着用が望まれる。

また、災害が多発した不整地運搬車については、発生5件のうち、「墜落・転落」によるものが4件であった。

[資料提供：厚生労働省]



グラフ1
車両系荷役運搬機械の労働災害による死亡者数の推移

1) 車両系荷役運搬機械のうち特定自主検査対象機械

表 1 車両系荷役運搬機械の種類別・業種別死亡災害発生状況（令和元年）

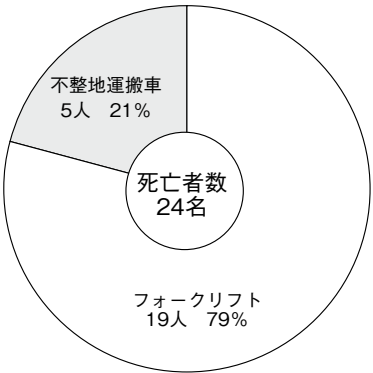
（単位：名）

業種 機械の種類	製造業	鉱業	建設業	運輸交通業/貨物取扱業			農林業/ 畜産・水産業	商業	その他	計
				道路貨物 運送業	陸上貨物 取扱業	港湾荷役 運送業				
フォークリフト	7	0	0	2	1	0	3	2	4	19
不整地運搬車	0	0	3	0	0	0	1	0	1	5
	7	0	3	2	1	0	4	2	5	24

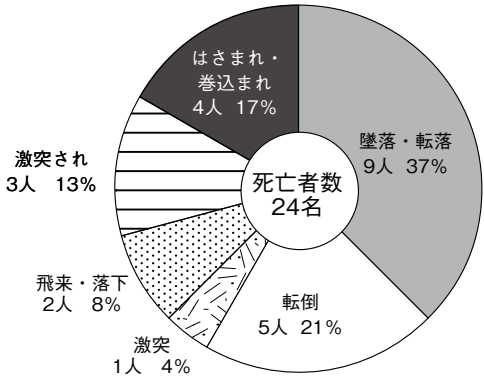
表 2 車両系荷役運搬機械の種類別・事故の型別死亡災害発生状況（令和元年）

（単位：名）

事故の型 機械の種類	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・ 巻込まれ	その他	計
フォークリフト	5	5	0	2	0	3	4	0	19
不整地運搬車	4	0	1	0	0	0	0	0	5
	9	5	1	2	0	3	4	0	24



グラフ 2 機械の種類別



グラフ 3 事故の型別

事故の型別にみた車両系荷役運搬機械による死亡災害事例

(令和元年発生分)

■車両系荷役運搬機械

01. 墜落・転落

No	発生月	発生時間	業種	起因物	災害発生状況
1	7	14	鉄鋼業	フォークリフト	スクラップ用鉄製空パレットを、被災者及び同僚2名にて顧客先に出向き、トラック荷台上に搬送作業中、被災者が フォークリフト を運転し、当該空パレットを顧客先の敷地境界付近に降ろした後、敷地外の市道方向に後進させたところ、市道脇に添った用水路にフォークリフトごと転落し、当該フォークリフトの下敷きになった。
2	10	9	機械器具製造業	フォークリフト	被災者は操縦席とともにフォークが上下に昇降する ビッキングフォークリフト を使用し、地面からの高さ2m以上に上昇した操縦席上で、隣接した棚から製品の補充作業を行っていた際に地面に墜落した。ビッキングフォークリフトの操縦席には可動式の手すりが設置されていたが、被災時には当該手すりは上にあげられており、また、ヘッドガードには安全帯が取り付けられていたが、被災者は使用していなかった。
3	3	11	その他の製造業	フォークリフト	フォークリフト の爪の部分に労働者を乗せて、棚に置かれた荷物(5kg)を取ろうとしたところ、爪の部分から足を踏み外して約2.5m下のコンクリート床面に墜落し、頭部を強打した。
4	4	5	道路貨物運送業	フォークリフト	被災者は、プラットホーム上に仮置きしていた荷(パレット2段積み)のうち、2段目の荷を所定の位置へ運搬するため、 フォークリフト を運転し、フォークを2段目パレットの高さまで上昇させた後前進させたところ、急加速し、プラットホーム端部から1.3m下の地面までフォークリフトごと転落した。運転席から投げ出された被災者は、フォークリフトの下敷きとなった。
5	7	9	陸上貨物取扱業	フォークリフト	フォークリフト(オーダービッキングトラック) の傍で、被災者が頭部から出血して倒れている状態で発見されたもの。災害発生直後にフォークリフトの運転席が高さ約3mの位置にあったことから、運転席の位置でラックから荷を取ろうとした際に墜落したものと推定される。
6	11	16	土木工事業	不整地運搬車	農地の用水路改修工事において、用水路の基礎生コン打設のため 不整地運搬車 に生コンを積んで打設箇所まで運ぶ作業を行っていた被災者が、路肩から約3.5m下に転落した不整地運搬車の下敷きになっているのを発見された。
7	11	14	土木工事業	不整地運搬車	建設工事現場において、崩れた法面を復旧するため、 不整地運搬車 で土砂を運んでいた被災者が、当該法面の上方の路肩から転落し、当該運搬車の下敷きになった。
8	10	12	林業	不整地運搬車	被災者は林道補修作業を行っていた。被災者は川砂利を 不整地運搬車 により傷んだ林道へ運搬作業をしていたところ、砂利をダンプし旋回等をしているときに、林道の路肩から6.2m下の川に不整地運搬車ごと転落した。
9	5	11	その他の接客娯楽業	不整地運搬車	スキー場の営業終了に伴う片付け作業において、 不整地運搬車 の荷台上に労働者2名を乗せて移動していたところ、残雪があり坂を登ることができず滑り落ち路肩へ横転した。荷台上に乗っていた労働者1名は荷台から投げ出され被災し、運転手は左手指の粉碎骨折を負った。

02. 転倒

No	発生月	発生時間	業種	起因物	災害発生状況
10	1	15	金属製品製造業	フォークリフト	事業場内で、被災者がフォークリフトを運転していたところ、何らかの理由で傾斜のある路肩に乗り上げて、フォークリフトが横転し、座席から投げ出された被災者がフォークリフトのヘッドガードと地面に頭をはさまれた。
11	5	14	その他の製造業	フォークリフト	被災者は、2.5tフォークリフトを用いてフレコンバックに入った飼料（500kg）をサイドクランプの片方の爪で吊って運搬作業をしていた。その後、大きな音が響いたため同僚が駆け付けたところ、フォークリフトが横転し、フォークリフトの後方フレームに胸部を挟まれ下敷きになっている被災者を発見した。なお、現場に段差はない。
12	6	9	道路貨物運送業	フォークリフト	フォークリフトを運転してパレットの運搬作業中、敷鉄板上を後進していたところ、左後輪が敷鉄板から脱輪した。フォークリフトが左側に傾いたため、被災者は運転席から飛び降りたが、転倒したフォークリフトと地面との間に挟まれた。
13	11	10	小売業	フォークリフト	被災者は倉庫内に保管されている敷料をフォークリフトを用いてトラックに積み込む際、資材掴み用アタッチメントを最大揚程に上げたまま勾配6°の斜面を後進している時にフォークリフトと共に転倒した。転倒後、ヘッドガードの下敷きになった。
14	5	15	清掃・と畜業	フォークリフト	事業場が所有するフォークリフトが横転し、機体と地面の間に挟まれた状態で倒れていた被災者を事業場に隣接する会社の関係者が発見した。

03. 激突

No	発生月	発生時間	業種	起因物	災害発生状況
15	8	17	土木工事業	不整地運搬車	工事現場において、小型不整地運搬車を橋下の工事箇所から橋上につり上げるため、当該小型不整地運搬車を運転して所定の位置に移動させようと後進させていたところ、土止め支保工の火打ちばりのH型鋼の下に潜り込むように進入してしまい、当該H型鋼と当該クローラードンプの運転席の間に挟まれた。

04. 飛来、落下

No	発生月	発生時間	業種	起因物	災害発生状況
16	2	13	農業	フォークリフト	倉庫内において、トラック荷台上のコンテナから多量のゴムの木（長さ約2m、径5cm）を降ろす作業を4人で行っていた。コンテナの一つの面の差し込み式の柵をフォークリフトで引き抜こうとしたところ、荷崩れ防止用に設置していた木がはじかれ、車両近くの地上にいた被災者の頭部を直撃した。被災者は保護帽を着用していなかった。
17	4	15	その他の事業	フォークリフト	出張先の構内で、機械（800kg）の移設のため、フォークリフト（最大荷重2t）を用いて搬送中、床面に段差（最大4.5cm）がある部分を通過した際、機械が左側に横転し、誘導していた被災者が建物の壁とプレス機械に挟まれた。

06. 激突され

No	発生月	発生時間	業種	起因物	災害発生状況
18	7	9	農業	フォークリフト	被災者は同僚2人と倉庫内の整理作業を行っていた。同僚の1人が倉庫内から倉庫外のアスファルト路面にフォークリフトを移動し、停車させていたところ、被災者と当該フォークリフトが路面の路肩から約60cm下の水田に転落し、被災者の顔が水田に埋没している状態で発見された。

06. 激突され

No	発生月	発生時間	業種	起因物	災害発生状況
19	2	15	卸売業	フォークリフト	被災者は、トイレに行くために作業場所から事務所へ敷地内を歩行していたところ、後方から走行してきた同僚が運転する フォークリフト (最大荷重:3,550kg)に激突されて、倒れた後、当該 フォークリフト の前輪に胴体をひかれた。
20	2	9	その他の事業	フォークリフト	ふ頭の岸壁において、輸入されたコークスの入ったフレコンバッグの検数作業を行っていた被災者が、別の作業員の運転する フォークリフト に激突された。

07. はさまれ・巻き込まれ

No	発生月	発生時間	業種	起因物	災害発生状況
21	11	10	土石製品製造業	フォークリフト	被災者は工場内において床の掃除をしていた。一方、別の者が荷を前進で移送していたところ、傍らで、別の型枠の準備作業をしていた者が フォークリフト の下部に被災者が巻き込まれているところを目撃し、 フォークリフト を停車させたが、被災者は車体に巻き込まれた状態で発見された。
22	5	11	金属製品製造業	フォークリフト	工場内で、最大荷重15tの フォークリフト を使用して、母材コイルの運搬作業をしていた フォークリフト の運転者が、梱包を外す作業のため フォークリフト を降り工場内を歩行中に安全靴が落ちている事に気付き、確認したところ当該 フォークリフト の車体の真下に倒れている被災者を発見した。
23	10	15	農業	フォークリフト	作業を終え、作業現場から300m程度離れた詰所に戻るため、 フォークリフト のフォークに被災者が乗車し、移動している際何かの拍子でフォークから落ちた被災者が フォークリフト の後輪に頭部を轢かれた。
24	6	16	清掃・と畜業	フォークリフト	被災者は フォークリフト を使用して鉄の廃材を運搬する業務を行っていたところ、廃材のツルハシの金属部がバックレストの下部に引っかかっていることに気づいたため、フォークを上げてバックレストの下部に入り込み、ツルハシを引き抜いたところ、フォークが降下し、被災者の頭部がバックレスト部と地面に挟まれた。

車両系建設機械及び高所作業車の労働災害による死亡災害の推移と令和元年における発生状況

建設荷役車両安全技術協会 本部

平成17年からの車両系建設機械及び高所作業車の労働災害による死亡者数の推移がグラフ1の折れ線グラフ、また機械の種類別の内訳が棒グラフである。

令和元年の死亡者数は37名であり、平成17年の98名と比べると、61名の減（62%減）であった。機械の種類別にみると、ほぼすべての機種で減少しているが、解体用機械は発生件数は少ないものの横ばい状態である。また基礎工事用機械は災害発生がなかった。

令和元年に発生した車両系建設機械及び高所作業車の労働災害による死亡者数は、前年の48名より11名減（23%減）となった。

機械の種類別・業種別の死亡者数は表1・グラフ2のとおりである。

機械の種類別では、「掘削用機械」に起因するものが16名、「整地・運搬・積込み用機械」が、11名と圧倒的に多く、次いで「解体用機械」6名となった。

業種別にみると、建設業の26名（土木工

事業9名、建築工事業12名、その他の建設業5名）が全体の約70%を占めており、これは例年同様の傾向である。

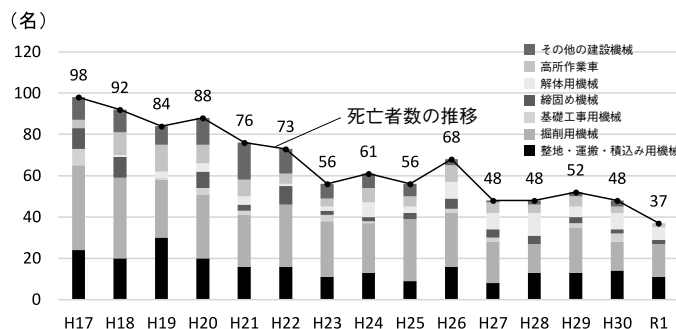
次に、車両系建設機械の種類別・事故の型別に分類したものが表2・グラフ3である。

事故の型では、「激突され」が12名、「はさまれ・巻き込まれ」が10名と多く、この上位2項目で全体の約60%を占めており、これは例年同様であった。次いで「墜落・転落」、「飛来・落下」がそれぞれ5名となっている。「墜落・転落」は例年上位を占めるが、令和元年は大幅に減少（前年比7名減）した。

災害発生の概要をみると、ドラグ・ショベルでの揚重作業中によるものが散見された（クレーン仕様機でないもの1件、不明2件）。

また、解体用機械は6件のうち、解体用つかみ機で5件の災害が発生し、そのうち3件がつかんでいたものの外れによる「飛来・落下」災害であった。

[資料提供：厚生労働省]



グラフ1
車両系建設機械・高所作業車の労働災害による死亡者数の推移

表1 車両系建設機械及び高所作業車の種類別・業種別死亡災害発生状況（令和元年）

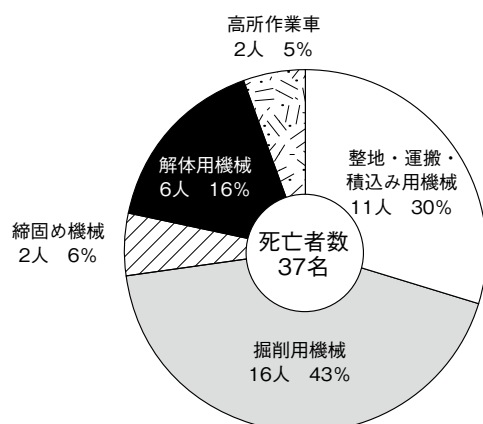
（単位：名）

業種 機械の種類	製造業	鉱業	建設業			運輸 交通業/ 貨物 取扱業	農林業/ 畜産業・ 水産業	商業	その他	計
			土木工事業	建築工事業	その他の 建設業					
整地・運搬・ 積込み用機械	4	2	1	0	1	1	0	0	2	11
掘削用機械	0	0	6	8	1	0	1	0	0	16
基礎工事用機械	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
締固め機械	0	0	2	0	0	0	0	0	0	2
解体用機械	0	0	0	3	2	1	0	0	0	6
高所作業車	0	0	0	1	1	0	0	0	0	2
その他の建設用機械	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4	2	9	12	5	2	1	0	2	37

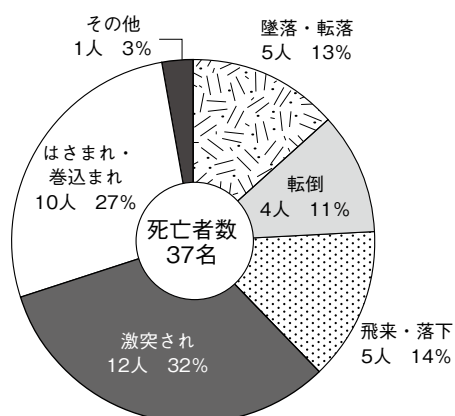
表2 車両系建設機械及び高所作業車の種類別・事故の型別死亡災害発生状況（令和元年）

（単位：名）

事故の型 機械の種類	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・ 巻込まれ	その他	計
整地・運搬・ 積込み用機械	2	2	0	0	0	3	4	0	11
掘削用機械	0	2	0	2	0	8	4	0	16
基礎工事用機械	0	0	0	0	0	0	0	0	0
締固め機械	1	0	0	0	0	0	1	0	2
解体用機械	1	0	0	3	0	1	1	0	6
高所作業車	1	0	0	0	0	0	0	1	2
その他の建設機械	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	5	4	0	5	0	12	10	1	37



グラフ2 機械の種類別



グラフ3 事故の型別

事故の型別にみた車両系建設機械及び高所作業車による死亡災害事例

(令和元年発生分)

■車両系建設機械

01. 墜落・転落

No	発生月	発生時間	業種	起因物	災害発生状況
1	9	11	食料品製造業	整地・運搬・ 積み込み用機械	被災者は トラクター・ショベル を運転中、道の下り坂（傾斜角11度）で高さ1.7～1mの路肩からトラクター・ショベルとともに転落した。シートベルトは装着しておらず保護帽も着用していなかった。
2	5	8	土木工事業	整地・運搬・ 積み込み用機械	豪雨により発生した路面の土砂および山腹を切り取りした後の土砂をダンプトラック1台、 ドラグ・ショベル 1台により搬出する作業を事業者と被災者の2名で行っていた。事業者がダンプトラックで土砂を残土場に運搬し戻ってきた際、盛土した法肩から谷方向へドラグ・ショベルと共に約25m転落していた被災者を発見した。
3	3	14	土木工事業	締固め用機械	道路補修工事において、盛土した土砂を転圧する箇所で、被災者が ロードローラー を運転していたところ、路肩からロードローラーごと転落し、傾斜40°の法面を5.6m下ったところの擁壁上でロードローラーの下敷きになった。
4	2	16	建築工事業	解体用機械	商業ビル解体工事にて、エレベーター塔屋2階のコンクリート支柱の解体作業中、当該支柱下部を切り、鉄筋を溶断しながらビット内に落とすために支柱上部にワイヤーロープをくくり、向かい側に設置した 車両系建設機械 で引っ張っていたところ、コンクリート支柱がビット内に倒れ、車両系建設機械がビット内に引かれたはずみで被災者がビット内に投げ出されて、35m墜落した。

02. 転倒

No	発生月	発生時間	業種	起因物	災害発生状況
5	3	10	土石採取業	整地・運搬・ 積み込み用機械	被災者は、前日に降った雨によりぬかるんだ碎石プラント内の土砂（泥状）を除去するため、 ホイールローダー を自ら運転作業中、土砂を一旦プラント外へ捨て、再度現場に戻ろうと後進していたところ、当該ホイールローダーの右後輪が地山に乗り上げ車体が傾き、被災者が地面に投げ出された。その後、横転してきたホイールローダーに頭部が挟まれた。
6	3	9	その他の建設業	整地・運搬・ 積み込み用機械	工場敷地内の堀の入替工事現場で、堀の取り外し及び撤去作業を ドラグ・ショベル （機体重量3t未満）を用いて行っていた。被災者はドラグ・ショベルを運転し結束した部材をバケットに付属しているフックに掛けて吊り、約15mほど後退した後旋回して部材を下ろそうとしたところ、機体がバランスを崩して転倒し被災者の頭部がブームと地面近くの配管との間に挟まれ被災した。ドラグ・ショベルは移動式クレーン仕様ではなかった。
7	5	16	建築工事業	掘削用機械	宅地造成工事が出た残土を移動するよう現場代理人から指示された被災者が、本件工事現場の作業終了後に現場で使用していた ドラグ・ショベル をトラックに載せて資材置場に向かい、資材置場において、被災者がドラグ・ショベルを運転していたところ、高さ82cmの残土を乗り越えたときにドラグ・ショベルが横転し、ヘッドガードに頭部が挟まれた。
8	3	10	農業	掘削用機械	牧場跡地にあるD型ハウスを解体し、解体した資材を事業主の牧場に運搬するため、被災者は牧場跡地で ドラグ・ショベル を運転して敷地内を移動していたところ、ドラグ・ショベルが運転席側からため池に横転して水没した。

04. 飛来・落下

No	発生月	発生時間	業種	起因物	災害発生状況
9	2	10	土木工事業	掘削用機械	河川の護岸工事において、 ドラグ・ショベル （運転質量約7t）で、土嚢袋（約0.9t）をつり下げて配置する作業中、重機ごと河川に転落（高さ4.45m）し、河川内で土嚢袋を誘導、据え付け中の作業者が下敷きになった。
10	7	10	建築工事業	掘削用機械	基礎コンクリートの解体作業において、解体予定の基礎コンクリート上に、破砕されたコンクリートガラが山状に集積されていたため、 車両系建設機械（掘削用） を使用し、コンクリートガラを搬出方向へ移動させるため、当該車両系建設機械を右旋回させた際、右旋回経路上にあった廃鉄筋とバケットが接触、緊張した廃鉄筋が飛散し、約22m離れた場所において、散水の準備作業をしていた被災者の胸に激突した。
11	11	14	建築工事業	解体用機械	解体作業中、 解体用つかみ機 で、梁とつながった柱をつかみ旋回していたところ、梁が柱から外れ地面に落下した後、近くのドラグ・ショベルのキャタピラに座っていた被災者の方向へ倒れ激突した。
12	10	15	建築工事業	解体用機械	木造倉庫解体工事において、簡易擁壁の支柱を、 解体用つかみ機 を用いて引き抜く作業を行っていた。支柱が引き抜けた時につかみ機から外れ、前方にいた被災者の方へ飛来、首に当たった。
13	1	15	道路貨物運送業	解体用機械	事業場の敷地内で、 解体用つかみ機 を使用しタンクの破砕作業中、つかみ具でタンク内部の銅管（円形、直径5cm、約20kg）3本を楕円形状につぶしていたところ、2本の銅管をつかんだときに1本の銅管（長さ約2.8m）が横方向に飛び、付近にいた被災者の腹部に激突した。

06. 激突され

No	発生月	発生時間	業種	起因物	災害発生状況
14	8	14	木材・木製品製造業	整地・運搬・積込み用機械	工場（屋内）において、 ホイールローダー で、丸太を運んでいたところ、工場内を歩いていた被災者を轢いた。
15	1	3	港湾運送業	整地・運搬・積込み用機械	被災者は、船倉で壁の石炭をかき落としていたところ、後退してきた フル・ドーザー に激突された。
16	12	9	清掃・と畜業	整地・運搬・積込み用機械	廃棄物処分場で廃棄作業を行っていた労働者が、廃棄物処分場の労働者が運転する ドラグ・ショベル に轢かれた。ドラグ・ショベルにはバックモニターが設置しており、運転手は後方にいた被災者に気づいていたが、被災者と距離があると思い後退させた。
17	11	9	土木工事業	掘削用機械	工事現場において、重機を搬入する仮設道路を作るため、碎石を敷きならす作業中、後退してきた ドラグ・ショベル のキャタピラに下半身を巻き込まれた。
18	7	8	土木工事業	掘削用機械	ドラグ・ショベル を用いて堆積土砂の掘削・撤去作業を行っていた。ドラグ・ショベルのオペレーターが掘削土砂を仮置きしている間に掘削指示を行っていた潜水士が掘削箇所確認のため海中の掘削部に入ったが、ドラグ・ショベルのオペレーターは入水に気づかず掘削を続けたため、ドラグ・ショベルのバケットが被災者に激突した。
19	5	9	土木工事業	掘削用機械	下水道工事で污水管の埋戻し作業中、 ドラグ・ショベル の足元の地盤が崩れたため、ドラグ・ショベルが前方に傾き、そのバケットが掘削溝の簡易土止めの中で地ならし作業を行っていた被災者に激突した。
20	2	16	土木工事業	掘削用機械	道路の復旧工事で、 ドラグ・ショベル （0.8m ³ ）のバケットのフックにワイヤロープを掛けて護岸用として設置するブロック（縦1m×横1.5m×長さ1.8m、重量約1.5t）を吊上げて据付ける作業中に、運転手が作業状況を確認しようと立上って座った際、運転手の着衣に旋回用のレバーが引っ掛かったためアームが旋回し、ブロックがその横で配筋作業中の労働者に接触した。

06. 激突され

No	発生月	発生時間	業種	起因物	災害発生状況
21	4	9	建築工事業	掘削用機械	ドラグ・ショベル （以下、「重機」という。）を使用した土木の地ならし作業中、作業員が後退してきた重機に轢かれた。被災者は重機の運転手に連絡事項があり重機に近寄ったあと、重機の後方で電話連絡していた最中であった。
22	3	15	建築工事業	掘削用機械	新築工事現場における外構工事中に、ダンプカーの誘導作業を行っていた労働者が、 ドラグ・ショベル に轢かれているところを発見された。
23	2	14	建築工事業	掘削用機械	自社資材置場において ドラグ・ショベル の旋回中にブームの油圧が抜けブームが倒れ旋回範囲内にいた被災者にバケットが激突した。
24	1	13	その他の建設業	解体用機械	解体工事において、 解体用つかみ機 の運転手が、同機械にて解体の作業を行っていたところ、解体用つかみ機の旋回範囲内に被災者がいることに気づかないまま機械を旋回させたため、被災者が解体用つかみ機の上部旋回体とブロック塀との間に挟まれた。被災者は手作業で、現場内の廃材の仕分作業等を行っていた。
25	9	8	建築工事業	その他の建設機械等	ドラグ・ショベル のアタッチメントを取り付けて作業を行っていたところ、法肩が崩れ ドラグ・ショベル が転倒して、その際に ドラグ・ショベル のアタッチメント部分に立会者である被災者が激突された。

07. はさまれ・巻き込まれ

No	発生月	発生時間	業種	起因物	災害発生状況
26	11	7	土石製品製造業	整地・運搬・積込み用機械	工場敷地内において、 トラクター・ショベル を使用して作業中であった同僚が、トラクター・ショベルから ドラグ・ショベル に乗り換えるため、トラクター・ショベルを構内の隅に後進で移動させようとしたところ、被災者に接触して右後輪で轢いた。
27	12	7	その他の製造業	整地・運搬・積込み用機械	敷地内で、 トラクター・ショベル で作業中、近くに居た被災者が自分の持ち場に戻っていったところを確認したため、停車させた トラクター・ショベル を前進させたところ、被災者が急に後ろ向きによろめき、後頭部から地面に倒れたため、ブレーキが間に合わず、 トラクター・ショベル の右前輪に轢かれた。
28	10	16	土石採取業	整地・運搬・積込み用機械	被災者は、採石場において、場内を走行していた トラクター・ショベル の進路に立ち入ったため、 トラクター・ショベル と接触後その前輪に轢かれた。
29	6	4	清掃・と畜業	整地・運搬・積込み用機械	コークス工場にある「ガイド車」のレールが敷設されている「プラットホーム」（幅約3m）において、そこに落ちているコークス屑の撤去作業を トラクター・ショベル 1台を用い、被災者を含む5名で行っていた。プラットホーム中央に掻き寄せたコークス屑を トラクター・ショベル で掬い上げ、後退していたところ、その後部にいた被災者が轢かれた。
30	3	16	土木工事業	掘削用機械	バックホー を別の場所に移動させ、旋回を行った際、被災者がバックホーと隣で停車中の平ボディトラックとの間に挟まれた。バックホーの上部旋回体の後部とトラックのあたり部には擦り合った跡があった。
31	4	10	建築工事業	掘削用機械	解体工事現場において ドラグ・ショベル で転圧作業を行うため後退させたところ、後方でブロック塀の撤去作業を行っていた労働者が当該 ドラグ・ショベル にひかれた。
32	1	8	建築工事業	掘削用機械	小学校の建替工事現場において、コンクリートがらの破碎作業のために使用する ドラグ・ショベル の点検作業を行っていた被災者が、車体と上部旋回フレームとの間にはさまれているところを発見された。
33	9	11	その他の建設業	掘削用機械	工事現場で、トラックに載せて運搬してきた ドラグ・ショベル を下ろし、トラックを移動させたところ、トラックのタイヤが埋まって動けなくなった。このため、 ドラグ・ショベル のバケットにワイヤーロープを掛けて、トラックをけん引、移動させた後、バケットに掛けたワイヤーロープを被災者が取外していたところ、急に旋回したバケットとトラック後部の間に挟まれた。

07. はさまれ・巻き込まれ

No	発生月	発生時間	業種	起因物	災害発生状況
34	2	14	土木工事業	締固め用機械	高速道路の改築工事現場において、被災者が2.4tコンバインドローラーを運転し、前後方向に傾斜する路盤を後進にて転圧作業中、運転席の椅子が車体から外れて椅子ごと車体右側に投げ出され、前部鉄輪に轢かれた。
35	7	15	その他の建設業	解体用機械	土を入れた1t用土のう袋を解体用つかみ機で破碎して中の土を取り出す作業を行っていたところ、破碎した土のう袋を片付ける作業を行っていた被災者が、なんらかの理由で解体用つかみ機の後部に移動し、旋回した解体用つかみ機のカウンターウエイトと積み上げていた1t用土のうとの間に胸部がはさまれた。

■高所作業車

01. 墜落・転落

No	発生月	発生時間	業種	起因物	災害発生状況
5	4	21	建築工事業	高所作業車	建築現場駐車場において、高所作業車を使用する作業の準備作業を行っていたところ、当該作業車が転倒し、被災した。

90. その他

No	発生月	発生時間	業種	起因物	災害発生状況
37	2	10	その他の建設業	高所作業車	伐採作業の打ち合わせ、現地確認のため、被災者は自らが運転していた高所作業車を停車し、車両から降りたところ、車両が後退しこれを止めようとしたが、車両と電柱の間に挟まれた。付近の道路の勾配は0度から5度だった。サイドブレーキは引いておらず、輪止めは使用していなかった。

広報

特自検Q&A

第4回

建設荷役車両安全技術協会 本部

皆様から建荷協にお寄せいただいた「特定自主検査業務に関わる質問」の中より、重要なもの、繰り返し頂いたもの等をQ&Aの形で紹介していきます。

より適正な検査の実施および信頼される特自検管理業務の参考にしていただければ幸いです。

1. 技能検定合格者の検査開始可能日について

Q 1：検査業者登録をしている建機整備の会社です。社員が今年、建設機械整備技能士の2級を受験して昨日、合格発表があり合格していました。

合格証書の到着を待たずに、今日から油圧ショベルの特自検を実施させても良いのでしょうか？



A 1：当局に確認したところ、資格は技能検定に合格した日以降有効となるそうです。

したがって、当該合格者は、有資格者として取り扱って差し支えありません。

しかしながら、建荷協が実施する資格取得研修修了者以外の、厚生労働大臣が定める者として認められている資格者については、検査実務、特に記録表の書き方についての経験・訓練が不足している場合が多く、管理者から見ると多少心もとない面がある様に聞いています。

社内における研修や、建荷協の実務研修（記録表作成コース）を受講した後に検査を任せることが望ましいでしょう。

また、社内外の監査等に備えて、資格証のコピーなどが管理上必要となりますので、検査実施日が資格取得日以降であることを明確に示すことができる書類の保存をお願いします。

（車両系建設機械（令別表第七第一号、第二号及び第六号）に係る厚生労働大臣が定める者）

（※ 整地・運搬・積込用、掘削用及び解体用）

第6条 登録省令第19条の22第3項において準用する同条第2項第2号の厚生労働大臣が定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 職業・・・

(省略)

七 職業能力開発促進法施行令別表第1に掲げる検定職種のうち、建設機械整備に係る1級又は2級の技能検定に合格した者

八 (省略)

2. 特定自主検査記録表の電子化に伴う正副の取り扱いについて

Q2：フォークリフトの検査業者をしています。今後特定自主検査記録表の電子化を考えております。

その際に記録表の正副の取り扱いについて、ご教示ください。

A2：建荷協が推奨している特定自主検査記録表の正副についての考え方は、

- ① 検査業者が作成した特定自主検査記録表（以下「検査記録表」と言う）は、検査の依頼である事業者へ提供する検査記録表を「正」とし、検査業者が保管する検査記録表を「副」とすること。
- ② 検査業者が保管する記録表と事業者が保管する記録表の内容が同一のものであること。
- ③ 事業者へ提供する検査記録表の検査員名、責任者名の欄にそれぞれ自署があること。

また、検査業者の検査記録表の保管方法については、

例1 検査記録表を2部出力し、検査員・責任者がカーボン紙を挟み自署した1枚目を（正）として事業者へ提供し、カーボン紙で複写した2枚目を（副）として保管する。

例2 検査記録表を2部出力し、検査員・責任者がそれぞれ2枚自署し、1枚を（正）として事業者へ提供し、もう1枚を（副）として検査業者が保管する。

例3 検査記録表を1部出力し、検査員・責任者がそれぞれ自署した事業者へ渡す検査記録表（正）をコピー機などで複写し（副）として保管する。

等の方法がなされていますが、電子化を図る際には、例3と同様に1部作成した正の検査記録表をPDF等で電子化したものを（副）として保管する方法や例1や例2の（副）を電子化して保管する方法が考えられます。

貴社の検査事業所内で統一した保管方法を決めれば良いでしょう。

厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令について

基発第0331014号（平成17年3月31日）

第1 趣旨

(省略)

労働基準局所管法令のうち、電磁的記録の保存をすることができるものについて

は別添1のとおりであること。

- (1) 電磁的記録による保存の方法については、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならないものとされているものであること。

- ①作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調整するファイルにより保存する方法（主務省令第4条第1項第1号）
- ②書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を民間事業者等の使用する電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクをもって調整するファイルにより保存する方法（主務省令第4条第1項第2号）以下省略

別添1（一部抽出）

労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）

第151条の23の規定による記録の保存

第151条の55の規定による記録の保存

第169条の規定による記録の保存

第194条の25の規定による記録の保存

註：回答中の枠囲みは

法令

指針

その他

を示します。

3. エンジン式フォークリフトの動力伝達装置・走行装置・操縦装置のチェックポイントについて

Q3：この度、特自検検査業の統括責任者となりました。

検査記録表のチェックを行う際のポイントやよく見られる不適切な記載例などを教えていただけると幸いです。

A3：今回は、前回に引き続き「エンジン式フォークリフト 特定自主検査記録表」の動力伝達装置・走行装置・操縦装置（図1）のチェックポイントについて説明いたします。

① 動力伝達装置：

動力伝達装置には、No.10のクラッチ式とNo.11のトルコン式のどちらかがあります。

クラッチ式の検査を行ったのであれば、No.11のトルコンに「－」が記入されることになりますが、記入されていない場合が見受けられます。

また、トルコン式の場合は、No.10のクラッチの検査結果及び補修内容には該当なしの「－」を記入し、No.11のトランスミッションを「－」で消しているか確認してください。

② ホイール（タイヤ）：

ノーパンクタイヤの場合、空気圧はないので「－」としますが、検査箇所の欄にノーパンクと記入した方が、より明確になるので良いでしょう。

エンジン式フォークリフト 特定自主検査記録表

3 年 間 保 存

建設業に係る特定特殊自動車排出ガスの排出
の抑制を図るための指針に基づく検査共用

証明書 発行日	年 月 日	様式SR-LE-01-H
証明書 発行No.		標章 No.

メーカー名		管理No.		使用者住所 氏名又は名称			
型 式		走 行 距 離 km		機械管理者氏名			
製 造 番 号		稼 働 時 間 h		検査業者登録番号			
性 能 (最大荷重) kg		車 検 有効期間		検査業者又は事業者 住所・名称 責 任 者 名			
検 査 実施場所		検査者 氏名					
検査 年月日		年 月 日					

区分	No.	検 査 箇 所	検 査 内 容	検 査 方 法	検査結果		補 修 内 容
					良	不良	
	1	本 体	a *始動性	かかり具合、異音、予熱栓・ヒーターの作動	目視、操作、聴診		
~~~~~							
動力伝達装置	8	*電気装置	充電装置機能、バッテリー液量・端子緩み・腐食、配線緩み・損傷	目視、触診、テスター			
	9						
	10	クラッチ	① 異音、切れ、接続、ペダルの遊び、油量、汚れ、油漏れ	目視、操作、聴診、スケール			
	11	トランスミッション、トルコン	レバーの作動・抜け、異音、油量、汚れ、油漏れ、インチャングクラッチの切れ具合	目視、操作、聴診			
	12	プロペラシャフト	振れ、がた、損傷、取付	目視、触診、レンチ等			
走行装置	13	デファレンシャル、ファイナルドライブ	異音、油量、汚れ、油漏れ、取付	目視、聴診、レンチ等			
	14						
	15	フロントアックスル	き裂、損傷、変形、取付	目視、レンチ等、探傷器			
	16	リヤアックスル	き裂、損傷、変形、センターピンのがた、キャップ取付	目視、操作、レンチ等、探傷器			
	17	ホイール（タイヤ）	② 空気圧、き裂、損傷、摩耗、金属片等のかみ込み、ベアリングのがた・異音、ホイールディスクのき裂・損傷・変形、取付	目視、聴診、タイヤゲージ、デプスゲージ、レンチ等			
操縦装置	18						
	19	ハンドル	③ 振れ、取られ、戻り具合、重さ、ホイールの遊び・緩み・がた	目視、操作、触診、スケール			
	20	ギヤボックス、ステアリングバルブ	④ 油量、汚れ、油漏れ、取付	目視、レンチ等			
	21	ロッド、アーム類	き裂、損傷、曲がり、がた、ブーツのき裂、取付	目視、触診、レンチ等、探傷器			
	22	ナックル	ベアリング、キングピンのがた・異音・き裂・損傷	目視、触診、聴診			
	23	かじ取り車輪	⑤ ストップボルト取付、車輪と他の部分との接触 旋回半径（左 mm・右 mm）	目視、レンチ等、巻尺			
	24	パワーステアリング装置	⑥ 油漏れ、ホース等の損傷・ひび割れ、老化、取付、車体との干渉	目視、触診、レンチ等			
	25						

© 公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会

図 1 エンジン式フォークリフト 特定自主検査記録表  
動力伝達装置・走行装置・操縦装置

### ③ ハンドル：

「ホイールの遊び」は、検査方法のスケールで計測して判定しますが、「スケール」に「✓」が漏れている場合が見受けられますので、確認してください。

### ④ ギヤボックス、ステアリングバルブ：

ギヤボックス式かステアリングバルブ式かどちらかを選択します。該当しないほうに「—」を記入し、消しますが、記入していない場合が見受けられます。

また、ステアリングバルブ装着のフォー

クリフトの場合、検査内容で「油量」及び「汚れ」に「✓」又は「○囲い」をする記録表が見受けられますが、ステアリングバルブへの油の供給は、作動油タンクから行われており、バルブ自身の「油量」及び「汚れ」は検査が出来ませんので「油量」、「汚れ」の双方とも該当なしの「—」となっているか確認してください。

#### ⑤ かじ取り車輪：

最近のフォークリフトでは、全油圧式が多くなっています。この機構では、ストッパーボルトがありませんので、「ストッパーボルト取付」に「—」を記入し、かつ、「旋回半径」は一定ですので✓旋回半径（左——mm・

右——mm）と、同じく「—」を記入しますが、記入のないものが見受けられます。

ステアリング型式を確認して、適切な記述となっているか確認してください。

#### ⑥ パワーステアリング装置：

この項目に限ったことではありませんが、検査内容の欄の「ひび割れ」に不良の「○囲い」があるのに、検査方法に「○囲い」がないといった記録表が見受けられます。

この場合、検査方法は通常目視ですから検査方法欄の「目視」に「○囲い」が必要となるでしょう。

チェックミスも考えられますので、検査者に確認してください。

本誌では、特自検に関わるご質問をお待ちしております。  
質問が採用された方には、薄謝を進呈致します。  
質問は以下の方法でお寄せ下さい。

- アンケート用紙をご利用ください
- 下記E-mailまで直接メールして頂いても結構です。  
E-mail : koho@sac1.or.jp

## イラスト災害事例

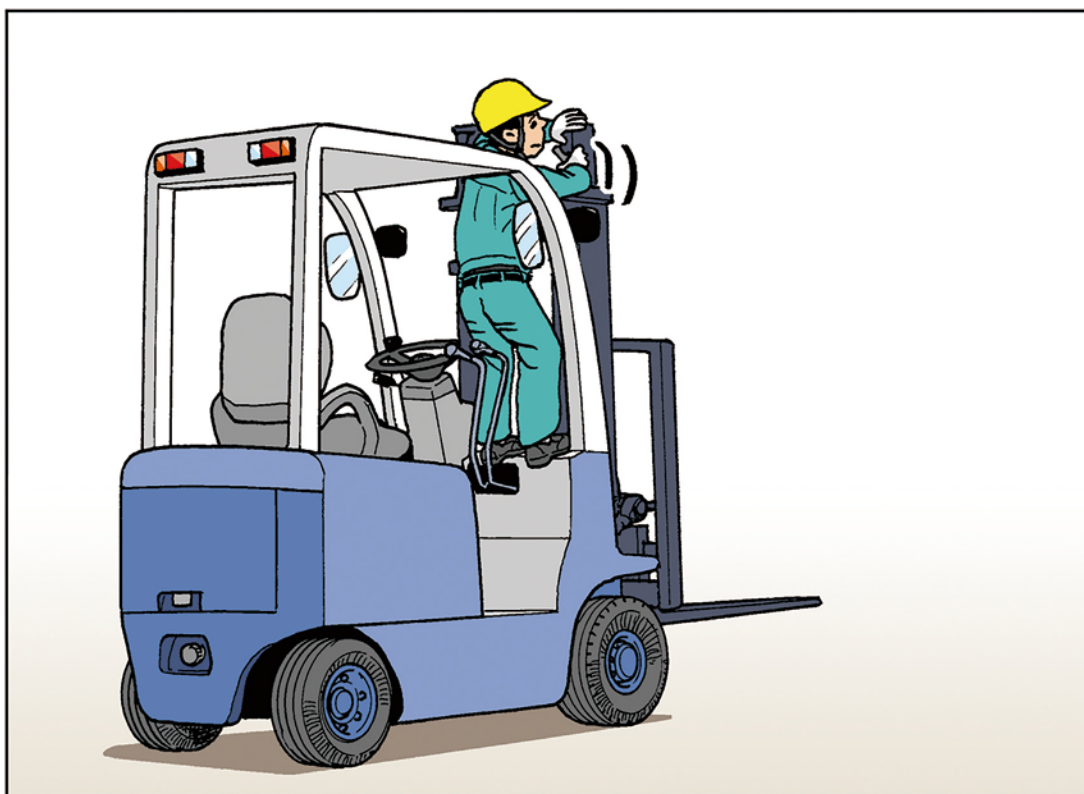
車両系荷役運搬機械および車両系建設機械・高所作業車（特自検対象機械）の労働災害事例について、災害発生前と発生後をイラストにして説明しています。職場の皆様でご覧になり、安全作業、危険予知活動等にご活用ください。

### 1. 車両系荷役運搬機械の災害事例

【分類】 起 因 物：フォークリフト 事故の型：はさまれ・巻き込まれ

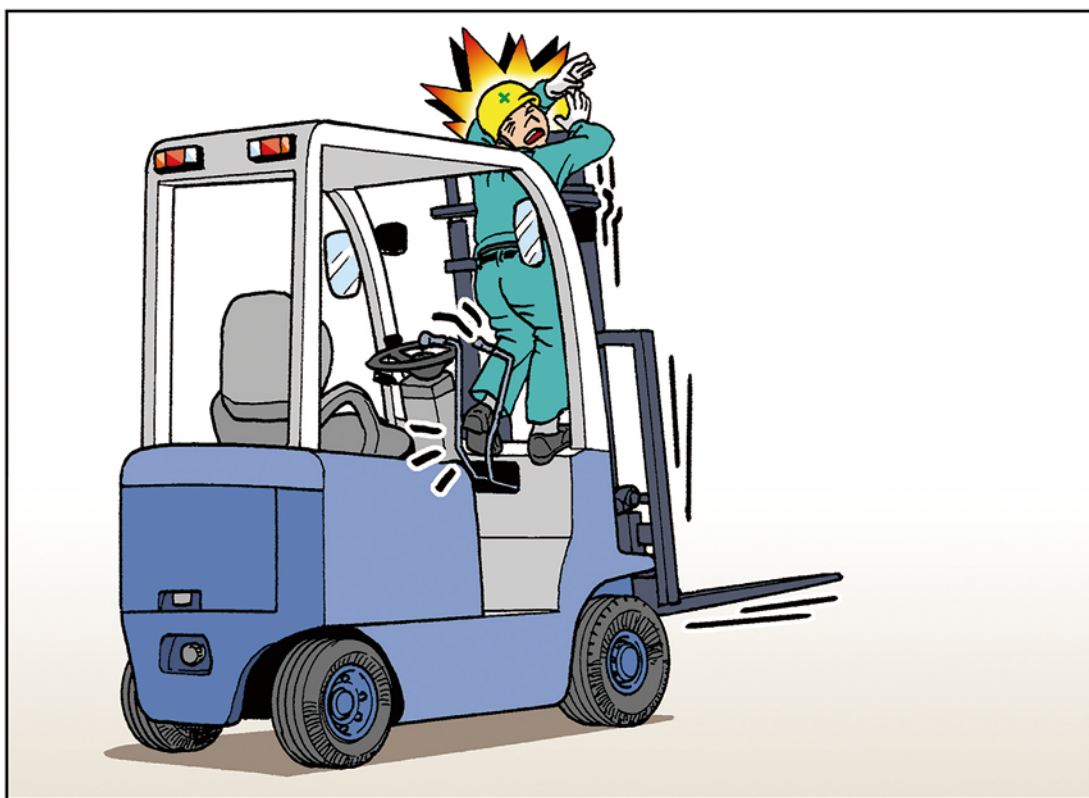
#### 1-1 どんな危険が潜んでいるのでしょうか…(この状況で予知される災害は?)

バッテリー式フォークリフトのメインスイッチ（キースイッチ）をオンにしたまま、マスト部の修理を行っていました。



## 1-2 どうすれば防げるでしょうか…（こんな災害が発生しました）

作業中、身体がテイルトレバーに触れたため、後傾したマストとヘッドガードの間に頭部を挟まれました。



### 【災害発生防止のポイント】

- 調整や診断などやむを得ない場合を除き修理等を行う場合は、必ずメインスイッチ（キースイッチ）を切ること。
- 高い位置での作業では脚立等を使用し、車両には上らない。

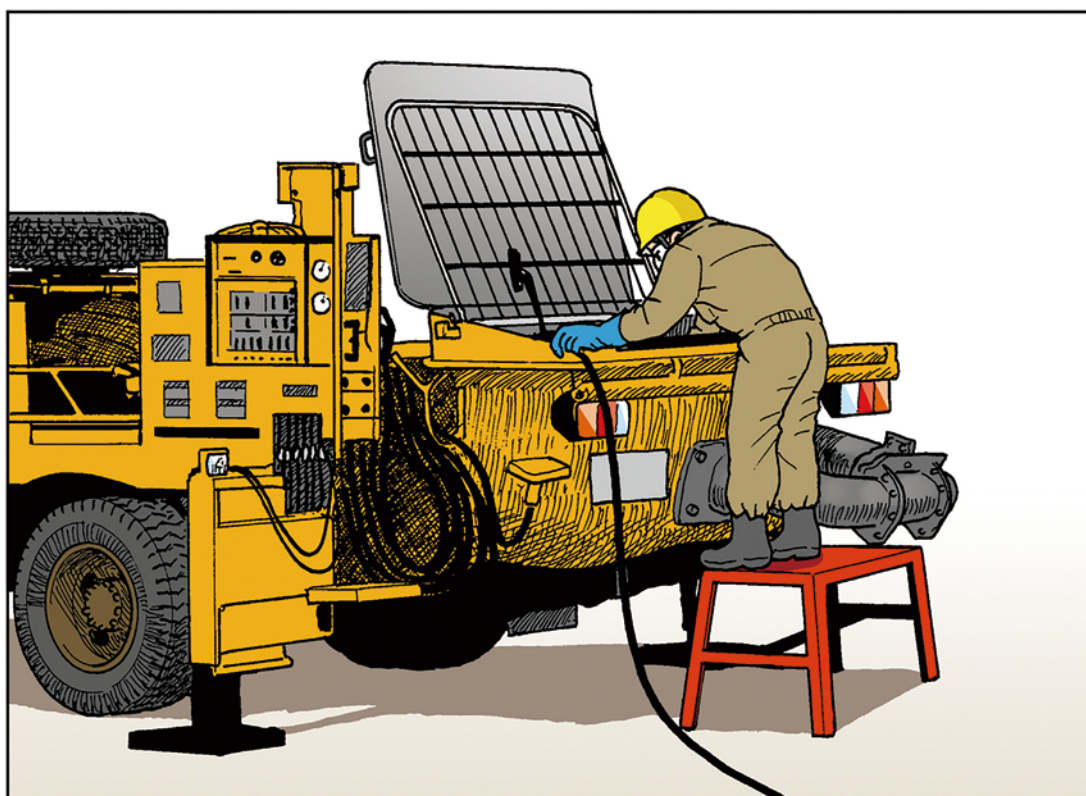


## 2. 車両系建設機械等の災害事例

【分類】 起 因 物：コンクリート打設用機械 事故の型：はさまれ・巻き込まれ

### 2-1 どんな危険が潜んでいるのでしょうか…(この状況で予知される災害は?)

作業者がコンクリートポンプ車のホッパー内のアジテータ（攪拌機）を回しながら、残コンクリートの清掃を行っていました。



## 2-2 どうすれば防げるでしょうか…（こんな災害が発生しました）

作業者のビニール手袋がアジテータにかからまり、作業者が巻き込まれました。



### 【災害発生防止のポイント】

- ホッパー内の清掃作業は、必ずアジテータを止めた状態で行うこと。
- 清掃時の作業手順を明確にし、作業員に教育する。

（参考）

※JIS A 8612に基づき、平成17年以降に販売されたポンプ車より、スクリーンが開くと同時にアジテータ・ポンプの作動が停止するロック装置が義務付けられています。

## 随想



## 新型コロナウイルス禍が変えたもの

運営幹事会 幹事 今野 聡

日立建機株式会社 ライフサイクルサポート本部  
カスタマーサポート事業部 テクニカルサポート部長

新型コロナウイルスの感染リスクが叫ばれ始めてから既に半年以上が経過しました。当初は景気の低迷も第1四半期で底を打つと想定されていましたが、もうしばらくは厳しい状況が続くような気配です。それでも最近では悲観論を薄れさせてくれるようなニュースがちらほらと見られるようになってきました。有効なワクチンの開発も待たれるところです。

新型コロナウイルス感染拡大の影響は、様々な形で我々の生活に変化をもたらしました。そのような変化について、私の個人的な観点から感じていることを述べてみたいと思います。

## ■在宅勤務とオンライン会議

我テクニカルサポート部の所在する上野の本社では、緊急事態宣言以降、在宅勤務を推奨してきました。弊部はバックオフィスの位置付けで代理店への技術的なサポートを行う役割を担っています。基本的にはデスクワークが中心であり、在宅勤務へのシフトは比較的スムーズに実施することができました。社員個人の事情によっては在宅勤務環境の整備についての課題は残ってはいるものの、これまでのところ大きな混乱や障害はありませんでした。一方で、デスクワークが中心といえども、現場出張をして実機の確認が必要になる場合もあり、そのような場合の対応は今まで通り

にはいかずに苦慮しています。

オンライン会議も随分と定着しました。大人数でのやりづらさや相手の表情やその場の雰囲気を読み取る難さではありますが、サッと始めてサッと終われるところはよいと感じています。特に海外とのやり取りには有効であり、感染終息以降もこのトレンドは続くでしょう。

『新たな働き方で業務の効率化が図れました』というような話もよく耳にしますが、効率化の基準にもいろいろと意見があるかと思っています。在宅勤務やオンライン会議のメリットやデメリットをよく見極めつつ業務管理を行っていくことの難しさを感じているところです。

## ■お客様へのサポート

まずもって、いまだ様々な制限のある中、現場作業に従事いただいているサービス員の方々に対して心から感謝の意を表したいと思います。感染リスク対策のみならず、酷暑や自然災害への対策も求められる非常に過酷な状況ではありますが、引き続き安全と健康を第一に作業に取り組んでいただきたいと思います。

弊社ではICT技術を使用したConSite[®]によるサービスを展開しており、遠隔で取得した機械の稼働データや故障警報を活用・分析することにより、お客様の機械の安定稼働をサポートしています。現場出張が制

限される状況下、当該サービスのさらなる深堀に取り組んでおり、将来的には遠隔での不具合解消や故障予知検知のさらなる精度向上を目指しています。

今後も様々な形でIoT技術やVR技術がサービスに導入され、お客様との接点のデジタル化や非対面化が進んでいくことになるでしょう。我々の業務が全てデジタルに置き換わるようなことは想像つきませんが、ある程度はその状況に近づくような将来を想定すればこそ、お客様とのコミュニケーションはこれまで以上に大切にしていかなければならないと思います。どのように技術が進歩しようとも、三現主義を忘れてはなりません。

## ■新入社員教育

弊部に配属になる新入社員については、例年ですとまずは約1年間の技術系共通の集合研修を実施し、その後の1年～1年半の間でサービス実務研修を行ってきました。しかしながら、今年は例年通りに研修が実施出来ておらず、急遽オンラインでの研修に切り替えざるをえない状況もありました。感染リスク対策とはいえ、研修生の方々には申し訳なく感じているところです。

その一方で、研修生に個別に話を聞いてみると『現状でも特に問題はありません』との回答が返ってくることもあります。彼等若い世代のほうがオンライン化に順応していることにもよるのでしょうが、研修を提供する側としてはそのような回答を鵜呑みにすることなく、出来る限りの配慮をしているところです。

OJTを実施するにしても、実務経験のない研修生にとってはメンターとなるべき先輩社員が実際に身近にいる環境がベストで

す。そのような環境を提供できない状況をどのように克服していくかは、よくよく考えねばなりません。また、実技を伴うような研修を減らすことだけは避けるようにも配慮しています。

## ■勤務時間後の過ごし方

勤務時間後の会食がなくなったことも、大きな変化の一つです。私は昨年10月まで海外勤務をしておりましたが、帰任後はそれなりの頻度で会食に参加していたように記憶しています。自粛後は幾分か体重が減り、体調も以前より良くなったようにも感じています。

最近ではオンライン飲みというものも流行りつつあるようですが、人それぞれに嗜好が分かれるところかと思います。飲みニケーションの是非はさて置き、せめて歓送迎会的な催しはオンラインなどではなく、盛大にface to faceで気兼ねなくやれる日が再び来ることを願わずにはおれません。

在宅勤務では仕事のONとOFFのメリハリが付け難くなり、かえって残業が増えてしまったというような話も聞きますが、それでは本末転倒です。今までは通勤や会食に費やしていた時間を、これからは趣味や自己啓発、癒しなどに使いたいものです。時間は有限であることを再認識し、その有効活用を考え直す良い機会でもあると思います。

以上、新型コロナウイルス禍の影響について私個人の思うところを述べさせていただきました。来年の今頃には有効なワクチンが世界の隅々まで行き渡り、念願の東京オリンピック・パラリンピックも実施されて、その余韻に浸っていることを切に願っています。



## 第65回

## 我が社のセールスポイント

宮城県支部  
コマツカスタマーサポート株式会社 東北カンパニー

「我が社のセールスポイント」は、会員同士が切磋琢磨する情報を提供する場として、通年表彰の「企業賞」の受賞会社に「安全管理」、「整備・検査」、「法令遵守」、「技術開発・考案」、「環境」などについて記載して頂き、労働災害防止活動や技術開発・改良・考案等に対する意欲の向上等を図る場を提供することを目的としています。

今回から、令和2年度に表彰された企業様をシリーズで紹介する予定です。トップバッターは宮城県支部のコマツカスタマーサポート(株) 東北カンパニー様に執筆をお願い致しました。

## 1. はじめに

当社は、(株)小松製作所の販売特約店として昭和36年に宮城小松販売株式会社が設立され、その後宮城小松重工業株式会社、宮城小松販売株式会社(名称2度目)、コマツ宮城株式会社、コマツ建機販売株式会社を経て、平成30年4月にコマツ建機販売株式会社、コマツリフト株式会社、コマツレンタル株式会社の3社統合によりコマツカスタマーサポート株式会社東北カンパニーとなりました。コマツカスタマーサポートは、国内を7地域に分け、建設機械、フォークリフトの販売・レンタル・アフターサービスを行っておりますが、東北カンパニーは、宮城県に加え青森県、岩手県、秋田県、福島県に事業を展開しています。

*事業内容によって担当エリアは違います。

私達は基本理念として『社員全員が誇りと喜びをもって働ける』無災害無事故の環境を作り、『ダントツの価値をお客様に提供する』圧倒的戦力とソリューション提供力で、お客様の安全や労働力不足、売上や収益の向上に協力することに、誇りと喜びを持ち仕事に取り組んでおります。

## 2. 会社概要

## (1) コマツカスタマーサポート(株)の概要

- 会社設立：平成30年4月
- 代表取締役社長：三浦 和明
- 資本金：9億5千万円
- 売上高：2,902億円(令和元年3月期)
- 従業員数：4,500名

## 東北カンパニーの概要

- カンパニー社長：杉山 靖
- 従業員数：539名
- 営業拠点：宮城県、青森県、岩手県、秋田県、福島県 36拠点体制



東北カンパニー本社(仙台市)

### ・登録機種

- ① 整地・運搬・積込用機械  
(ブルドーザ・ホイールローダ・モータグレーダ他)
- ② 掘削用機械 (油圧ショベル)
- ③ 解体用機械 (ブレーカ、鉄骨切断機、コンクリート圧砕機、解体用つかみ機等)
- ④ 締固め用機械 (ローラー)
- ⑤ 基礎工事用機械
- ⑥ 不整地運搬車両
- ⑦ 高所作業車
- ⑧ フォークリフト

### (2) 協会への参加事業

- ・特定自主検査巡回指導
- ・検査所所属検査員資格取得講師
- ・能力向上教育講師
- ・実務研修及び安全教育講師

### (3) 特自検の実施

当社ではお客様に対し、事前に検査期限満了のお知らせをハガキにて行っています。各担当サービス営業またはフロントからも検査の促進を行い、特定自主検査の実施率向上に努めています。

また、2017年度より建荷協様から「建荷協許諾第17001号」を拝受し、iPadを活用した特定自主検査の記録表作成を推進してきました。これにより、基幹システムと連携させることでヘッダー部分の記載ミスの防止、点検箇所のチェック機能による点検漏れ防止、活字による見やすさの向上等、特定自主検査の業務改善に努めてきました。

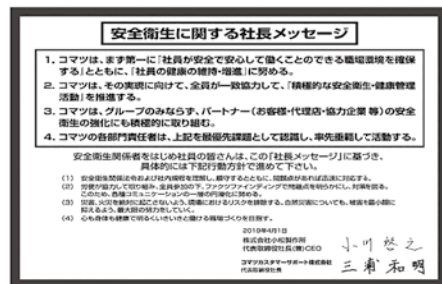
現在では、15帳票（建機12種類、リフト3種類）作成されておりコマツカスタマーサポート東北カンパニーで実施される検査の約98%をカバーしております。

これからも、お客様が車両を安心して使用して頂けるよう心掛けを行っていきます。

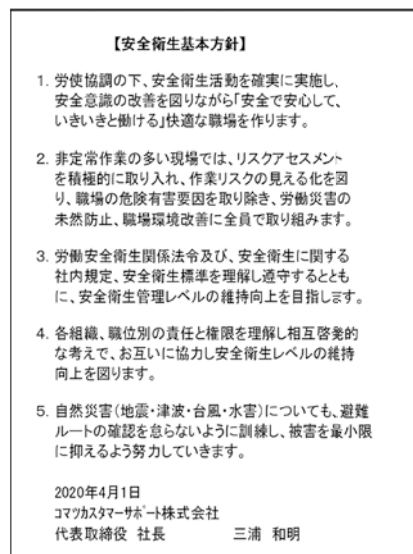
## 3. 安全管理の取組み

当社では、従来のサービス部門の売上と作業を分離させ、サービス業務に特化した部門として『サービスセンタ』を設立。安全・コンプライアンス・育成のための要員を配置しガバナンス強化を図っています。

『安全衛生に関する社長メッセージ』を拠点の見えやすい箇所に掲示、『安全衛生基本方針』を各社員が携帯することで理解し行動することを基本としています。



### 安全衛生に関する社長メッセージ



### 安全衛生基本方針

#### ・優先すべき順位の明確化

優先順位を『SLQDC』とし、S（安全）→L（法令）→Q（品質）→D（配送・提供）→C（費用）の通り安全を最優先に業務遂行に努めています。

### ・安全意識の向上

今年度より全社員へ『安全作業心得』を配布。各自が携帯して日々安全意識を持つようにしています。



携帯している安全作業心得

### ・安全活動の平準化

全拠点に対し半期に1回安全パトロールを労使一体で実施。指摘箇所と改善内容をカンパニーの安全衛生委員会で拠点より発表し、情報の共有と拠点のgood事例の展開を図っています。

### ・安全活動の見える化（Office365の活用）

フィールド作業が作業全体の約7割のため、メカニックが安全を確保して作業するよう、作業前報告として、部外者が作業範囲内に入らないようカラーコーンでの区画など安全を担保出来た状態の写真をOffice365 Teamsにて送付し、確認及び見える化を行っています。



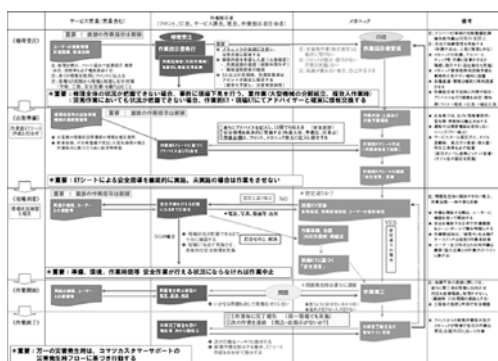
Teamsでの報告

### ・サービス業務フローの展開

Teamsでの報告メカニックが安全の基本ルールを守り、安全に作業できるよう適切な業務指示を行うためサービス業務フロー各役割や流れの明確化を行っています。

作業毎にKYシートをメカニックが作成し作業指示者（フロント・センタ長、班長）が内容を確認し安全アドバイスをを行います。

出張作業時に急遽依頼された突発作業の場合はOffice365 Teamsにて現場KYを行い、作業指示者にアドバイスをもらい安全を担保出来てから作業を着手しています。



業務フロー

### ・班長OJT

班長が若手メカニックに教えながら共同作業を行い、指摘箇所は都度解り易いように説明をしています。OJTにより指差呼称などの安全基本動作や技術指導にて底上げを図っています。



班長OJT実施状況



### ・現場意見の吸い上げ

現場意見の吸い上げは、安全が危惧されること、気がかりなことをヒヤリハット・気がかりシートに記入してもらい、吸い上げを行っていましたが、日々変わる作業において、その時に気づいたことを、その時に発見できるように、システム化しました。

音声入力で管理者に伝達でき、即改善に結び付け災害の未然防止を図っています。

### ・カイゼン活動の展開

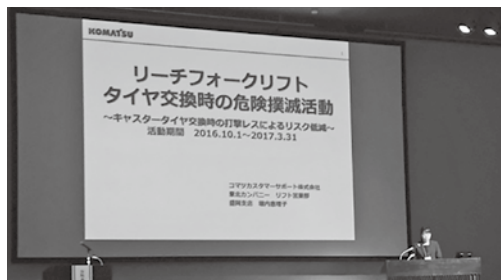
職場内の安全衛生・労働衛生に関する業務を積極的に推進し、職場内の作業環境を向上させ、ゼロ災害を図ることを目的として、『ゼロ災サークル』を実施しています。

活動の一環で毎年応募している「建設荷役車両安全技術協会 考案賞」に、弘前支店『タイヤチェーン脱着負荷軽減及び安全性向上』事例が令和元年度金賞を受賞しました。



弘前支店 考案賞 金賞受賞

また、昨年の全国産業安全衛生大会でも、岩手盛岡支店のゼロ災サークル改善事例を、安全活動分科会で発表し、全国から集まった皆様から好評をいただきました。

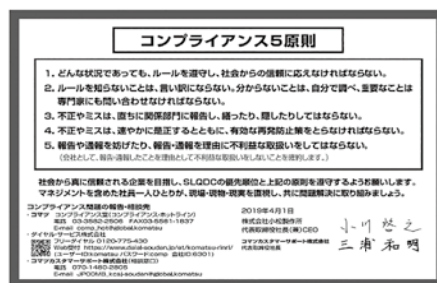


発表する盛岡支店

## 4. コンプライアンスの取組み

『コンプライアンス5原則』に基づき、社員一人ひとりが、現場、現物、現実を直視して問題解決に取り組むよう進めています。

各拠点に『安全衛生に関する社長メッセージ』とともに掲示し周知するよう心掛けています。



コンプライアンス5原則

### ・社内監査の実施

半期に1回全拠点クロス監査を行い、適正な検査が行われているか、チェックを行っています。クロス監査をすることにより監査する側の知識向上や指摘内容の情報共有を行い、管理体制の向上も図っています。

## 5. 教育の取組み

知識力・技術力を教育にて向上し、労働災害やコンプライアンスの不正などのリスクを低減させ、各自のモチベーションを上げる。そのため今年度より教育のプロジェクトを立上げました。

- 新入社員教育

今までは、コマツカスタマーサポート本社、カンパニー本社で2ヶ月間教育を行い、拠点配属としていましたが、配属後の拠点負荷が大きいと判断して、今年度より12月末までカンパニー本社での教育期間を延長して知識・技術の基礎力を身に着ける。

- 2年目メカニック教育

基礎力を上げて安全に一人でオイル交換などの定形作業が出来るようする。

- 3年目から5年目若手メカニック教育

技術力を上げて安全に確実に故障診断が出来るようにする。

- 特定自主検査・車検業務教育

3ヶ月毎に全拠点ともに同じ教材で実施し基礎知識を向上させ適正な検査を行う。



若手メカニック教育風景

## 6. おわりに

新型コロナウイルスなどで社会環境は目まぐるしく変化しておりますが、カンパニー社長方針でもあります『丁寧に』『粘り強く』『やり抜く』をモットーに安全・健康・コンプライアンスを最優先に、元気で活気に満ちた活動を行います。

ご安全に！

ご健康に！

(サービスセンタ所長 安藤 善朗)

製品紹介		
製 品 名	最新テクノロジーを搭載した次世代アーティキュレートトラック	キャタピラージャパン 合同会社
発売年月	令和 2 年 8 月	

■概要

キャタピラージャパン合同会社は、この度Cat 725 アーティキュレートトラックを 8 月 1 日より発売を開始しました。

今回発売する725は、オフロード法2014年少数特例基準に適合しています。一新したキャブや画期的な新型トランスミッション&ホイストコントロール統合レバーの採用により、オペレータ環境が飛躍的に向上し、その他各種アップデートにより、燃料生産性のアップ、燃料消費量の削減を実現しています。過積載の防止や生産性向上に効果的な積載量計測システムのCatプロダクションメジャメント（CPM）をご用意しています。

軟弱な走路でも力強い走りで荷を運搬する725は、土木工事や砕石現場など様々な現場でお客様のビジネスに貢献します。

■主な特長

1. オペレータの動作を大幅に低減するアシスト機能付き新型ホイストコントロール

ホイストコントローラーは従来のレバータイプから指で楽々操作可能なスイッチタイプに進化し、トランスミッションコントロールレバーに統合されました。オートホイストコントロール機能によりスイッチ一つの操作で、ホイスト上げ、ギアニュートラル、エンジン回転アップが自動で行われ、オペレータの労力が大幅に低減されるだけでなく、スムーズな排土、復帰作業が可能になり作業効率がアップします。

2. 走破性を高めるアドバンスドオートトラクションコントロール

完全自動のデフロック制御によりオペレータの操作は不要になりました。走行状態や操作状況に応じて最適なデフロックを最適な圧力で制御し、泥濘地や不整地においても優れた走行性能を発揮します。車両への負担やタイヤの摩耗を軽減することができ、また、乗り心地も大幅に改善します。

■Cat 725の主な仕様値

		725
運転質量	kg	23,122
最大積載量	kg	24,000
エンジン名称		Cat C9.3 ディーゼルエンジン
総行程容積	ℓ	9.3
定格出力/回転数	kW/min ⁻¹	249/1,700
全長	mm	10,445
全幅（ミラー等含む）	mm	3,676
全高	mm	3,508

3. CatConnectテクノロジー

(1) ペイロード計測システム Cat Production Measurement（CPM）は、リアフレームの8つのセンサーで積載質量を正確に計測します。オペレータはキャブ内のディスプレイで積載量をリアルタイムに確認することができ、目標積載量への到達を正確に把握。積込み機のオペレータにはキャブ外部に設置した外部ペイロードライトで積載状況を知らせます。積載量と生産性を最大化します。

(2) プロダクトリンクや VisionLink®（ビジョンリンク）を利用することで、車両の位置や状態をリアルタイムに把握し適切な機械管理が行え、燃料消費量やアイドリング時間の分析によるコスト削減も可能です。CPMの積載データ管理もプロダクトリンクで行えます。

4. 先進の安全システム スタビリティアシスト機能を標準装備

車両の傾きを検知し、警告を発することで車両の転覆事故を低減するスタビリティアシスト機能。この機能は、トラクタ、トレーラ、勾配のそれぞれの角度を監視することによって、車両が転覆する危険性をオペレータに認知させることができます。より危険なレベルの警告はログが記録され、VisionLink経由で確認することができます。

■問合せ先

キャタピラー  
GCI マーケティング イノベーション  
〒220-0012 神奈川県横浜市区みなとみらい3丁目7-1  
TEL 045-682-3553



Cat® 725 アーティキュレートトラック

※ この欄では、会員企業から随時提供されるニュースリリースをもとに、数機種を選び掲載しています。

製 品 名	＜オフロード法2014年基準適合＞ ホイールローダー「WR12-8」	コマツ
発売年月	令和2年9月	

## ■概要

コマツは、最新技術を随所に織り込み、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」^(※1) 2014年基準に適合したコマツ独自の機種であるホイールローダー「WR12-8」を本年9月より発売しました。

当該機は、WR12-6のモデルチェンジ機として、約3年ぶりに2014年基準適合車として導入される待望のWR12シリーズです。従来機のコンパクト性や狭い現場での高積みを実現する高効率な作業性は継承しつつ、他機種で好評いただいている機能を新たに標準装備しています。

また、前後進切り換えスイッチを備えたマルチファンクションモノレバーを新たに標準装備し、1本のレバーでブーム、バケット、リーチアームの操作が可能です。ただし、従来機と同様のPPC作業機レバー（2本）もオプションで用意しています。さらに、車両後方に視認用カメラを標準装備し、7インチの液晶ディスプレイモニターで後方の安全確認をサポートします。

当該機は、産廃仕様車もあわせて導入します。激しい作業環境において、優れた生産性と作業性に貢献するほか、異物の目詰まり、かみこみ、吸入などによる破損の防止対策や清掃メンテナンス容易化により、産廃処理作業で真価を発揮し安全・快適な作業をサポートします。

コマツは今後も「品質と信頼性」を追求し、企業価値の最大化を図るとともに、ダントツバリュー（顧客価値創造を通じたESG課題の解決と収益向上）により、安全で生産性の高いスマートでクリーンな未来の現場の実現を目指していきます。

※1. 通称、オフロード法という

## ■主な特長

### 1. 環境性、経済性

- 特定特殊自動車排出ガス2014年基準対応エンジン搭載  
コマツが長年積み重ねてきた独自のエンジンテクノロジーを結集し、オフロード法2014年基準をクリアしたクリーンエンジンを搭載しています。エンジンを自社開発・自社生産している強みを生かし、さらなる環境負荷の低減と優れた経済性の両立を実現しています。
- 電子制御ハイドロスタティックトランスミッション（HST）

可変容量ポンプと、モーターの電子制御により、シフト操作がフルオート化され、変速操作やキックダウン操作は不要となり、アクセルワークだけで車速コントロールが行えるので、オペレーターの負荷が軽減されて作業に集中できます。また、トルクオフがないため、坂道での発進やかき上げ時に車両のずり下がりがなく、また車速がゼロからでも大きな駆動力を発揮するため、すくい込み作業が容易です。さらに、2モーター（低速モーター・高速モーター）方式電子制御により高効率でパワフルな作業性と高い最高車速の両立を実現しています。

### ■WR12-8の主な仕様

項目	単位	WR12-8
機械質量／機体質量	kg	8,955/6,420
エンジン定格出力 ネット（JIS D0006-1）※3	kW/min ⁻¹ (PS/rpm)	73.1/2,200 [99.4/2,200]
バケット容量	m ³	1.4
最小回転半径（最外輪中心）	mm	5,625
全幅（バケット幅）	mm	2,390
全高	mm	3,035
全長	mm	6,520
ダンピングクリアランス※4	mm	3,140
ダンピングリーチ※4	mm	1,480

※3：冷却ファン最低回転速度時の値

※4：45°前傾、ボルトオンカッティングエッジ先端まで

### 2. 作業性・操作性

- 狭い現場での高積みを実現するリーチ機構と高効率作業が可能なパラレルリンケージ

リーチ機構の採用により、コマツのWA480-8クラスのホイールローダーと同等の作業範囲^(※2)を実現することで、産廃用ダンプ等への積み込みや狭い現場での高積みを実現しています。また、地上水平、チルト、ダンプにかかわらず角度変化なしで作業機が上下する、パラレルリンケージを採用することでフォークリフト作業が簡単にでき、生コン等液状の物も運搬できます。1台で多彩な作業をこなし、様々な現場で高効率な作業に貢献します。

※2. 各機種（標準仕様）のダンピングクリアランス/ダンピングリーチ（45°前傾、ボルトオンカッティングエッジ先端まで）

WA480-8：3,165mm/1,440mm

WR12-8：3,140mm/1,480mm

WA150-8：2,710mm/960mm

（WR12-8と同等サイズのホイールローダー）

- マルチファンクションモノレバー

前後進切り換えスイッチを備えたマルチファンクションモノレバーを標準装備しています。1本のレバーでブーム、バケット、リーチアームの操作が可能です。リーチアームの操作は、レバー上面に備えたプロポーションコントロールスイッチにより、指先で行うことができます。また、オペレーターの体格に合わせてポジションをセットできる上下スライド式リストレストでベストポジションを確保し、オペレーターの疲労軽減に貢献します。

### 3. 安全性

- リアビューカメラ&モニター

車両後方に視認用カメラを標準装備しています。7インチの液晶ディスプレイモニターで後方の安全確認をサポートします。また、リアビューモニターには輝度調整スイッチを装備し、オペレーターの任意で明るさの微調整が可能です。

## ■問合せ先

コマツ コーポレートコミュニケーション部

TEL：03-5561-2616



ホイールローダー「WR12-8」

※ ニュースリリース送付先：〒101-0051千代田区神田神保町3-7-1ニュー九段ビル9F  
（公社）建設荷役車両安全技術協会広報部  
または E-mail：koho@sacl.or.jp まで



## 建 荷 協 の 動 き

(令和2年8月1日～令和2年9月30日)

### 常設委員会

#### 令和2年度第2回特自検委員会

月 日：令和2年9月9日（水）

場 所：日本教育会館

議 事：

1. 令和2年度特自検委員会委員長・副委員長選出
2. 令和元年度 巡回指導実施報告書
3. 令和2年度 特自検強調月間について
4. 特自検検査記録表作成ソフト開発状況（6機種）
  - 公開スケジュール案
5. 検査業者の支援制度(案)について
6. その他
  - 1) 令和3年度標章の作成について
  - 2) 窓口資料開発について（月例点検記録表の活用）
  - 3) その他

#### 令和2年度第2回検査・整備技術委員会

会議は招集せず、議事内容の資料を書面にて確認、承認

議 事：

1. 令和2年度検査・整備技術委員会活動経過報告
2. 強調月間広告について
3. 考案賞、現地調査について

#### 令和2年度第2回研修委員会

月 日：令和2年9月11日（金）

場 所：日本教育会館

議 事：

1. 令和2年度の研修・教育実績について
2. 令和2年度本部研修について
3. 令和2年度研修部事業計画
4. 令和2年度研修・教育計画
5. 令和2年度委員会開催日程

#### 令和2年度第3回広報委員会

月 日：令和2年9月4日（金）

場 所：日本教育会館

議 事：

1. 前回議事録の確認（令和2年7月10日開催：令和2年度第2回分）
2. 機関誌中期編集計画の検討（250号11月号～252号R3/3月号）
3. 製品紹介（250号掲載分、他在庫）
4. イラスト災害事例の検討（250号掲載用初回案）
5. 令和2年度強調月間リーフレットおよびポスターの制作・配付について（最終）
6. 令和2年度強調月間新聞広告について
7. 令和3年版年間ポスターの制作について
8. 令和3年版年間リーフレットおよび対象機械ラインアップポスターの制作・配付について（案）
9. 令和2年度広報委員会開催スケジュール
10. 令和2年度広報委員会名簿
11. その他（機関誌アンケートの回答方法について、現場取材見学会について）

## 会員入会状況

令和２年８月１日から令和２年９月30日までの会員の入会状況は次のとおりである。

種別	対象業種別	会 員 数（社）			
		令和２年 ７月末 会員数	令和２年８月１日～ 令和２年９月30日間異動		令和２年 ９月末 会員数
			入 会	退 会	
正 会 員	製造業	26			26
	建設業	294	2		296
	荷役業	88			88
	製造工業等	43			43
	リース・レンタル	667	1	1	667
	検査・整備業	2,869	4	37	2,836
	その他業種	177			177
賛 助 会 員		15			15
総	数	4,179	7	38	4,148

## 新入会員名簿

会員番号	名 称	〒	所在地	電話番号
30883	白川建設（株）梨坂採石場	017-0005	秋田県大館市花岡町字梨坂40-1	0186-46-3600
30884	OKACON(株)	130-0022	東京都墨田区江東橋4-26-5 東京トラフィック錦糸町ビル南館9階	03-3635-5621
61259	(株)アクティオ中国支店	732-0828	広島県広島市南区京橋町1-23 大樹生命広島駅前ビル6F	082-568-0073
76254	ツツイフォークリフト(株)	596-0067	大阪府岸和田市南町7-9	072-425-2350
76255	(有)セルバス	339-0031	埼玉県さいたま市岩槻区飯塚336-3	048-628-2624
76256	川西オートサービス(株)	664-0011	兵庫県伊丹市鋳物師5-4-1	072-759-0898
76257	(株)大洋建機サービス	788-0052	高知県宿毛市和田349-2	0880-63-9550

## 令和 2 年度 特定自主検査資格取得研修・教育の予定表

令和 2 年度における当協会の支部が行う研修・教育の実施予定は別表 1・2 及び 3 のとおりです。

受講される場合は、毎号の機関誌（又は当協会のホームページ）を参考に、支部で実施予定を確認の上、お申込みください。なお、当協会の会員以外の事業所の方も受講できます。

事業所は、退職、異動等で検査者の不足が生じないよう資格取得研修の受講を計画してください。

### 1. 特定自主検査資格取得研修

#### (別表 1)

厚生労働省の告示及び通達に基づく、事業内検査者及び検査業者検査員の資格取得のための研修です。

### 2. 特定自主検査者能力向上教育

#### (別表 2)

厚生労働省の通達に基づき、「フォークリフト」「整地・運搬・積み込み用、掘削用及び解体用機械」「締固め用機械」「基礎工事用機械」「コンクリート打設用機械」並びに「高所作業車」の特定自主検査者の業務に従事しておおむね5年以上経過した方を対象に、技術、知識を付与することを目的とした教育です。

### 3. 実務研修及び安全教育

#### (別表 3)

#### ・実務研修「記録表作成コース」

他の法令で資格を取得された方（建設機械施工士他）や記録表の記入要領について再び学びたい方などを対象に、特定自主検査の法令上の位置付け、検査方法、及び具体的な記録表の書き方などについて学ぶことができます。

なお、このコースには座学だけのコースと実機を使ったコースがあります。

#### ・実務研修「月次定期自主検査（フォークリフト）コース」

定期自主検査の中でも月次検査については、特定自主検査の検査員資格がなくても検査を行うことができます。日頃フォークリフトの整備や運転業務に従事されている方を対象に検査方法や記録表の記入要領について学ぶことができます。

なお、このコースも座学だけのコースと実機を使ったコースがあります。

#### 【新設】

#### ・実務研修「月次定期自主検査（車両系建機）コース」

上記フォークリフトに引き続き車両系（整地・運搬等）の月次検査についても検査方法や記録表の記入要領について学ぶことができます。

なお、このコースも座学だけのコースと実機を使ったコースがあります。

#### ・実務研修「検査業者業務点検コース」

登録検査業者として、正しい管理運営の在り方について点検表に基づいて、内容を理解しながら研修をします。

#### ・安全教育

厚生労働省の通達に基づき定期自主検査対象であるクレーン機能付油圧ショベルのクレーン部分（「建機付属クレーン部分」という。）並びにショベルローダー等の定期自主検査者を対象とした安全教育です。

※ なお、能力向上教育及び実務研修につきましては、昨年と同様にキャンペーン価格となっておりますので、この機会に受講をお待ちしております。

* 研修・教育の予定は令和 2 年 9 月末現在です。都合により中止・延期等変更になる場合がありますので事前に開催支部にお問い合わせ下さい。



# 令和 2 年度 特定自主検査資格取得研修（事業内）予定表（別表 1）

（令和 2 年 9 月 29 日現在）

地区	支部	フォークリフト			車両系建設機械		
					整地・運搬・積込・掘削・解体用機械		
北海道・東北地区	北海道				7/15～17 EF		
	青森						
	岩手						
	宮城						
	秋田				9/11～12 EF		
	山形						
	福島						
関東地区	茨城	12/3～4 EF			10/20～21 EF		
	栃木	4/4～5 EF			2/5～6 EF		
	群馬	10/16～17 EF					
	埼玉	8/26～28 EF			2/3～5 EF		
	千葉	4/9～11 EF	9/17～19 EF		7/8～10 EF		
	東京	10/15～17 EF					
	神奈川	11/12～14 EF			7/28～30 EF		
中部地区	新潟						
	富山						
	石川						
	福井						
	山梨						
	長野	11/4～6 EF					
	岐阜						
	静岡	6/18～19 EF			4/16～17 EF		
	愛知	3/11～13 EF			3/2～4 EF		
近畿地区	三重	10/23～25 EF			9/25～27 EF		
	滋賀						
	京都						
	大阪	2/16～21 EF					
	兵庫						
	奈良						
中国地区	和歌山						
	鳥取	9/16～18 EF					
	島根						
	岡山	8/3～4 EF	1/25～26 EF				
	広島	9/25～26 EF			10/8～9 EF		
四国地区	山口	12/18～19 EF			8/21～22 EF		
	徳島						
	香川						
	愛媛	9/12～13 EF			7/17～18 EF		
	高知	9/11～12 EF					
九州・沖縄地区	福岡	9/17～19 EFG			7/9～10 EF		
	佐賀	10/7～8 EF					
	長崎						
	熊本	10/3～4 EF					
	大分						
	宮崎						
	鹿児島						
沖縄地区	沖縄						

注1 研修日程は会場等の都合で変更になる場合がありますので、受講を希望される方は開催支部にお問い合わせください。

注2 表中、Eは14時間、Fは9.5時間、Gは5.5時間の受講時間を示します。

注3 表中の網掛けは終了した研修を示します。

# 令和 2 年度 特定自主検査資格取得研修（事業内） 予定表（別表 1）

（令和 2 年 9 月 29 日現在）

地区	支部	車両系建設機械			高所作業車	
		基礎工事用	締固め用	コンクリート打設用		
北海道・東北地区	北海道					
	青森					
	岩手					
	宮城					
	秋田					
	山形					
	福島					
関東地区	茨城		11/5～6 EF		1/25～26 EF	
	栃木					
	群馬				9/16～17 EF	
	埼玉		6/16～18 EF		3/15～17 EF	
	千葉				7/28～30 EF	
	東京				9/10～12 EF	
	神奈川				3/4～6 EF	
中部地区	新潟					
	富山					
	石川					
	福井					
	山梨					
	長野					
	岐阜					
	静岡				10/2～3 EF	1/20～21 EF
	愛知					
近畿地区	三重				11/20～22 EF	
	滋賀					
	京都					
	大阪					
	兵庫					
	奈良					
	和歌山					
中国地区	鳥取					
	島根					
	岡山					
	広島					
	山口				9/10～12 F	
四国地区	徳島					
	香川					
	愛媛				10/2～3 EF	
	高知					
九州・沖縄地区	福岡				11/13～15 EF	
	佐賀		7/2～3 EF			
	長崎					
	熊本					
	大分					
	宮崎					
	鹿児島					
	沖縄					

注1 研修日程は会場等の都合で変更になる場合がありますので、受講を希望される方は開催支部にお問い合わせください。

注2 表中、E は14時間、F は9.5時間、G は5.5時間の受講時間を示します。

注3 表中の網掛けは終了した研修を示します。

# 令和 2 年度 特定自主検査資格取得研修（検査業） 予定表（別表 1）

（令和 2 年 9 月 29 日現在）

地区	支部	フォークリフト				車両系建設機械			
						整地・運搬・積込・掘削・解体用機械			
北海道・東北地区	北海道	7/1～3	BCD	9/16～18	BCD			9/7～11	ABC
	青森	7/17～19	BCD					9/11～13	BC
	岩手	12/2～4	BC					9/1～10	ABC
	宮城	11/5～7	BC					9/16～20	ABC
	秋田	7/16～18	BC					10/22～24	BC
	山形	10/21～23	BCD					8/25～31	BC
	福島	7/15～17	BC						
関東地区	茨城	10/26～28	BCD	12/9～11	BCD			7/6～10	ABC
	栃木	9/11～13	BCD					10/14～16	BC
	群馬	7/9～11	BCD					9/4～6	BC
	埼玉	7/13～17	ABCD	3/8～12	ABCD			12/7～11	ABC
	千葉	6/18～20	BC	12/17～19	BC			10/28～30	BC
	東京								
	神奈川	10/22～24	BC						
中部地区	新潟	7/2～4	BC	7/16～18	BC				
	富山	9/9～11	BC						
	石川	10/1～3	BC						
	福井	6/18～21	BC					7/7～7/11	BC
	山梨								
	長野	12/8～10	BC					9/9～11	BC
	岐阜	9/23～25	BC					10/27～29	BC
	静岡	6/9～13	ABC	7/9～11	BC	9/9～11	BC	5/12～16	ABC
	愛知	6/19～21	BCD	9/17～21	ABC	10/8～10	BC	9/28～30	BC
	三重	9/4～6	BC					7/31～8/2	BC
近畿地区	滋賀	2/17～19	BCD						
	京都	9/17～19	BC						
	大阪	7/6～12	ABCD	10/20～25	BC				
	兵庫	10/8～11	BCD					9/17～19	BC
	奈良	10/8～11	BC						
	和歌山							8/27～29	BC
中国地区	鳥取	9/16～18	BC						
	島根	7/8～10	BC						
	岡山	6/29～7/3	ABC	3/15～17	BC			10/26～30	ABC
	広島	11/11～15	ABC					10/12～16	ABC
	山口	7/9～11	BC	10/8～10	BC			9/24～26	BC
四国地区	徳島	10/15～17	BC						
	香川								
	愛媛	6/25～27	BCD	1/14～16	BCD				
	高知								
九州・沖縄地区	福岡	8/26～30	ABCD	1/14～16	BCD			2/17～19	BC
	佐賀	2/2～4	BC						
	長崎	10/21～25	ABC						
	熊本	7/18～26	ABCD					2/5～14	ABC
	大分	6/24～28	ABC					8/26～30	ABC
	宮崎	7/15～19	ABC					9/9～13	ABC
	鹿児島	10/21～25	ABC					7/9～11	ABC
	沖縄	7/1～5	ABC					6/24～28	ABC

注1 研修日程は会場等の都合で変更になる場合がありますので、受講を希望される方は開催支部にお問い合わせください。

注2 表中、Aは35時間、Bは21時間、Cは18時間、Dは13時間の受講時間を示します。

注3 表中の網掛けは終了した研修を示します。

# 令和 2 年度 特定自主検査資格取得研修（検査業）予定表（別表 1）

（令和 2 年 9 月 29 日現在）

地区	支部	車両系建設機械			高所作業車		
		基礎工事用	締固め用	コンクリート打設用			
北海道・東北地区	北海道	8/19～21 BC			9/2～4 BC		10/7～9 BC
	青森				7/3～5 BC		
	岩手		11/4～6 BC		10/6～8 BC		
	宮城				7/13～15 BC		
	秋田				9/16～18 BC		
	山形				7/15～17 BC		
	福島				9/10～12 BC		
関東地区	茨城		10/12～14 BC		7/20～22 BC		
	栃木		10/29～31 BC		12/10～12 BC		
	群馬						
	埼玉	10/19～23 ABC	6/15～19 ABC		2/15～19 ABC		
	千葉				10/6～8 BC		
	東京				11/5～7 BC		
	神奈川				1/14～16 BC		
中部地区	新潟				10/22～24 BC		
	富山				7/9～11 BC		
	石川				10/23～25 BC		
	福井				9/10～12 BC		
	山梨						
	長野						
	岐阜				9/2～4 BC		
	静岡				9/17～19 BC		12/2～4 BC
	愛知		7/28～30 BC		6/26～28 BC		11/6～8 BC
近畿地区	三重				8/28～30 BC		
	滋賀						
	京都				7/2～4 BC		
	大阪				8/31～9/4 ABC		
	兵庫	3/1～3 BC		10/14～16 BC	8/5～7 BC		3/10～12 BC
	奈良						
中国地区	和歌山						
	鳥取						
	島根						
	岡山		11/30～12/2 BC		7/13～15 BC		2/15～19 ABC
四国地区	広島				9/3～5 C		
	山口				9/10～12 BC		
	徳島						
	香川						
九州・沖縄地区	愛媛				10/15～17 BC		
	高知						
	福岡	7/31～8/2 BC			10/21～25 ABC		
	佐賀				8/4～6 BC		
	長崎						
	熊本						
	大分		9/25～27 BC		10/16～18 BC		
	宮崎				10/15～17 BC		
沖縄地区	鹿児島						
	沖縄		12/2～6 ABC		10/21～25 ABC		

注1 研修日程は会場等の都合で変更になる場合がありますので、受講を希望される方は開催支部にお問い合わせください。

注2 表中、Aは35時間、Bは21時間、Cは18時間、Dは13時間の受講時間を示します。

注3 表中の網掛けは終了した研修を示します。

## 令和２年度 特定自主検査能力向上教育予定表（別表２）

（令和２年９月２９日現在）

地区	支部	フォークリフト				車両系建設機械								高所作業車	
						整地・運搬・積込、掘削及び解体用			基礎工事用		締固め用		コンクリート打設用		
北海道・東北地区	北海道	6 / 10				7 / 8									
	青森														
	岩手					9 / 24									
	宮城	10 / 15				8 / 28								8 / 21	
	秋田	8 / 5				8 / 21					8 / 24			8 / 26	
	山形	11 / 6				7 / 7								9 / 3	
関東地区	福島	9 / 25	10 / 21			8 / 5	8 / 21	10 / 20			10 / 13			7 / 3	
	茨城	12 / 8	3 / 5			10 / 6	2 / 8				11 / 4				
	栃木												8 / 2	8 / 28	
	群馬	10 / 12				10 / 13									
	埼玉	10 / 14				9 / 2		10 / 28			3 / 2			6 / 24	
	千葉	9 / 8				9 / 24									
中部地区	東京	9 / 2												10 / 21	
	神奈川	12 / 11				10 / 15									
	新潟	8 / 26				9 / 2									
	富山	7 / 21				7 / 17								9 / 17	
	石川	7 / 15													
	福井	10 / 21				7 / 20								10 / 14	
	山梨	7 / 29				9 / 8									
	長野	8 / 28				9 / 17									
	岐阜	2 / 9				8 / 19	8 / 26								
近畿地区	静岡	12 / 22	2 / 6			8 / 6	9 / 26							6 / 24	
	愛知	7 / 16	8 / 20			7 / 7			3 / 17		7 / 14			7 / 2	
	三重	9 / 2				9 / 16									
	滋賀					7 / 28									
	京都	11 / 19													
	大阪	1 / 13													
中国地区	兵庫	10 / 23											11 / 20	2 / 26	
	奈良														
	和歌山														
	鳥取	9 / 4				11 / 20									
	島根					8 / 6									
四国地区	岡山	10 / 9	10 / 19			9 / 14	10 / 16	11 / 20							
	広島	9 / 8	9 / 16			7 / 7	7 / 14	7 / 21						7 / 2	7 / 16
	山口	11 / 14									10 / 24				
	徳島														
九州・沖縄地区	香川					8 / 29									
	愛媛														
	高知					9 / 11									
	福岡	8 / 6				2 / 5									
	佐賀	11 / 26				11 / 26					9 / 11			9 / 11	
	長崎	9 / 9	10 / 28	2 / 10		8 / 19	10 / 29	3 / 10							
	熊本	9 / 5				1 / 16									
	大分	11 / 14				10 / 24									
	宮崎	7 / 11				6 / 20	7 / 4							1 / 9	
	鹿児島	9 / 5				8 / 22									
	沖縄	1 / 15				12 / 11									

注1 研修日程は会場等の都合で変更になる場合がありますので、受講を希望される方は開催支部にお問い合わせください。

注2 表中の網掛けは終了した教育を示します。

# 令和 2 年度 実務研修、定期自主検査安全教育予定表 (別表3)

(令和 2 年 9 月 29 日現在)

地区	支部	実務研修										安全教育				
		記録表作成コース				月次定期自主検査 (フォークリフト)		月次定期自主検査 (建機)		業務点検 コース	建機付属 クレーン部分		ショベル ローダー等			
		座学		実技		座学	実技	座学	実技							
北海道・東北地区	北海道	8 / 4	10/13										7 / 7	8 / 3		
	青森												8 / 7			
	岩手				8 / 27	10/21	11/26				11 / 9		8 / 18			
	宮城	9 / 10	11/20										11/27			
	秋田	7 / 15	8 / 24								10/21		8 / 7		7 / 21	
	山形	8 / 20								9 / 9			7 / 14		9 / 8	
福島	9 / 18											8 / 20				
関東地区	茨城				1 / 19						10/30		10 / 8		1 / 12	
	栃木	11/26											9 / 4		10/22	
	群馬										10/26		11/13			
	埼玉	11/11				7 / 1					12 / 2		7 / 8			
	千葉	1 / 28									11 / 6		8 / 6	12 / 3		
	東京															
神奈川	11/27									11/20		10/16				
中部地区	新潟	10/21									10 / 7		8 / 5			
	富山												9 / 29		7 / 2	
	石川				8 / 28								9 / 28			
	福井						10 / 8				10 / 2		10/27			
	山梨												11/18			
	長野										10/16					
	岐阜				9 / 15						10/14		7 / 10		7 / 7	
	静岡	8 / 21	10 / 7								11/12		6 / 4	1 / 23	2 / 11	
		11 / 7	12 / 16	1 / 16												
愛知	8 / 5			8 / 3						11/26		9 / 8		8 / 26		
三重	8 / 5	9 / 9								11/27		8 / 19				
近畿地区	滋賀															
	京都												10/16			
	大阪						11/11				11/25					
	兵庫	2 / 18	3 / 5				2 / 19						7 / 30		1 / 29	
	奈良	11/25														
和歌山	9 / 26	11/28														
中国地区	鳥取	8 / 7														
	島根	11/25											7 / 21			
	岡山				7 / 6								8 / 31		9 / 30	
	広島				7 / 9	2 / 4					8 / 20				9 / 9	
山口	12/12															
四国地区	徳島	10/23											10/22			
	香川	10/17														
	愛媛				11/28								9 / 26		1 / 23	
	高知	10 / 8														
九州・沖縄地区	福岡				9 / 29						3 / 9		8 / 21			
	佐賀	8 / 20														
	長崎				8 / 5	11/20	12/13		7 / 8		7 / 8					
				1 / 28					12 / 2		12 / 2					
	熊本	8 / 22											11/28			
	大分															
	宮崎	6 / 6	2 / 6		5 / 16				5 / 9		8 / 3		4 / 18			
	鹿児島	12 / 5							11/14				8 / 8			
沖縄	9 / 11					8 / 5		11/27				7 / 27				

注1 研修日程は会場等の都合で変更になる場合がありますので、受講を希望される方は開催支部にお問い合わせください。

注2 表中の網掛けは終了した研修・教育を示します。

## 令和 2 年度 運転技能講習予定表

(令和 2 年10月 1 日現在)

●フォークリフト											
秋田			7/3～			10/15～					
			7/14～								
茨城			7/9～	8/18～	9/11～	10/12～	11/13～	12/10～	1/14～	2/10～	3/9～
石川					9/10～						
山梨			7/11～		9/12～		11/7～				
大阪					9/16～	10/7～			1/27～		3/3～
長崎			7/9～		9/10～	10/8～	11/12～	12/3～	1/14～		3/11～
熊本					9/19～						
宮崎	4/22～	5/20～	6/24～			10/21～	11/11～				

●車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）											
兵庫						10/20～					
鳥取			6/18～			10/15～					
鳥根					9/14～						
長崎				8/6～			11/5～			2/25～	

●車両系建設機械（解体用）											
鳥取		5/15									

●不整地運搬車											
鳥取			7/16～								

●高所作業車											
青森			7/10～		9/4～		11/6～				
				8/29～	9/26～	10/24～		12/5～			3/13～
群馬					9/26～						
福井					9/24～						
滋賀	4/8～		7/1～		9/8～	10/6～		12/1～			
奈良			7/4～		9/24～			12/21～			3/23～
鳥取	4/15～			8/19～							
鳥根					9/3～						
沖縄			6/19～	7/10～		10/16～	11/13～			2/19～	

注1 各講習会日程の最初の日を掲載しています。詳細は該当支部にお問い合わせください。

注2 表中の網掛けは終了した講習を示します。



## お知らせ

〔令和2年度〕  
各種研修の受講料

## 1 資格取得研修

## (A) 事業内検査者研修

(単位：円)

## (B) 検査業者検査員研修

(単位：円)

研修の種類	14時間コース		8.5・9.5時間コース		5.5時間コース		35時間コース		21時間コース		18時間コース		13時間コース	
	会員	一般	会員	一般	会員	一般	会員	一般	会員	一般	会員	一般	会員	一般
1 フォークリフト	47,850	51,920	43,450	47,520	42,350	46,420	76,450	80,520	54,450	58,520	52,250	56,320	51,150	55,220
2 整地・運搬・積込み用、掘削用及び解体用機械	56,210	63,580	51,810	59,180	—	—	89,210	96,580	66,110	73,480	61,710	69,080	—	—
3 基礎工事用機械	58,190	65,120	53,790	60,720			91,190	98,120	66,990	73,920	62,590	69,520		
4 締固め用機械	49,390	53,790	44,990	49,390			77,990	82,390	55,990	60,390	53,790	58,190		
5 コンクリート打設用機械	63,800	68,970	58,300	63,470			113,300	118,470	80,300	85,470	78,100	83,270		
6 高所作業車	51,810	56,980	47,410	52,580			85,910	91,080	62,810	67,980	60,610	65,780		

## 2 能力向上教育 ―キャンペーン価格―

(単位：円)

## 3 実務研修 ―キャンペーン価格―

(単位：円)

教 育 の 種 類	会 員	一 般	研 修 の 種 類		座学コース		実技コース	
					会員	一般	会員	一般
1 フォークリフト	8,360	10,230	記録表作成 コース	フォークリフト	8,910	11,110	14,410	16,610
2 整地・運搬・積込み用、 掘削用及び解体用機械	9,130	11,440		整地・運搬・積込み用、 掘削用及び解体用機械	9,240	11,550	14,740	17,050
				基礎工事用機械	9,240	11,550	14,740	17,050
				締固め用機械	9,020	11,220	14,520	16,720
3 基礎工事用機械	7,480	8,910		コンクリートポンプ車	9,020	11,220	14,520	16,720
				高所作業車	8,910	11,110	14,410	16,610
4 締固め用機械	6,490	7,480	月次定期 自主検査 コース	フォークリフト	5,610	6,160	11,110	11,660
				車両系建機	5,390	5,830	10,890	11,330
5 コンクリート打設用機械	6,270	7,040	検査業者業務点検コース		会 員		一 般	
					6,050		6,930	
6 高所作業車	6,600	7,700	4 安全教育		(単位：円)			
			教育 の 種 類		会 員		一 般	
建機付属クレーン部分				7,480		8,030		
ショベルローダー等				12,980		15,070		

- (注) 1. 受講料には、テキスト代及び消費税10%が含まれています。  
 2. 当協会会員所属の受講者の受講料は、協会が教材費の一部を負担した額です。  
 3. 本表に含まれるテキスト代以外の教材類を追加する等の際は、本表受講料と異なる場合があります。  
 4. 受講料は、研修を実施する建荷協・支部に納金してください。

## お知らせ

けんにきょう

## 建荷協発行図書等のご案内

令和2年度版

確かめる 機械の安全 特自検

公益  
社団法人

建設荷役車両安全技術協会

ご案内する図書等は公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会（略称 建荷協（けんにきょう））都道府県各支部にてご購入いただけます。

## ■ 特定自主検査制度の入門解説

## 特定自主検査制度についての入門編

## 安全と特定自主検査のおはなし

「なぜ特定自主検査が必要なのか？特定自主検査とはどのようなものか？」をご理解いただけるよう、イラストを使いわかりやすく解説したものです。

(H25.6改訂C版発行)



## 特定自主検査の対象機械について

## 特定自主検査対象機械の概要

特定自主検査を行うべき機械等の代表的なものを写真、図で示し、特徴、用途などの概要をまとめたものです。

また、一部対象外機械についても掲載しています。

(H29.3改訂D版発行)



品 名	品 番	会員価格	一般価格
安全と特定自主検査のおはなし	PC-ZC-02-C	220 円	330 円

品 名	品 番	会員価格	一般価格
特定自主検査対象機械の概要	SC-ZC-01-D	660 円	1100 円

## ■ 特定自主検査済標準

## 特定自主検査 実施年月の明示

## 特定（定期）自主検査済標準

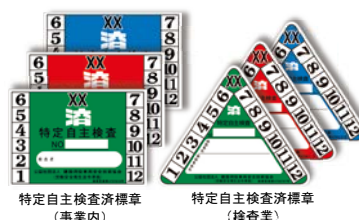
## ・ 特定自主検査済標準

労働安全衛生規則に基づき、フォークリフト、不整地運搬車、車両系建設機械及び高所作業車について、年1回（不整地運搬車は2年に1回）実施することとされている特定自主検査を行った年月を明らかにするため、厚生労働省のご指導のもとに作成した標準です。検査業者用と事業内用とがあります。

## ・ 定期自主検査済標準

労働安全衛生規則に基づき、「建機付属クレーン部分」、「ショベルローダー、フォークローダー及びストラドルキャリアー」について、年1回実施することとされている定期自主検査（年次検査）を行った年月を明らかにするため当該機械に貼る標準です。

品 名	品 番	会員価格	一般価格
特定自主検査済標準（事業内）	BP-LH-02	330 円	990 円
特定自主検査済標準（検査業）	BP-LR-02		
定期自主検査済標準	BP-LRI-02		

特定自主検査済標準  
（事業内）特定自主検査済標準  
（検査業）

定期検査済標準

【注記】 検査済標準の色は、毎年1月1日をもって暦年ごとに変更されます。旧年発行の標準は同日以降使用できませんのでご注意ください。

## 特定自主検査に係る標準等について

## 標準の使い方から管理まで

特定自主検査を行ったときに貼付する標準等の取扱いについて解説したものです。

(H27.4改訂E版発行)

品 名	品 番	会員価格	一般価格
標準の使い方から管理まで	BC-ZC-05-E	220 円	330 円



表記の価格は全て消費税 10%込の価格です。

## ■ 特定自主検査の実施

### 検査方法と判定基準

#### 定期自主検査指針

労働安全衛生法、第45条第3項の規定に基づき公示にされた特定(定期)自主検査の検査項目、検査方法および判定基準をまとめたものです。

品 名	品 番	会員価格	一般価格
フォークリフト	SG-LC-01-A	330 円	440 円
不整地運搬車	SG-GR-01	220 円	330 円
車両系建設機械	SG-KC-01-B	440 円	550 円
高所作業車	SG-HL-01	330 円	440 円
フォークリフト (月次)	SG-LC-11-A	220 円	330 円



### 検査結果の記録

#### 特定(定期)自主検査記録表

特定(定期)自主検査を行った際に、当該機械の検査結果および補修措置等を記録しておくものです。

- ・記録表は3年間の保存義務があります。
- ・記録表は公益社団法人建設荷役車両安全技術協会の著作物です。無断で複製、転用することを禁じています。
- ・記録表は機械性能の向上に伴い随時改訂しています。

品 名	品 番	会員価格	一般価格
特定(定期)自主検査記録表 (普通紙)	1冊50部	495 円	770 円
特定(定期)自主検査記録表 (ノンカーボン)	1冊25部 (正副2枚で1部)	737 円	1100 円



### 記録表の記入方法

#### 特定自主検査記録表の記入要領

特定自主検査記録表は、機械性能の向上により随時改訂されています。

最新の記録表についても正確に記入できる様、記入方法を解説しています。

(R2.4改訂Q版発行)

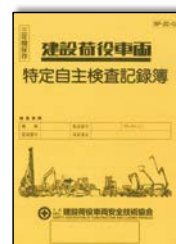


品 名	品 番	会員価格	一般価格
特定自主検査記録表の記入要領	TC-ZC-02-Q	440 円	550 円

### 記録表の保存

#### 特定自主検査記録簿

省令により3年間保存義務がある特定自主検査記録表をファイリングしておくためのものです。



品 名	品 番	会員価格	一般価格
特定自主検査記録簿	BP-ZC-03	110 円	165 円

### 特定自主検査業務を適正に行うための帳簿

#### 特定自主検査台帳

- ・特定自主検査台帳 事業内用

特定自主検査済標章の受払を管理する「標章受払簿」と、保有機械の特定自主検査実施状況管理に使用する「標章貼付簿」を一体にしたものです。

- ・特定自主検査台帳 検査業者用

特定自主検査済標章の受払を管理する「標章受払簿」と、特定自主検査業務を適正に行うための「特定自主検査台帳」、検査料収納の管理に使用する「検査料金収納簿」を一体にしたものです。

品 名	品 番	会員価格	一般価格
特定自主検査台帳 事業内用	BC-ZC-04-A	500 円	825 円
特定自主検査台帳 検査業者用	BC-ZC-07	1650 円	2200 円



表記の価格は全て消費税 10%込の価格です。

## ■ 検査者標識

検査者標識は、「検査者であることを第3者が識別できる」とこと、「検査者としての意識の高揚」を目的として検査者に着用させるものです。

協会では**腕章**及び**ワッペン**（作業服等にアイロンで接着させる方式）とヘルメット等に貼付できる**シール**を用意しています。

### ・検査者腕章、特自検腕章

特定自主検査資格者であることを示すため着用するものです。

品名	品番	会員価格	一般価格
検査者腕章	BP-YC-01	1100 円	1650 円
検査者ワッペン	BP-YC-02	330 円	550 円



検査者腕章



検査者ワッペン

### ・検査者シール（検査業者用、事業内用）

検査者が特定自主検査を行える資格の種類（検査業者、事業内）、機種を示すためのものです。

特定自主検査対象機種	検査業者用	事業内用	会員価格	一般価格
フォークリフト	BP-YC-11-A	BP-YC-21	110 円	165 円
整地・運搬・積込用・掘削用および解体用機械	BP-YC-12-A	BP-YC-22		
基礎工事用機械	BP-YC-13-A	BP-YC-23		
締固め用機械	BP-YC-14-A	BP-YC-24		
コンクリートポンプ車	BP-YC-15-A	BP-YC-25		
高所作業車	BP-YC-16-A	BP-YC-26		
不整地運搬車	BP-YC-17-A	BP-YC-27		



## ■ 教育資料

当協会では実施する特定自主検査者資格取得研修および能力向上教育等で使用されている図書です。

### ・特定自主検査マニュアル 特定自主検査の検査方法等を機種、部位別に解説しています。

品名	品番	会員価格	一般価格
検査機器	TQ-ZC-01-E	660 円	990 円
原動機（ディーゼル・ガソリン）	TQ-KE-01-F	2420 円	3630 円
油圧装置	TQ-KH-01-E	1540 円	1980 円
上部旋回体 下部走行体	TQ-KB-01-E	2420 円	3080 円
ジブ・リーダー・ワイヤーロープ	TQ-KJ-01-D	1210 円	1540 円
フォークリフト	TQ-LC-02-G	1320 円	1980 円
不整地運搬車	TQ-GR-01-E	880 円	1320 円
車両系建設機械（整地等用）	TQ-GC-02-A	3300 円	5280 円
（基礎工事用）	TQ-FC-01-E	3080 円	4620 円
（締固め用）	TQ-RC-01-D	1210 円	1760 円
（コンクリート打設用）	TQ-CP-01-E	1100 円	1760 円
高所作業車	TQ-HL-01-D	1320 円	1980 円
特定自主検査と補修	TC-ZC-01-F	550 円	880 円



### ・能力向上教育テキスト 機種別に最新の技術等を紹介しています。

品名	品番	会員価格	一般価格
フォークリフト	TL-LC-01-D	3520 円	5280 円
整地・運搬等&ブレーカ	TL-GE-01-F	3630 円	5500 円
締固め用機械	TL-RC-01-C	1650 円	2530 円
基礎工事用機械	TL-FC-01-D	1980 円	2970 円
不整地運搬車	TL-GR-01-B	660 円	990 円
コンクリートポンプ	TL-CP-01-C	1430 円	2090 円
高所作業車	TL-HL-01-C	1760 円	2750 円



### ・その他

品名	品番	会員価格	一般価格
フォークリフト安全運転テキスト	TQ-LC-02-B	1540 円	1540 円
ショベルローダー等定期自主検査マニュアル検査・整備基準値表	TQ-SR-02-C	1760 円	2640 円
業務点検コーステキスト	TT-YC-01-C	1100 円	1650 円



表記の価格は全て消費税 10%込の価格です。

■ 特定自主検査業務の管理

**特定自主検査の適正実施のために  
特定自主検査業務マニュアル**

検査業者の業務や事業内検査の業務を適正に遂行するための管理のポイントおよび実務の詳細を説明したものです。

また、特定自主検査全般を管理する事業者が知っておかなければならない労働災害防止に関する法令や事業者の責務等をまとめたものです。(R1.11 発行)

注記)本書は特定自主検査業務マニュアル検査業者用(BP-ZC-01-F)、事業内検査(BP-ZC-02-E)および特定自主検査とその管理(BC-ZC-06-D)の内容を合わせたものです。



品 名	品 番	会員価格	一般価格
特定自主検査業務マニュアル	BC-ZC-08	1650 円	2530 円

**特定自主検査制度に関する法令、通達  
特定自主検査関係法令通達集**

特定自主検査制度に関する法の条文ごとに関係する最新の規則・通達等をまとめたものです。

(H28.3 改訂 J 版発行)



品 名	品 番	会員価格	一般価格
特定自主検査関係法令通達集	BC-ZC-03-J	2310 円	3520 円

**特定自主検査の実施経歴の管理  
特定自主検査実施経歴書**

特定自主検査の実施時期を明確にするとともに、特定自主検査が、いつ、だれが実施したかを記入できるようになっており、機械の履歴管理に活用できます。

品 名	品 番	会員価格	一般価格
特定自主検査実施経歴書(フォーク)	BP-LC-01	55 円	110 円
経歴書ビニルケース(フォーク用)	BP-LC-02	165 円	330 円
特定自主検査実施経歴書(建機用)	BP-OH-01	55 円	110 円
特定自主検査実施経歴書(解体機用)	BP-OH-02	55 円	110 円

**登録検査業者の諸手続きについて  
特定自主検査登録検査業者必携**

登録検査業者が、厚生労働大臣または都道府県労働局長に登録申請・業務規程変更等の際に留意すべきポイントを解り易く解説したものです。また、参考となる業務規程例を示してあります。

(H31.4 改訂 K 版発行)



品 名	品 番	会員価格	一般価格
特定自主検査登録検査業者必携	BC-ZC-01-K	550 円	880 円

**特定自主検査制度についての疑問を解説  
特定自主検査に関するQ & A**

特定自主検査制度に関するさまざまな疑問を「Q&A集」としてまとめたものです。

(H26.10 改訂 A 版発行)



品 名	品 番	会員価格	一般価格
特定自主検査に関するQ & A	BC-YC-01-A	440 円	770 円



表記の価格は全て消費税 10%込の価格です。

お問い合わせ先

LF-YC-01-20 令和 2 年 3 月

# 特定自主検査者資格取得者名簿

(令和2年8月1日～令和2年9月30日)

資格の種類ごとに氏名五十音順・敬称略

## 事業内検査者資格取得者

### ■フォークリフト

有野 雅紀	梅村 侑矢	児玉 吉史	高田 和真	富丸 馨	新津 大志
磯野 宗治	大川内 真志	酒本 尚典	高松 宏樹	中嶋 康夫	藤澤 義雄
出井 慎吾	小田 豊	佐久間 雅之	高丸 孝次	中野 智朗	松田 香
伊藤 貴彦	神園 慶一	佐々木 俊明	田口 和夫	永 和幸	吉田 康幸
稲田 真也	上四元 洋一	白勢 俊二	伊達 和利	長尾 一	和田 誠
岩谷 牧人	菊地 昭好				

### ■整地・運搬・積み込み用・掘削用及び解体用機械

赤川 寛	岡村 淳一	窪木 仁志	菅原 辰雄	多田 利行	松岡 喜代美
伊勢島 昇	甲斐 晋一	小林 正朋	鈴木 智行	長崎 良昭	道下 朋紀
今井 浩美	河口 涼介	今野 祐一	高橋 司	藤田 学	八代 拓哉
柄浦 淳	川田 雅晃	佐渡 賢太郎	高橋 朋寛	星 祐治	山辺 直樹
大町 隆					

### ■基礎工事用機械

新垣 健司	澤田 竜雄				
-------	-------	--	--	--	--

### ■締固め用機械

狩野 拓也	西山 剛介	真島 正治	嶺 稔	村田 佳宣	森 信人
田中 遼太郎					

### ■コンクリート打設用機械

花田 真人					
-------	--	--	--	--	--

### ■高所作業車

浅野 聖	大塚 卓	越川 寿尚	重藤 貴志	田緑 龍次朗	比嘉 千可志
上迫 悟	上條 健	佐竹 元太	瀬川 滋	中西 徹	松井 悠介



## 検査業者検査員資格取得者

### ■フォークリフト

相川 諭 志	大戸 勇 輝	桑原 浩 幸	杉本 晃 一	西尾 優 志	本田 卓 之
赤澤 貴	大橋 了 輔	源田 悠 樹	鈴木 照 佳	西岡 千 絡	前川 敬 太
阿部 祥 之	大森 充 敏	小池 拓 海	住吉 晋 治	西川 兼 志	前場 圭 佑
天野 誠 弥	岡田 一 希	小島 友 男	高居 善 史	似鳥 拓 政	松橋 忠 治
安藤 秀 高	奥野 貴 紀	小林 大 将	高田 侑 嗣	橋本 清	松本 浩 平
池内 雅 康	奥村 美 登	小林 護 斗	高橋 梢 太	吐師 翔 平	松谷 立 美
石川 佳 亮	小澤 伸 博	小林 優 也	高宮 敦 士	長谷川 理 誠	松山 正 裕
伊志嶺 拓 雄	小幡 広 孝	近 龍 嘉	高山 智 隆	長谷川 慶 希	溝邊 橋 友
磯田 正 海	梶浦 寛 志	後藤 敏 宏	竹内 卓 治	花本 拓 幸	三ッ村 上 邦
磯板 倉 尚	片山 隆 行	後藤 正 光	田中 哲 信	久田 賀 一	村間 崎 慎
伊藤 卓 志	片山 雅 士	齋藤 京 祐	田中 聡 也	平賀 野 尚	藪崎 岡 芳
伊藤 光 美	金沢 和 見	齋藤 義 文	樽谷 久 元	平賀 井 大	山崎 和 直
稲田 瑞 己	鎌田 拓 明	坂井 口 宏	千塚 田 享	福井 嶋 岳	大山 根 本
井上 善 友	鎌田 翔 太	坂田 木 大	徳富 堂 中	福藤 井 本	山本 江 正
今井 健 太	川村 健 太	佐々木 藤 哲	中野 俊 太郎	福藤 原 勝	横岡 宏 友
岩崎 達 巳	北川 祐 翔	四 澁 谷 取	永尾 澤 航	細谷 正 ち	吉渡 邊 部
薄井 厳 裕	北川 郷 涉	白 城 間	長 西	布 袋	渡 部
宇野 貴 希	北郷 翔 吾				
梅村 和 道	北郷 翔 吾				
大磯 真 里	工藤 育 美				
大川 裕 也	窪 田				
大杉 淳 貴					

### ■整地・運搬・積込み用・掘削用及び解体用機械

浅野 弘 樹	加治佐 楓 河	小山 拓 人	橙木 義 人	似鳥 拓 也	松尾 勇 一
梅田 九 是	加藤 丈 範	後藤 利 雄	富山 健 祐	似鳥 政 喜	宮本 脩 平
岡田 凌 汰	亀井 健	酒井 拓 哉	中浦 克 友	野中 義 徳	森 雄 二
岡山 真 也	川村 泰 史	佐藤 誠 也	長島 崇 光	橋元 和 希	横山 貴 也
柿内 健 史	栗田 大 輔	島尻 太 一	西村 大 輔	堀田 好 一	渡邊 正 彦
柿沢 猛	小泉 理 央	釣 賀 秀 朋			

### ■基礎工事用機械

大竹 宏 昌	西 銘 修 唯	山 田 直 也			
--------	---------	---------	--	--	--

### ■締固め用機械

川 名 道 浩	手 島 桂 輔				
---------	---------	--	--	--	--



## ■コンクリート打設用機械

京 谷 慶 太 | 山 内 健 司 |

## ■高所作業車

青 木 哉 人	馬 道 康 夫	私 市 孝 宏	新 宅 裕 一	永 見 善 広	宮 崎 一 成
秋 谷 佳 弘	蛭 名 賢 司	北 郷 翔	菅 井 純 一	橋 詰 貴 規	八 木 将 人
浅 井 直 人	大 澤 幸 彦	楠 瀬 秀 之	杉 本 好 宣	濱 田 大 輔	柳 原 佳 祐
天 城 政 章	大 杉 健 太 郎	熊 井 翔 大	鈴 木 裕 也	早 川 由 隆	山 口 順
安 藤 浩 樹	大 平 勝 博	小 池 智 之	諏 訪 卓 実	半 田 雄 奨	山 下 憧
伊 川 学	大 海 力 也	小 島 勉	高 木 健 太 郎	姫 野 直 樹	山 田 菊 夫
石 川 幸 生	小 野 彰 宣	小 林 修 治	高 部 日 光	廣 長 毅 久	山 本 大 樹
出 原 拓 也	角 井 良 太	坂 本 拓 也	戸 崎 智 章	吹 越 祐 陸	吉 崎 正 樹
伊 藤 郁	角 谷 利 行	佐 川 一 穂	道 満 一 暁	松 下 歩	吉 野 輝 昭
岩 谷 智 徳	金 谷 純 也	佐々木 貴 史	中 曾 根 秀 美	翠 尾 克 寿	吉 山 幹 康
内 田 貴 史	兼 子 信 之	佐 藤 勝 二	中 村 勇 斗	三 宅	脇 坂 賢 二
馬 野 航 太	金 長 潤 二	下 村 健 二	中 村 洋 太		

## 支 部 一 覧

令和2年10月1日現在

支部名	〒	所 在 地	電話番号	FAX
北海道	060-0004	北海道札幌市中央区北4条西7丁目 NCO札幌ホワイトビル9階	011(271)7720	011(271)7580
青 森	030-0902	青森県青森市市浦1-10-7	017(765)5432	017(765)5433
岩 手	020-0873	岩手県盛岡市松尾町17-9 岩手県建設会館2階	019(626)2616	019(626)2627
宮 城	983-0842	宮城県仙台市宮城野区五輪1-6-9 五輪黄葉ビル201号	022(298)2150	022(298)2151
秋 田	010-0923	秋田県秋田市旭北錦町1-14 秋田ファーストビル210号室	018(823)8258	018(823)8260
山 形	990-8681	山形県山形市流通センター2-3 山形流通団地組合会館内	023(666)6581	023(666)6582
福 島	960-8035	福島県福島市本町5-8 福島第一生命ビル4階	024(521)8065	024(521)8248
茨 城	311-3116	茨城県東茨城郡茨城町長岡3652-559	029(292)6546	029(292)6547
栃 木	321-0912	栃木県宇都宮市石井町3149-28 卸商業団地協同組合別館202	028(656)6111	028(656)6112
群 馬	371-0805	群馬県前橋市南町4-30-3 勢多会館1階	027(223)3448	027(223)3451
埼 玉	330-0062	埼玉県さいたま市浦和区仲町1-12-1 カタヤマビル5階A	048(835)3050	048(835)3055
千 葉	260-0026	千葉県千葉市中央区千葉港4-3 千葉県経営者会館3階303号	043(245)9926	043(245)9927
東 京	102-0072	東京都千代田区飯田橋1-7-10 山京別館4階	03(3511)5225	03(3511)5224
神奈川	231-0011	神奈川県横浜市中区太田町6-87 横浜フコク生命ビル10階	045(664)1811	045(664)1817
新 潟	950-0961	新潟県新潟市中央区東出来島11-16 新潟県自動車会館内	025(285)4699	025(285)4685
富 山	930-0094	富山県富山市安住町3-14 富山県建設会館内	076(442)4358	076(442)6748
石 川	920-0806	石川県金沢市神宮寺3-1-20 コマツ石川㈱レンタル事業部事務所2階	076(208)3302	076(208)3303
福 井	910-0854	福井県福井市御幸4-19-25 広田第2ビル2階	0776(24)7277	0776(24)9507
山 梨	409-3867	山梨県中巨摩郡昭和町清水新居1602 ササモトビル2階	055(226)3558	055(226)3631
長 野	380-0872	長野県長野市妻科426-1 長野県建築士会館4階	026(232)2880	026(232)6606
岐 阜	504-0843	岐阜県各務原市蘇原青雲町5-34	058(382)5011	058(382)5120
静 岡	422-8045	静岡県静岡市駿河区西島127	054(236)4008	054(236)4031
愛 知	450-0002	愛知県名古屋市中村区名駅4-23-13 大同生命ビル3階	052(586)0069	052(586)0010
三 重	514-0009	三重県津市羽所町601 アカツカビル4階	059(223)7177	059(223)7180
滋 賀	520-0043	滋賀県大津市中央4-5-33 SKビル2階C	077(521)5260	077(521)5352
京 都	600-8009	京都府京都市下京区四条通室町東入函谷鈴町78 京都経済センター 4階	075(351)0250	075(351)0251
大 阪	540-6591	大阪府大阪市中央区大手前1-7-31 OMMビル8階	06(6944)6611	06(6944)6612
兵 庫	650-0024	兵庫県神戸市中央区海岸通8 神港ビル703号	078(332)4936	078(392)8921
奈 良	630-8113	奈良県奈良市法蓮町163-1 新大宮愛正寺ビル2階(公社)奈良県労働基準協会内	0742(93)5181	0742(36)5715
	630-8124	奈良県奈良市三条松町29-3 奈良県電気工事工業組合内(10月末移転予定)	0742(93)5181	0742(93)5181
和歌山	640-8287	和歌山県和歌山市築港3-23 和歌山港湾労働者福祉センター 1階	073(435)3337	073(435)3338
鳥 取	682-0802	鳥取県倉吉市東蔵城町12 中部建設会館1F	0858(22)1400	0858(23)4667
島 根	690-0012	島根県松江市古志原2-20-54	0852(27)0340	0852(27)0556
岡 山	700-0907	岡山県岡山市北区下石井2-8-6 第2三木ビル205	086(222)6039	086(222)4296
広 島	733-0011	広島県広島市西区横川町1-11-24 山田オフィスビル202	082(291)1150	082(291)3413
山 口	753-0083	山口県山口市後河原25 愛山会ビル2階	083(932)1858	083(932)1859
徳 島	770-0808	徳島県徳島市南前川町4-14 船橋設計ビル2階	088(622)8243	088(622)8243
				088(624)8258 (10月19日より)
香 川	760-0062	香川県高松市塩上町10-5 池商はせ川ビル113	087(837)3668	087(837)3671
愛 媛	790-0003	愛媛県松山市三番町7-8-1 山本ビル2階	089(941)6740	089(941)7361
高 知	780-0072	高知県高知市杉井流9-11	088(882)5025	088(882)0837
福 岡	812-0013	福岡県福岡市博多区博多駅東2-6-14 正和ビル4階402	092(474)2246	092(474)2312
佐 賀	849-1301	佐賀県鹿島市大字常広139-2	0954(62)6315	0954(62)6368
長 崎	854-0072	長崎県諫早市永昌町10-8-202	0957(49)8000	0957(49)8001
熊 本	860-0845	熊本県熊本市中央区上通町7-32 蚕糸会館3階	096(356)6323	096(356)6325
大 分	870-0844	大分県大分市大字古国府字内山1337-20 大分県林業会館4階	097(540)7177	097(540)7127
宮 崎	880-0802	宮崎県宮崎市別府町2-12 宮崎建友会館3階	0985(23)5061	0985(23)5129
鹿児島	891-0123	鹿児島県鹿児島市卸本町6-12 オロシティーホール内	099(260)0615	099(260)0646
沖 縄	901-2131	沖縄県浦添市牧港5-6-3 南海建設4階	098(879)3744	098(879)3757

(注) アンダーラインは変更部分

## 編 集 後 記

秋も深まり、皆様いかがお過ごしでしょうか。コロナウイルス感染症予防とともに安全に対する意識の再確認も必要な時期です。そこで「安全」について考えてみましょう。▲「安全」とは安らかで危険のないことです。では、無災害を継続させるにはどうすれば良いのでしょうか。災害は、不安全な行動と状態から発生するそうです。▲手間や労力、時間やコストを省くことを優先し、安全装置の無効化、安全装置の不履行、不安全の状態の放置、重機等の指定外の使用、運転中の機械・装置等の点検修理、保護具等の未装着、危険場所への接近、などの行動を安易に行うことで「不安全な行動」となり、危険がより身近なものになってしまいます。▲労働災害を、労働者の心構えや意識だけで防止することは難しいことです。作業基準を明確に定め、作業基準に従い、安全を確認しながら作業を遂行し、正しい作業手順と安全に対する高い意識を身に着けることが最も重要であると考えます。

[広報委員長：山本 泰徳 記]

機関誌に対するご意見・ご要望等は E-mail：koho@sac1.or.jp までお願いします。

### 機関誌編集 広報委員会

#### 委員長

山本 泰徳 [池田内燃機工業㈱]

平山 哲也 [大成建設㈱]

#### 副委員長

佐藤 裕治 [住友建機㈱]

兼八 淳 [日本通運㈱]

室町 正博 [日通商事㈱]

#### 委 員

津川 元 [コベルコ建機㈱]

栞原 正行 [コマツ]

比留間 茂 [キャタピラー]

新谷 勝幸 [日立建機㈱]

田中 喜昭 [コマツ]

加藤 彰秀 [㈱豊田自動織機]

在田 浩徳 [清水建設㈱]

小澤 真一 [事務局：常務理事]

水島 敏文 [事務局：広 報 部]

遊部 浩司 [ 同 ]

吉田 岳 [ 同 ]

(令和 2 年10月 1 日現在)

### 「建設荷役車両」 VOL. 42 第 250 号

令和 2 年 10 月 22 日 印刷

令和 2 年 11 月 2 日 発行

発行所 公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町 3-7-1 (ニュー九段ビル 9F)

TEL: 03 (3221) 3661 / FAX: 03 (3221) 3665

URL <http://www.sacl.or.jp/>

編 集 広報委員会

発行人 小澤 真一

印刷所 株式会社東伸企画

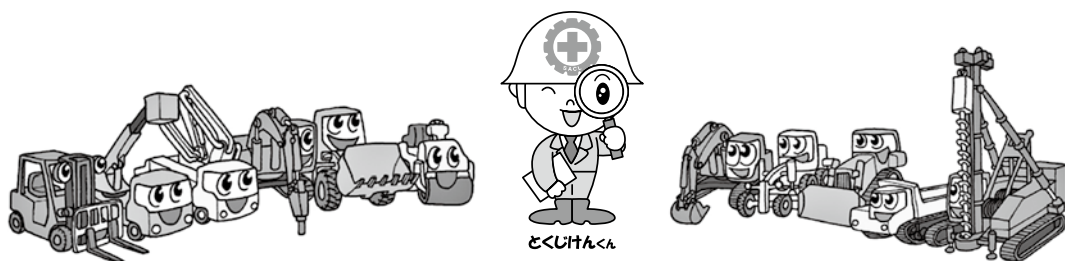
ユーザー名 (U) sac1hp パスワード (P) sac1hp

# 「建設荷役車両」年間総目次

2020 年(令和 2 年)1 月号(第 245 号)

5

2020 年(令和 2 年)11 月号(第 250 号)



## 2020 年(令和 2 年)1 月号(第 245 号)

## 巻頭言

新年を迎えて.....	酒井 信介	8(8)
年頭所感.....	毛利 正	9(9)
年頭所感.....	玉井 優子	11(11)

## 広報

平成30年度 特定自主検査実施状況 (検査業者によるもの).....		13(13)
---------------------------------------	--	--------

## 技術解説

8 トンクラス油圧ショベルの新機能.....	矢山 秀樹	18(18)
------------------------	-------	--------

## 企業取材シリーズ

酒井重工業株式会社 生産センターを訪ねて.....	津川 元	23(23)
グラビア酒井重工業株式会社 生産センター.....		27(27)

イラスト災害事例.....		31(31)
---------------	--	--------

## 随想

ものづくりににおける工夫.....	中野 正晴	35(35)
-------------------	-------	--------

## 安全・技術講座

我が社のセールスポイント.....		37(37)
山形県支部 トヨタ L & F 山形株式会社		

## コーヒーブレイク

第119話 乳頭、玉川、そして不老不死.....	寺岡 晟	41(41)
--------------------------	------	--------

## 製品紹介

i-Construction 対応の次世代中型ブルドーザ 2 機種.....		46(46)
----------------------------------------	--	--------

## Topics

平成30年度 考案賞受賞企業を訪ねて 第 2 回 金賞受賞「バッテリーキャップ回し治具」.....		47(47)
茨城県支部 日立建機日本株式会社 関東支社 安全道場「寺子屋」を訪ねて.....		50(50)
コマツカスタマーサポート株式会社 北海道カンパニー		

## お知らせ

令和元年度「技術・技能の能力向上活動に対する表彰制度」 の実施状況.....		56(56)
建荷協の動き.....		59(59)
2019年度特定自主検査資格取得研修・教育の予定表.....		60(60)
各種研修の受講料.....		68(68)
協会発行図書等のご案内.....		69(69)
特定自主検査者資格取得者名簿 (令和元年10月1日～令和元年11月30日).....		73(73)
支部一覧.....		76(76)
編集後記.....		77(77)
特定自主検査済標準章の取扱いについて.....		78(78)
令和 2 年版特自検査啓発年間ポスター.....	巻頭	

## 2020 年(令和 2 年)3 月号(第 246 号)

## 巻頭言

人手不足.....	絹川 秀樹	4(82)
-----------	-------	-------

## 広報

令和元年度 全国支部長会議.....		5(83)
グラフで見る特自検 第 1 回.....		10(88)
「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る 入力支援サービス」の稼働について (協力依頼).....		15(93)

イラスト災害事例.....		19(97)
---------------	--	--------

## 技術解説

環境施工に配慮した油圧式可変超高周波型バイプロハンマ ZERO SR-60 の紹介.....	中城 延浩	23(101)
---------------------------------------------------	-------	---------

## 随想

伊豆研修センター.....	兼八 淳	28(106)
---------------	------	---------

## 安全・技術講座

我が社のセールスポイント.....		30(108)
富山県支部 コマツカスタマーサポート株式会社 中部カンパニー 高岡支店		

## コーヒーブレイク

第120話 (最終話) 人生初！二重橋を渡る.....	寺岡 晟	35(113)
--------------------------------	------	---------

## Topics

平成30年度 考案賞受賞企業を訪ねて 第 3 回 銀賞受賞「トラックローラー交換用治具」.....		44(122)
三重県支部 株式会社アクティオ 三重いなベテノパーク統括工場 フォークリフトの安全性向上に向けた製品開発の 取り組み.....		47(125)

## お知らせ

建荷協の動き.....		49(127)
令和 2 年度特定自主検査資格取得研修・教育の予定表.....		51(129)
令和 2 年度各種研修の受講料.....		59(137)
特定自主検査者資格取得者名簿 (令和元年12月1日～令和 2 年 1 月31日).....		60(138)
建荷協発行図書等のご案内.....		63(141)
支部一覧.....		67(145)
編集後記.....		68(146)

## 2020 年(令和 2 年)5 月号(第 247 号)

## 巻頭言

100年の歩みと安全活動	國清 嘉人	4
--------------	-------	---

## 広報

新連載 特自検 Q & A 第 1 回	5
グラフで見る特自検 第 2 回	8
全国安全週間に当たってー令和 2 年度全国安全週間実施要綱ー	15
令和元年度建設荷役車両特定自主検査強調月間実施結果報告	20
特定自主検査記録表の記入要領(抜粋版)の紹介	24
ベテラン研修講師及び研修業務管理者の交流・研修会 開催	40

イラスト災害事例	45
----------	----

## 技術解説

DHJ60-3多目的掘削仕様機の開発	大塚 明宏	49
--------------------	-------	----

## 随想

5 S 活動について考える	稲吉 通	54
---------------	------	----

## 安全・技術講座

我が社のセールスポイント	56
東京都支部 トヨタエルアンドエフ東京株式会社	

## 製品紹介

油圧ショベルとの接触事故低減に寄与するオプション「Aerial Angle® STEPⅢ」/後方小旋回機の次世代油圧ショベル Cat 325	60
------------------------------------------------------------------------	----

## Topics

平成30年度 考案賞受賞企業を訪ねて	
第 4 回 銀賞受賞 「プレーキドラム脱着治具」	
静岡県支部 トヨタ L & F 静岡株式会社 浜松北営業所	62
第 4 回 成田国際空港貨物地区	
フォークリフト & パレットビルディング競技会	65

## お知らせ

建荷協の動き	69
令和 2 年度特定自主検査資格取得研修・教育の予定表	71
令和 2 年度各種研修の受講料	79
特定自主検査者資格取得者名簿	
(令和 2 年 2 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日)	80
建荷協発行図書等のご案内	83
支部一覧	87
編集後記	88

## 2020 年(令和 2 年)7 月号(第 248 号)

## 巻頭言

定年前に思う	諸星 清	4(238)
--------	------	--------

## 広報

令和元年(1～12月)特定自主検査済標準等頒布状況	6(240)
常設委員会活動報告	9(243)
令和元年度考案賞入賞作品	18(252)
「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について	31(265)
グラフで見る特自検 第 3 回	44(278)
特自検 Q & A 第 2 回	49(283)

## 技術解説

エネルギー効率の最適化の	
解体用圧砕具の紹介	瀬戸上 義実 53(287)

イラスト災害事例	57(291)
----------	---------

## 随想

コロナ禍	川島 一男 61(295)
------	---------------

## 安全・技術講座

我が社のセールスポイント	63(297)
三重県支部 株式会社前田製作所 三重営業所	

## 製品紹介

次世代ミニ油圧ショベル 2 機種/安全性と快適性を高めたコンパクトトラックローダ/新型油圧ショベル「LEGEST」SH75X-7/衝突軽減システム搭載・お知らせ機能付周囲監視装置「FVM2+(プラス)」	67(301)
-------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------

## Topics

平成30年度 考案賞受賞企業を訪ねて	
第 5 回 銀賞受賞 「バケットピン抜きホルダー」	
青森県支部 日立建機日本株式会社 東北支社北東北支店 八戸営業所	75(309)

## お知らせ

令和 2 年度「考案賞」対象考案の募集について	71(305)
建荷協の動き	78(312)
令和 2 年度特定自主検査資格取得研修・教育の予定表	79(313)
令和2年度各種研修の受講料	87(321)
特定自主検査者資格取得者名簿	
(令和 2 年 4 月 1 日～令和 2 年 5 月 31 日)	88(322)
建荷協発行図書等のご案内	91(325)
支部一覧	95(329)
編集後記	96(330)

## 2020 年(令和 2 年)9 月号(第 249 号)

## 巻頭言

エッセンシャルワーカー……………比留間 茂 4(334)

## 広報

第 9 回 定時総会報告……………5(335)

全国労働衛生週間にあたって……………26(356)

令和2年度建設荷役車両特定自主検査強調月間……………35(365)

「エイジフレンドリー補助金」のご案内……………40(370)

グラフで見る特自検 第 4 回……………42(372)

特自検 Q & A 第 3 回……………43(373)

## 技術解説

アースオーガ：SA-SMD-240R-A08Hi の紹介—林 諭— 49(379)

イラスト災害事例……………53(383)

## 安全・技術講座

我が社のセールスポイント……………57(387)

愛媛県支部 トヨタ L & F 西四国株式会社

## 製品紹介

小型の次世代油圧ショベル 3 機種/i-Construction 対応の

次世代中型ブルドーザ D 5 ……………61(391)

## お知らせ

ホームページ リニューアルオープン……………63(393)

建荷協の動き……………65(395)

令和 2 年度特定自主検査資格取得研修・教育の予定表……………66(396)

令和2年度各種研修の受講料……………74(404)

特定自主検査者資格取得者名簿

(令和 2 年 6 月 1 日～令和 2 年 7 月 31 日)……………75(405)

受賞のお知らせ……………77(407)

支部一覧……………78(408)

建荷協発行図書等のご案内……………79(409)

編集後記……………83(413)

## 2020 年(令和 2 年)11 月号(第 250 号)

## 巻頭カラーグラビア

令和 2 年度 特定自主検査 強調月間ポスター ……1(415)

## 巻頭言

コロナ禍で思うこと……………藤本 明宏 7(421)

## 広報

令和 2 年度 特定自主検査 強調月間実施中！ ……8(422)

特定自主検査 業務点検表〔検査業者用〕の解説……………11(425)

特定自主検査 業務点検表〔事業内用〕の解説……………23(437)

車両系荷役運搬機械の労働災害による

死亡災害の推移と令和元年における発生状況……………31(445)

事故の型別にみた車両系荷役運搬機械による死亡災害事例……………33(447)

車両系建設機械及び高所作業車の労働災害による

死亡災害の推移と令和元年における発生状況……………36(450)

事故の型別にみた車両系建設機械及び高所作業車による死亡災害事例……………38(452)

特自検 Q & A 第 4 回……………42(456)

イラスト災害事例……………47(461)

## 随想

新型コロナウイルス禍が変えたもの……今野 聡 51(465)

## 安全・技術講座

我が社のセールスポイント……………53(467)

宮城県支部 コマツカスタマーサポート株式会社 東北カンパニー

## 製品紹介

最新テクノロジーを搭載した次世代アーティキュレートトラック／＜オフ

ロード法2014年基準適合＞ホイールローダー「WR12-8」……………58(472)

## お知らせ

建荷協の動き……………60(474)

令和 2 年度特定自主検査資格取得研修・教育の予定表……………62(476)

令和 2 年度各種研修の受講料……………70(484)

建荷協発行図書等のご案内……………71(485)

特定自主検査者資格取得者名簿

(令和 2 年 8 月 1 日～令和 2 年 9 月 30 日)……………75(489)

支部一覧……………78(492)

編集後記……………79(493)

「建設荷役車両」年間総目次……………80(494)



## 協会 P R

# あなたは特定自主検査記録表を 正しく書いていますか??

## 実務研修 記録表作成コースのご案内



特定自主検査の結果を  
検査記録表に  
正しく記録します。

### 正しい特定自主検査記録表の記入方法を学ぶ。

※ 特定自主検査を実施した場合、その結果を記録しておくことが労働安全衛生法第45条で定められています。

この検査結果は特定自主検査を実施した検査者（員）が、「検査記録表」に記入しますが、誰が見ても判るように正しく記録されていることが重要です。

検査記録表は機械の進歩にともなって改善しています。これに伴い、記録表の記入方法も改善されています。本研修を受け、最新の知識を身に着け、特定自主検査についての正しい検査方法および記録表の記入方法を修得することをお勧めします。

関係法令 労働安全衛生法 第45条 第1項  
労働安全衛生規則 第151条の23、第169条、第194条の25

開催の予定は建荷協ホームページにてご確認ください。www.sacl.or.jp

### 特定自主検査記録表の記入要領（製品版）（TC-ZC-02-Q）

特定自主検査記録表は、機械性能の向上により随時改訂されています。最新の記録表についても正確に記入できる様、記入方法を解説しています。（R2.4.3改訂Q版発行）

製品版では本誌に掲載されている特定自主検査記録表の記入要領に加え、記入演習課題例を多数掲載しています。

品 名	品 番	会員価格	一般価格
特定自主検査記録表の記入要領	TC-ZC-02-Q	440 円（税込）	550 円（税込）



# 機関誌「建設荷役車両」広告掲載案内

建設荷役車両に関わるすべての企業のために  
私たちの協会があります。

当協会は、建設荷役車両(車両系建設機械、荷役運搬機械)の検査・整備業、リース・レンタル業、ユーザー、メーカーなどから構成された団体です。

これらの企業が協力して、建設荷役車両の性能の保持向上と作業の安全を確保するために定期(特定)自主検査制度の定着化を推進しています。

## 販売促進の可能性をつむぎ出すために・・・。

B( Business) to B(Business) & H(Heart) to H(Heart)

「建設荷役車両」広告掲載料金  
B5版 隔月奇数月発行 発行部数：6,500部

掲載場所	頁／色	掲載料金
表紙 2	1 頁／ 1 C	42,000円
表紙 3	1 頁／ 1 C	36,000円
表紙 4	1 頁／ 2 C	54,000円
前 付	1 頁／ 1 C	34,000円
後 付	1 頁／ 1 C	30,000円

- 広告原稿締切日：機関誌発行前々月末
- 上記広告掲載料金以外に図案制作、エアブラシ、トレース及び製版等の制作費及び消費税は別途頂戴致します。

お問い合わせ先 広報部まで TEL：03-3221-3661  
E-mail：koho@sacl.or.jp



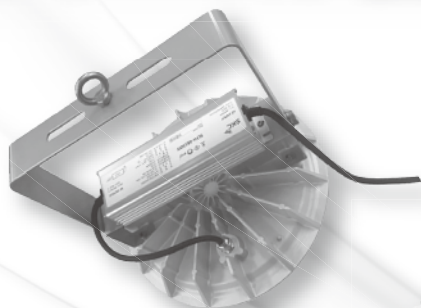
公益  
社団法人 **建設荷役車両安全技術協会**  
SAFETY ASSOCIATION OF CONSTRUCTION AND LOADING VEHICLES

会 長 酒 井 信 介

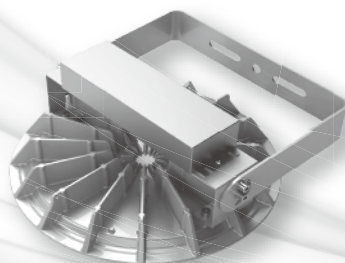
〒101-0051 東京都千代田区神田神保町 3-7-1 ニュー九段ビル 9F  
TEL：03-3221-3661 FAX：03-3221-3665 URL <http://www.sacl.or.jp/>



# ファースト製高天井用LED照明



チェーン吊型



直付型



投光器型

2020年12月末水銀灯の生産が終了致します。  
 自社工事部隊で交換するので今なら**工事費無料!!**  
 (※既設水銀灯の廃棄は含まれてません)

**見積依頼承ります!!**  
**価格相談下さい!!**

## <防塵・防水・耐高温・耐振動用器具>

型番	消費電力	明るさ	全光束	色温度	寿命	使用環境温度	防水
NBL100-JP	100W	水銀ランプ 400W型相当	14,500lm	5,000K	60,000時間	-30℃~50℃	IP65
NBL120-JP	120W	メタルハイドランプ 400W型相当	17,400lm				
NBL150-JP	150W	水銀ランプ 700W型相当	21,750lm				

保証期間：5年

選べる種類も3種類と豊富な為用途別にご使用いただけます。  
 数量に応じて価格も調整致します。

**三菱・東芝パナソニック等取扱多数!**  
**ご要望により特価の相談も承ります!**



**株式会社 ファースト**  
 Do The Best, Be The First

〒111-0052 東京都台東区柳橋1-23-4  
 須賀ビル7F

TEL : 03-5809-1199

FAX : 03-5822-2533

Address: led-info@first-oa.co.jp

担当：環境ソリューション事業部

ちょっと待って

# まだ使えます、そのエンジン！



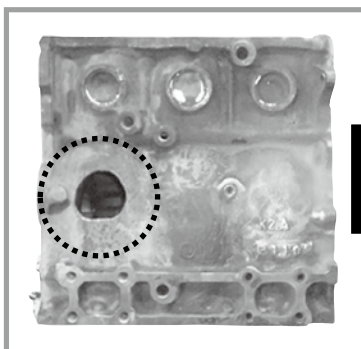
あきらめる前に是非ご一報下さい!!24時間お気軽にお電話下さい

★シリンダーブロック足出し補修再生★

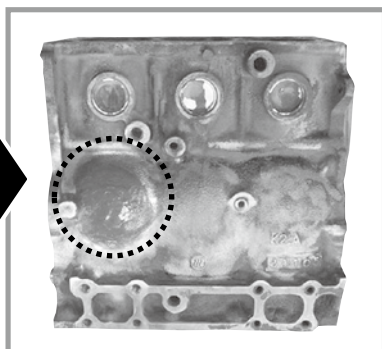


(担当直通: 中川)

E-mail: info@web-krw.com



補修前



補修後

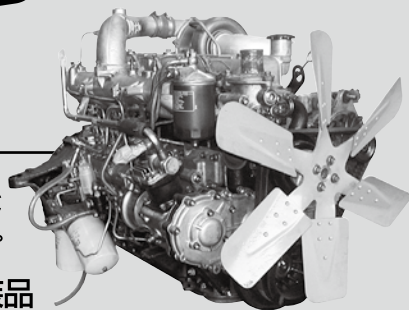
皆さんがお困りの事解決いたします！

## リビルト品の活用は 不況脱出の切り札！

★リビルトエンジン、リビルト噴射ポンプ、エンジン付属品リビルト、リビルト電装品のことならおまかせください。

### 業務内容

- リビルトシリンダーブロック ●リビルトシリンダーヘッド
- リビルトターボチャージャー ●リビルトウォーターポンプ
- リビルト噴射ポンプ ●リビルト噴射ノズル ●リビルト電装品
- 非常用発電機のエンジンメンテナンス ●不良エンジンの買取り・・・まで



新たな気持ちで50周年に向けスタートします。



製品に関するご質問・価格等のお問合せは下記まで。

TEL.076-272-3334 FAX.076-272-3332

詳細はホームページで (☞ URL: <http://www.web-krw.com> E-mail: info@web-krw.com



ボッシュサービスステーション

株式会社 北日本リビルトワークス 〒920-2132 石川県白山市明島町山142番地1

※ 弊社の全再生品は、整備業者様のみの販売とさせていただきます。(脱着・整備等が困難なため、エンドユーザー様への販売はしていません。)





## 解体アタッチメント向け超高耐久カップリング

セインのフラットフェースカップリングに耐久性を極めた  
超高耐久TLXシリーズが加わりました。

解体作業を効率よく  
クリーンに！



撮影協力 宮田土建解体株式会社 様  
(茨城県結城市)



### 超高耐久

- ・ブレーカー、鉄骨カッター、小割機、大割機等の圧力変動の大きな各種解体アタッチメントに適応します。

### 分離時液ダレ無し

- ・分離時油モレのないフラットフェースデザインはアタッチメント交換時の環境汚染を防ぎ、作動油の補充量を大幅に削減します。

### 被圧下分離・接続が可能

- ・油圧回路内に圧力が残った状態での分離、接続が可能です。(レンチ等が必要な場合があります)

## TLXシリーズ主な特徴

### 高合金鋼ボディ

- 高い耐圧力性能を実現します。
- 最高使用圧力42MPa/最低破壊圧力168MPa ※接続時

### ピンロック採用

- 振動による緩みを防ぎます。
- 接続状態の確認が目視で可能です。

### シール交換可能

- 最も消耗の激しい接続部シールはユーザー交換が可能です。
- その他製品内部のシールも消耗した場合、工場にて分解修理します。

### シールプロテクトデザイン

- 接続時、シール材(Oリング)が作動油 流路に露出せず、急激な流速変化(サージフロー)が発生した時にシール材をダメージから守ります。



### フラットフェースデザイン

- 分離時作動油のモレがありません。
- 作業環境の汚損を防ぎます。
- 異物混入を防ぎ機器の性能を維持、寿命を延ばします。

### 大きなねじ込みピッチ

- 効率良く接続、分離が可能です。
- 大きなピッチと丸みを帯びたねじ形状により清掃が容易に行えます。

### 亜鉛ニッケルメッキ採用

- 高い防食性能を実現します。



◀ TLXの動画、  
製品詳細はこちら。  
ぜひご覧下さい。